

札幌市議会第一部予算特別委員会記録（第8号）

令和8年（2026年）3月17日（火曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 32名（欠は欠席者）

委員長	かんの太一	副委員長	わたなべ泰行
委員	勝木勇人	委員	山田洋聡
委員	こんどう和雄	委員	細川正人
委員	よこやま峰子	委員	こじまゆみ
委員	伴良隆	委員	松井隆文
委員	村松叶啓	欠委員	三神英彦
委員	藤田稔人	委員	山田一郎
委員	ふじわら広昭	委員	村上ゆうこ
委員	中村たけし	委員	松原淳二
委員	うるしはら直子	委員	あおいひろみ
委員	おんむら健太郎	委員	森基誉則
委員	福田浩太郎	委員	丸山秀樹
委員	前川隆史	委員	熊谷誠一
委員	小形香織	委員	太田秀子
委員	長屋いずみ	委員	荒井勇雄
委員	山口かずさ	委員	成田祐樹
委員	丸岡守幸		

開議 午後1時

●かんの太一委員長 ただいまから、第一部予算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。高橋委員からは山田洋聡委員と、坂元委員からは荒井委員と交代する旨、届出がございました。

議事に先立ちまして、一言申し上げます。

先日の市民文化局関係の質疑では、皆様方におかれましては明瞭で簡潔な質疑に努めていただきましたこと、感謝申し上げます。

本日も、たくさんの質疑がございますけれども、引き続き、明瞭で簡潔な質疑にご協力いただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

それでは、議事に入ります。

第3款 保健福祉費 第2項 子ども福祉費、第10款 諸支出金 第2項 他会計繰出金中関係分、議案第4号 令和8年度札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付会計予算、及び議案第19号 札幌市区保育・子育て支援センター条例の一部を改正する条例案について、一括して質疑を行います。

●森 基誉則委員 私からは、2項目伺います。

社会的養護自立支援拠点の運営と今後のネットワークづくりについて、並びにヤングケアラー支援についての項目です。

まずは、社会的養護自立支援拠点の運営と今後のネットワークづくりについてです。

我が会派は、これまでも社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、自立を支える支援の必要性について、継続して取り上げてまいりました。社会的養護経験者、いわゆるケアリーバーですけれども、このケアリーバーは、児童養護施設や里親などの元を巣立った後、家族というよりどころがない中、社会に出ていくことになります。

そのため、住まいや就労、金銭面など、様々な生活上の困難に直面しやすいことが指摘されています。また、大人になってから突然、過去のトラウマ等がフラッシュバックするなど、精神的な不調を来し、出社できなくなったり、誰にも助けを求められず、孤立を深めてしまうケースなども少なくないことが支援の現場から聞こえてきます。

こうした困難を抱える若者たちが、社会の壁にぶつかる前に気軽に訪れることができ、また、ぶつかった際に再び頼ることができる場所、言わば安全基地、これはセキュアベースとも呼ばれておりますが、この安全基地となるよう、札幌市は 2025 年 8 月から、北海道との共同運営により、社会的養護自立支援拠点、ひだまりベースを開始しました。

本事業は、児童養護施設等や里親の元を巣立った方だけでなく、虐待経験等がありながらも、これまで公的支援につながってこなかった方も対象に、居場所の提供や生活相談、就労相談など、専門的かつ包括的な支援を行う重要な取組です。道との共同運営の開始から半年以上が経過し、徐々に問合せや利用者も増えていると聞いていますが、事業をより実効性のあるものにしていくためには、運営状況を丁寧に把握し、成果や課題を整理していくことが重要です。

そこで、まず一つ目の質問です。

札幌市としてどのように運営状況を把握しているのか、また、その中で見えてきた事業の成果と課題はどのようなものなのか、伺います。

●宮本児童相談所長 社会的養護自立支援拠

点の運営状況の把握と事業の成果、課題についてお答え申し上げます。

受託事業者からの毎月の実績報告書によりまして、各利用者の相談する支援経過等の報告を受けているほか、定期的に拠点に出向き、北海道及び受託者と打合せを行い、拠点の活動状況の確認や意見交換を行いながら、運営状況の詳細を把握しているところでございます。

事業の成果としましては、開設以降、週 7 日、毎日拠点をオープンしている中で、利用者が 1 人も訪れない日は数日しかなく、2 月末現在で利用登録者数が 208 人、うち、札幌市児童相談所の支援経験のある方が 64 人となりまして、多くの方が拠点につながっている状況でございます。

具体的な相談内容としましては、2 月の実績、こちらは月集計となりますが、就労相談が 78 件、病院受診や健康の相談が 66 件、居住の相談が 55 件など、ケアリーバー等が抱える様々な困り事に対応しているところでございます。

徐々に活動が浸透し、利用者は着実に増加しておりますが、このひだまりベースは開設初年度でもあり、困り事があるときに相談できる場所があることを、これまで支援につながらなかった方々を含む多くのケアリーバー等に知ってもらうため、本事業の周知をさらに広げていくことが今後の課題であると認識しております。

●森 基啓則委員 北海道や受託事業者との意見交換などで、密に情報共有を図って事業の進捗や課題を把握しているということは理解いたしました。

ただ、今の答弁でいきますと、利用人数や提供した支援など、主に支援を提供する側から見た取組状況について示されていたように思います。

実際に支援につながり拠点を利用しているケアリーバー等が、この拠点をどのように受け止め、どのような支援を求めているのかを把握す

ることが、事業の質を高める上で重要と考えます。

そこで、次の質問です。

拠点を利用しているケアリーバー等からは具体的にどのような声が出ているのか。

また、それら利用者の声を今後の事業運営にどのように反映していく考えか、伺います。

●宮本児童相談所長 利用者の声の把握と事業運営の反映についてお答えいたします。

本年2月に拠点での打合せを行った際には、利用者からも直接話を聞いておりまして、「施設を退所した後に安心して過ごせる場所が必要」

「拠点につながったことで、自分も福祉サービスが利用できることが分かり、必要な支援を受けられるようになった」「債務整理について法的な支援を受けられた」などの意見がございました。

そうした中、拠点におきましては、利用者ミーティングを定期的に実施し、利用者からの要望により拠点での食事提供を週4日から週7日に増やすなど、日々の活動や、随時開催するイベントの企画に利用者の意見を反映しながら事業の運営に努めているところでございます。

引き続き、受託事業者のみならず、札幌市としましても利用者の具体的な声の把握に努めるとともに、北海道との協議を重ねながら、より効果的な事業の推進につなげてまいりたいと考えております。

●森 基誉則委員 ただいまの答弁で、安心して過ごせる場所が必要といった声のほか、福祉サービスや法的支援につながった事例など、拠点を通じて様々な支援につながっていることが示されました。

こうした声からは、ひだまりベースが安心して自分の困り事を話せる場所となっているということがうかがえます。

困り事は、相談窓口ではなく、日常の何げない会話の中から生まれることも多く、安心でき

る居場所であり、必要な支援へとつなぐ拠点の役割は非常に大きいと考えます。

また、自分の声や希望が活動やイベントに反映される経験というのは、これまで自分の意見を表明する機会が十分ではなかったケアリーバー等にとって、自分の声が大切にされる、ここにいていいんだという安心・安全を実感できる貴重な体験であると考えます。

こうした支援をより広げていくためには、拠点だけで完結するのではなく、地域の関係機関や社会資源などとの連携を広げていくことが重要であると指摘をさせていただきます。

その意味で、地域の関係機関とのネットワークづくりについても伺います。

拠点では、支援コーディネーターや生活相談支援員、就労相談支援のほか、嘱託の心理士や弁護士が、ケアリーバー等への専門的かつ包括的な支援を行っています。

しかしながら、ケアリーバー等が札幌から道内の他地域に転居する場合や、その逆のケースも想定すると、拠点だけで道内全域の支援を担うことには限界があると考えます。今後、利用者の増加も見込まれる中で、各地域の関係機関や社会資源との連携は不可欠です。

そこで、質問です。

拠点と地域の関係機関等とのネットワークづくりにどのように取り組んでいるのか、伺います。

●宮本児童相談所長 地域の関係機関とのネットワークづくりについてお答えいたします。

札幌市内におけるネットワークづくりとしましては、児童養護施設や里親会はもちろんのこと、学校、地域の若者支援団体との間で連絡会議や研修会を行いまして、ケアリーバー等が抱える課題や拠点の運営状況の説明、各機関の役割やノウハウの共有を行ったところでございます。

また、市外につきましても、出張キャラバン

と称して、帯広、函館、岩内など道内8か所を計10回訪問し、同様の取組を実施したところでございます。

今後も、このようなアウトリーチ型の活動を通じて、北海道全域を視野に、それぞれの地域における社会資源の実情に応じた顔の見える関係性を構築し、ケアリーバー等の自立を後押しする、きめ細やかなネットワークを強化してまいりたいと考えております。

●森 基誉則委員 道内各地への出張キャラバンを10回ほど実施したということで、児童養護施設や里親会、学校、地域団体等と意見交換を行うなど、拠点を中心にネットワークづくりに取り組んでいる点は、大変重要であります。その上で、我が会派としても評価したいと考えております。

拠点がハブとなり、アウトリーチ活動を行い全道各地の社会資源と顔の見える関係を築いていくことは、ケアリーバー等にとって、頼れる人や居場所の選択肢を広げることに繋がります。

実際に利用者から届いている声がありますので、少し紹介をさせていただこうと思います。

「私に初めての居場所ができました。つながって僅か数か月ですが私の人生は大きく変わりました。話を聞いてくれるスタッフや同じ利用者の存在は、話してみようと思えるようになり、心のよりどころとなっています。未来に希望を持てなかった自分が、今では大丈夫と思える瞬間が増え、生きていてもいいんだと思えるようになりました。」

冒頭でも述べさせていただいたんですが、この事業は、児童養護施設や里親などの元を巣立ったケアリーバーだけではなく、虐待経験などがありながらも、これまで公的支援につながらなかった若者も対象としております。困難を抱える若者を社会の中で支えていくという、非常に重要な取組であると認識しております。

ケアリーバー等への支援は、一度自立したからおしまいではなく、何らかのつまずきで再び困難に直面した際に、いつでも戻ってこられる長期的な伴走型の支援が必要です。自立というのは、誰にも頼らず1人で何でもできるということではありません。ましてや、孤立することでもありません。頼れる人、安心できる場所などがたくさんある人のことを自立した人間と呼ぶのだと、私は考えます。

信頼できる人に頼りながら、安心して歩いていくこと、そして、時には一緒につまずきながら歩いていける関係こそが大切です。拠点とケアリーバー等との信頼関係、そして地域とのネットワークを着実に築いていくためには、安定して支援を提供できる事業の継続性が極めて重要です。

今後も北海道と連携しながら、若者たちが安心して頼ることのできる支援の仕組みを支えていくことを求め、次の質問に移ります。

この自立という考え方にも基づくんですが、続いては、ヤングケアラー支援について質問をさせていただきます。

我が会派では、かねてから、ここに並んでいますうるしはら委員などを筆頭に、ヤングケアラー支援の重要性について議会で取り上げさせていただきました。当初知られていなかったヤングケアラーという言葉も、少しずつではありますが一般的になってきたように感じています。

一方で、まだまだ道半ばだと思ったこともあります。今年1月、兄弟の世話や家事を担う小学生を取り上げたバラエティー番組の放送後、SNS上で両親への批判が相次ぎ、テレビ局がその演出について謝罪するという騒動がありました。この一件からも、社会のヤングケアラーに対する正しい理解は、まだ得られていないのではないかと感じたところです。

札幌市は、2021年度の実態調査を皮切りに、2022年度はヤングケアラーガイドラインの策

定、交流サロンや支援者研修の実施、2023 年度には専用相談窓口の開設など、政令指定都市の中でも早くからヤングケアラー支援に取り組んできました。当事者一人一人に寄り添った支援は、子どもの権利を尊重し、誰一人取り残さないという本市の強い決意の表れと感じています。今年度の事業も着実に実施されているということで、潜在化するヤングケアラーの早期発見も期待しているところです。

そこで、質問です。

今年度の実績と、支援事業開始から4年目となり見えてきたヤングケアラー支援の課題について伺います。

●**斎藤子ども育成部長** ヤングケアラー支援の今年度実績、そして、その中から見えてきました課題についてお答えを申し上げます。

今年の2月末時点におきまして、相談窓口であります札幌ヤングケアラーnetでの相談受付件数ですが、ヤングケアラー当事者あるいは教員等の支援者を合わせまして、延べ550件となっております。

また、ヤングケアラーが一休みできる居場所機能と相談機能を併せ持つ交流サロンは中央区の一軒家を借りて定期的に開催しておりますが、こちらの参加人数は延べ50人となっております。花見や海水浴などの体験機会も提供し、子ども、若者たちの貴重な休息の場となっております。

また、支援の普及啓発を目的にヤングケアラー支援研修を開催しております。こちらは、ヤングケアラー経験者を講師に迎えて開催したものでございますが、基礎編の参加人数は122人、支援者向けの実践編は79人で、参加者アンケートも大変なご好評をいただいております。

一方で、支援を要するヤングケアラー世帯に訪問支援員を派遣し、家事支援や育児、養育支援を行うヤングケアラー世帯訪問支援事業というのがございますが、こちらは利用世帯が3世

帯にとどまっております。この支援は、ヤングケアラーの負担を直接的に解消することができますため、多くの世帯に利用していただきたいところではあるのですが、家の中に支援員が入ることに、ご本人やご家族が不安や抵抗を示すということも多くありまして、世帯介入の難しさが課題となっているところでございます。

●**森 基誉則委員** それぞれの取組について、理解しました。

子どもはやはり遊ぶことが本業だと考えますので、サロン等を活用して、どんどん、どんどんたくさん遊ばせて、そういった経験を積ませてあげていただきたいなと思います。

家庭に他人が入って家事をしてもらうということなんですけれども、これは最初、誰もが抵抗感があると思います。ましてや、ヤングケアラーがいる家庭では、なおさら保護者は自分たちが非難されていると感じて、支援に対して否定的になること、これは想像に難くありません。

また、ケアの対象となる家族が誰なのかによっても状況はそれぞれ異なると思いますが、家庭内の問題だからと周りに助けを求めなかったりする場合など、介入はより難しくなると考えます。

そこで、次の質問です。

ヤングケアラーがいる家庭で支援の介入が難しい場合どのような対応を心がけているのか、伺います。

●**斎藤子ども育成部長** 支援の介入が難しい場合の対応についてお答えを申し上げます。

介入が難しい世帯は、養育の負担を1人で抱えるひとり親世帯ですとか、経済的な困窮、保護者の精神的不安定さなど、様々複合的な課題を抱えながらも困りを自覚していなかったり、あるいは、子どもがやりがいを感じていたりする場合が多い傾向にあるというところでございます。

虐待などが疑われる場合、これはもう早急に

入っていかなければいけないのですが、そういう場合を除きまして、家族や本人の意向を無視した性急な介入は、その家族とヤングケアラーご自身の否定につながる場合もあり、慎重な対応が求められるところと考えております。

そのため、支援につなげることを急ぐのではなく、学校等との連携した見守り体制を構築し、介入の適切なタイミングを計ることが重要となっております。また、ヤングケアラー本人には、いつでも助けを求めていいということを伝えていくといった対応も心がけているところでございます。

●森 基誉則委員 抱えている課題、非常にこれは複合的で複雑であります。どれもすぐに解決できるものではないということ、その対応について理解しました。

また、性急な介入というのはヤングケアラー自身を傷つけてしまうおそれがあるなど、改めてヤングケアラー支援の難しさというものを感じたところです。

ヤングケアラーのような事案の場合、どうしても、すぐに支援の手を差し伸べるとか対策を講じるべきだといったことを声高に叫びがちなんですけれども、一筋縄にはいかないと理解しました。

理解はしましたが、やはり、しっかりやらなければいけないこともまた事実です。

そこで、最後の質問になります。

このような世帯に対し、次年度、札幌市で検討している支援策等があれば伺います。

●斎藤子ども育成部長 ヤングケアラー支援の今後の取組についてお答えをさせていただきます。

来年度、支援の介入が難しい世帯や制度の利用を迷っている世帯へのきっかけづくりとして、食によるアプローチ事業を検討しております。例えば相談員が家族みんなで食べてもらうお弁当を玄関先でお渡ししたり、調理に時間がかか

らない食材を届けたりするなど、相手方の負担にならない程度の交流を続けていくことで、支援に対する不安や抵抗を解消していきたい考えです。

そして、少しずつ信頼関係を築いて、本人や家族の意向も十分に尊重した上で、ヤングケアラー世帯訪問支援の利用にもつなげてまいりたいと考えております。

また、来年度は、市立学校に通う小学校5年生から高校生を対象としまして、任意の記名式によるヤングケアラー実態調査を行う予定です。調査をきっかけに、自分はヤングケアラーかもしれないと自身が気づくことによって、潜在化しているヤングケアラーの把握に努めてまいりたいと考えております。

●森 基誉則委員 食を活用するのは非常にすばらしいアイデアだと私も感じます。食というのは人と人を結びつける力がありますので、支援のきっかけづくりには効果的だと考えます。時間はかかるかもしれませんが、丁寧に対応していただくことを期待します。多くの世帯に対応することがあるかもしれませんが、その際はぜひ、子ども食堂など、地域の団体とも連携するなど、多方面からの支援を検討していただければと思います。

また来年度、札幌市立の小・中・高生を対象とした、小学校5年生以上というお話でしたけれども、ヤングケアラー実態調査を実施することでした。勇気を出して声を上げた児童生徒の対応が抜け落ちることのないよう、教育委員会とも連携して、丁寧な調査が実施されることを要望して、全ての質問を終わります。

●熊谷誠一委員 私からは、社会的養護経験者が直面する困難への対応と支援につなげるための取組について、5歳児健診の効果的な実施について、そして、保育人材の確保とさば笑みの機能強化について、順次、質問させていただきます。

初めに、社会的養護経験者についてでございますけれども、社会的養護を経験した若者たちは、高校や大学の卒業などを節目に、施設や里親の元から社会へと新たな一步を踏み出します。しかしながら、就職しても職場の人間関係等で悩みを抱え、ひいては離職してしまうなど、様々な困難に直面することが多々ございます。頼れる親族がいない若者たちにとって、失業は直ちに住居や安定した生活を失うリスクに直結いたします。

それにもかかわらず、お世話になった施設や里親に迷惑をかけたくない、今の状況は知られたくないという複雑な思いから、周囲にＳＯＳを出せず、１人で孤立を深め、問題が深刻化してしまう例が少なくありません。

我が会派は、これまでも社会的養護経験者、いわゆるケアリーバーの自立支援拠点の早期設置をはじめ、自立支援拡充を強く訴えてまいりました。

前にも申し述べましたが、私の両親自身が、この自立支援拠点の先駆けであったような取組をしておりましたので、こうした取組にも注視してきたところでございます。

札幌市が令和７年８月から北海道との共同運営で社会的養護自立支援拠点ひだまりベースを開設したことは大きな前進であり、一定の評価をしているところでございます。

しかしながら、拠点を開設しても、支援を必要とする当事者がそこにたどり着けなければ意味はございません。困っている若者たちをどう支援につなげるかは重要な課題だと考えております。

そこで、一つ目の質問ですが、現在、拠点を利用している方たちはどのような端緒で支援につながっているのか、まずお伺いいたします。

●宮本児童相談所長 社会的養護自立支援拠点へつながる端緒についてお答え申し上げます。

受託事業者からの実績報告に基づきますと、児童養護施設等や里親、他の当事者といった社会的養護関係者の紹介からつながるケースが６割程度と最も多くなっております。次いで、地域の若者支援団体や生活困窮者支援団体、ボランティアなどの関係機関からの紹介が３割程度、残りの１割の方々は、受託事業者による周知活動を通じて、拠点とのつながりのできた企業や学校等からの紹介や、ＳＮＳでのつながりによるものとなっているところでございます。

●熊谷誠一委員 現在、拠点を利用している方は、出身施設など、関係者からの紹介が多いということを理解いたしました。

しかしながら、そうしたつながりを持っておらず孤立している若者は、まだ多くいるのではないかと考えます。

先ほども述べましたが、頼れる人がいなく、ＳＯＳを発信することが難しい社会的養護経験者等が、社会でつまずき離職してしまうと、直ちに居住や安定的な生活を失う状況に陥ってしまいます。

そこで、二つ目の質問ですが、仕事がいまいいかず住居を失った、または失うおそれのある社会的養護経験者等に対してどのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

●宮本児童相談所長 住居を失うおそれのある社会的養護経験者等への支援についてお答えいたします。

社会的養護経験者等の中には、自身が利用できる制度を知らない、サービス利用の相談や手続が苦手な方も一定数おありまして、拠点の支援員が制度の説明やサービス利用申請へ付き添うなど、一人一人の利用者に寄り添った支援をしているほか、生活困窮者支援団体などと連携し、住居確保の支援を行っているところでございます。

また、拠点には、社会的養護経験者等が帰る家を失っている場合に一時的に滞在し、住居や

生活の支援を行うシェルター機能がございまして、2月末時点で5名、延べ167日間の利用があったところでございます。

この拠点事業のほかにも、国の制度改革を受け、施設等から一度社会に出た若者が自立の過程で行き詰まった際には、一定の年齢を超えても、これまで生活してきた施設等に戻ることを本人が希望した場合には、新たな自立を目指すための支援を受けられるようになるなど、社会的養護経験者等に対する重層的な支援が進んでいる状況でございます。

●熊谷誠一委員 拠点への直接的な支援のほかにも、制度が拡充され、居住支援を行っているということは分かりました。

しかしながら、充実した支援を用意いたしましても、支援につながらなければ意味はございません。

自立を困難にする離職等を防ぐためには、関係者や当事者だけではなく、企業の経営者等も社会的養護や支援拠点について知っていなければ、身近で困っている若者がいても、いざというときに拠点に結びつけることができないのではないのでしょうか。

そこで、最後の質問ですけれども、社会的養護や自立支援拠点の認知度を上げ、困っている若者を支援につなげるために今後企業等とどのように連携していくのか、お伺いいたします。

●宮本児童相談所長 支援につなげるための企業等との連携についてでございます。

企業等との連携の例としましては、今年度拠点が行った職業体験会に協力した15社の中には中小企業家同友会のメンバーも入っておりまして、拠点と各種企業とのネットワークづくりが始まっているところでございます。

そのほかにも、企業、施設、地域の若者支援団体等が集まるシンポジウムを開催し、この中では社会的養護経験者が自らの体験を語ったほか、有識者による社会的養護経験者の実情の説

明や、企業経営者も交えたパネルディスカッション、参加者による意見交換を行うなど、社会的養護、及び本拠点の認知度の向上と理解促進にも取り組んでいるところでございます。

今後も拠点を中心とするこのようなネットワークをさらに広げる中で、困難に直面した若者が仕事を辞めてしまう前に、適切に支援につながるができるよう、協力企業の拡大と連携強化に取り組みながら、社会的養護経験者等への自立支援を強化してまいりたいと考えております。

●熊谷誠一委員 まず協力企業の拡大ということでございましたので、ぜひともそこに努めていただきたいと思います。

社会に出て、1日の大半を過ごすことになるのが職場であり会社ですので、当事者はもちろん、経営者もこうした取組を知ることが大切だと思います。会社の経営者、上司や同僚が、こうした窓口、取組、拠点があることを知っていたり聞いたことがある、そうしたことでそっと寄り添えることがあるのではないかと思いますので、ぜひ今言われたネットワークを広げ、連携強化に努めていただくよう、また状況によっては次の拠点の設置の検討を進めていただくよう要望し、この質問を終わります。

次に、5歳児健診の効果的な実施についてお伺いいたします。

これまで乳幼児健診は、病気や障がいの早期発見、発達課題のスクリーニングに加え、孤立した保護者への子育て支援や虐待防止など、子どもの育ちと子育て支援に大きく寄与してきたところでございます。特に5歳児は、言語の理解能力や社会性が高まり、発達の特性が認知されやすい時期であり、この時期の適切な支援がその後の成長に大きく影響いたします。

本市では、他市に先駆けて10年前より任意での5歳児健診を実施してきましたが、我が会派は昨年の予算特別委員会の質疑において、全

ての5歳児を対象とした健診の必要性を訴え、検討する旨の答弁があったところでございます。

そして本定例会、我が会派の竹内議員の代表質問では、今後の5歳児健診の方向性について質問いたしました。

答弁では、令和8年度から、これまでの任意健診に加えて、保育施設などでの健診の機会のない未就園児をまず対象に健診を実施するとの考えを示していただいたところでございます。新たな5歳児健診の第一歩を踏み出したものと、高く評価しているところです。多くの5歳児は就園していると思われますが、未就園児の中には様々な事情があることも予測され、例えば医療的ケアが必要なお子さんなど、健診を受けに行くことが難しいご家庭もあると推察いたします。

そこで質問ですけれども、令和8年度の未就園児を対象とした健診の具体的な方法についてお伺いいたします。

●安田母子保健担当部長 5歳児健診の効果的な実施について、未就園児を対象とした健診の具体的な方法についてお答えいたします。

まずは、5歳の誕生日の頃に健診対象者全員へ案内文とセルフチェック表を郵送いたします。特にその中で、保育園、幼稚園、認定こども園に通園されていない未就園児は、保健センターで実施する5歳児健診の受診を勧めます。

その後、健診予定日を過ぎても受診されていない未就園児に対しては、文書や電話などで状況確認をいたし、既に医療機関などで発育・発達の確認や相談につながっている方を除いて、改めて5歳児健診の受診を促してまいります。

しかし、ほかにも健診を受診できない理由は様々ありますので、個別の事情を丁寧に把握し、困り事がある場合には相談支援を行うなど、状況に応じた対応をしてまいります。

●熊谷誠一委員 支援の必要性が高い未就園児に対して5歳児健診が実施されること、受診

できない方に対しても、個別の事情に応じて丁寧に対応するとのことで、まずは安心したところでございます。

一方で、保育施設に入ってから初めて発達の特性に気づくケースもあることから、我が会派としては、やはり就園児も含めた全ての5歳児が健診を受診し、必要な支援につながることを望ましいと考えます。

そこで質問ですけれども、令和8年度の就園児への5歳児健診の勧め方についてお伺いいたします。

●安田母子保健担当部長 就園児への5歳児健診の勧め方についてお答えいたします。

就園児は、集団生活や園での定期健康診断等の機会の中で、困り事や発育・発達の特性に気づきを得ることができそうですが、認可外保育施設については定期健康診断の手法が定められておりません。

そこで令和8年度は、認可外保育施設における定期健康診断の方法や内容について、また、保育施設側が捉える園児の発達特性や課題について把握するための実態調査を実施いたします。就園児を含めた将来にわたる持続可能な健診体制となるよう検討を続けてまいります。

●熊谷誠一委員 新年度からスタートする未就園児の健診に加え、次なる取組として、就園児の中でも、まずは施設による健康診断の手法の定めがない認可外保育施設の定期健診や、課題を把握する実態調査を行うとの考えを示していただいたと思います。

新年度から第一歩を踏み出す5歳児健診ですけれども、今後は他の乳幼児健診と同様に、全ての5歳児が健診を受診できるような体制の構築を求めて、この質問を終わります。

最後に、保育人材の確保と、さぼ笑みの機能強化についてお伺いいたします。

本市では、これまで認可保育所の整備や幼稚園の認定こども園への移行を積極的に進め、保

育の受皿の拡大を図ってまいりました。しかし、どれだけ施設を整備しても、そこで働く保育士がいなければ、子どもたちが安心して保育を受けることはできません。

我が会派は、これまで保育士の処遇改善とともに、保育を担う人材の確保を最重要の課題として、これまで何度も質疑で取り上げてきたところでございます。国においても、保育人材の確保は恒常的な課題としており、保育人材確保の強化を図る必要があることから、保育士・保育所支援センターを法定化し、政令市においてはその設置が努力義務とされ、今後、ガイドラインも示される予定と聞いております。

この点、本市では先んじて、札幌市保育人材支援センター、さば笑みを平成 28 年度に開設し、市の保育人材確保の中核として、保育士として働きたい人たちに寄り添いながら、多くの潜在保育士などの再就職を支援してきたものと承知しております。

そこで、まず初めの質問ですけれども、さば笑みがどのような取組を進めてきたのか、お伺いいたします。

●山縣支援制度担当部長 さば笑みのこれまでの取組についてお答えいたします。

保育士の平均勤続年数が他職種と比べ短いことに着目し、早期離職を防ぎ長く働き続けられる取組が重要と考えまして、さば笑みでは中長期を見据えた人材定着を目指した丁寧なマッチングを行ってまいりました。

具体的には、保育士資格を持つコーディネーターが求職者と保育施設双方の意向を把握してマッチングを行い、現場への復帰に不安を抱える方々には施設への同行訪問などを実施してきました。採用に至った方々からは、要望を酌み取り最適な求人を紹介してもらえたですとか、見学の同行など、丁寧な対応で就職活動に前向きに取り組めたといった声が寄せられておりまして、一定の評価を得ているものと認識してお

ります。

●熊谷誠一委員 就職活動を行う潜在保育士等の状況に配慮して、今ご答弁があったように、施設への同行支援など、丁寧なマッチングによる現場復帰に向けた相談支援体制を整えてきたことは評価できるところでございます。

しかしながら、本市が実施した令和 6 年度保育士等実態調査の結果では、約 3 割の施設で、依然として 313 名の保育士等が不足している現状が明らかになりました。

不足の主な要因としては、以前から指摘されている、募集を行っても応募が集まらないが最も多く、これに加えて、保育士等の退職・休職も令和 5 年度調査より割合が増加し、多くの施設で要因として挙げられております。

さらに、園からは、採用しても早期に離職して定着しないといった声は今なお聞かれるため、従来のマッチングの実施に加えて、せっかく採用した職員が長く働き続けられるような、離職防止と定着に向けた、より踏み込んだ支援が求められているのではないかと考えているところでございます。

そこで質問ですけれども、このような状況を踏まえ、新年度からのさば笑みで機能の強化をする考えはあるか、お伺いいたします。

●山縣支援制度担当部長 さば笑みの新年度からの機能強化についてお答えいたします。

離職防止に向けては、丁寧なマッチングによる採用への支援にとどまらず、その後も状況把握をはじめとした施設への継続的なフォローも重要と認識しております。このような考えから、さば笑みの機能を拡充し、保育施設に寄り添い伴走支援する保育施設コーディネーターを新たに設置しまして、採用と定着の両面から支援を強化する考えでございます。

この配置により、採用支援として園の魅力が伝わる求人内容の助言、また定着支援としては、採用後に施設へのヒアリングを行いまして、状

況に応じて働きやすい環境づくりに向けた提案を行うなど、早期離職の防止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

●熊谷誠一委員　今ご答弁いただきましたとおり、保育施設コーディネーターの配置により採用と定着の両面から支援を強化する新たな取組、こちらを評価させていただきたいと思います。

長引く少子化の中で新卒の保育士確保も難しくなっております。そのような状況では、今働いている保育士が継続していってもらえるような取組は大変重要でございます。大切な乳幼児保育の環境整備の中でも、保育人材の確保と定着は喫緊の課題です。本市独自の取組として成果を上げてきたさば笑みによる取組をはじめとして、保育士の定着に向けた環境のさらなる拡充を求めさせていただいて、私からの全ての質問を終わります。

●長屋いずみ委員　私からは、思春期ヘルスケア事業について、2点伺います。

本事業は、2002 年度から、保健センターの医師や保健師が小・中・高校に出向き、命の誕生や性感染症、たばこ、アルコールの害などについて健康教室を実施してきたものであり、今年で 24 年目を迎えます。

思春期は、心身の発育・発達が著しく、子どもから大人への移行期として葛藤を生じやすい時期であると同時に、生涯を通じた健康な生活習慣の形成基盤となる極めて重要な時期です。

近年、性行動の若年化や、SNS を通じた性トラブル、性感染症の拡大、さらには孤立した妊娠や出産など、現代社会の深刻な問題の背景には、思春期における適切な知識と支援の在り方が深く関わっています。

そうした中、母子保健と学校教育が連携し、子どもたちに正しい知識を伝える本事業の役割は大変重要です。本事業のうち授業支援事業は、2017 年度には実施校数が 137 校まで実績を伸ば

しました。

ところが、2018 年度以降、大幅に減少し、2024 年度は小学校 27 校、中学 8 校、高校 7 校、合計 42 校にとどまっており、参加者数も約 4,000 人と、2015 年度の約 1 万 6,500 人から大幅に減少しております。

そこで質問ですが、なぜこのような実績の推移となっているのか、伺います。

また、実際に授業を受けた子どもたちや学校側からはどのような反応が寄せられているのか、お聞きいたします。

あわせて、授業実施後の学校へのフォローの状況や、授業支援が届いていない学校への対応も含め、授業支援事業の実績とこれまでの経過についてお伺いいたします。

●安田母子保健担当部長　思春期ヘルスケア事業について、授業支援事業の実績と経過についてお答えいたします。

平成 14 年度から実施している授業支援事業では、保健師等が学校へ出向き、学校との連携の下、性や健康に関する正しい知識の普及啓発を図ってまいりました。授業中の児童生徒の反応は大変熱心で、自分や周りの人を大切にしようと思った、親に感謝しているなどの感想が得られるなど、授業前後のアンケートの結果から、授業を通して理解が深まったことが分かりました。

このように、本事業を利用した多くの学校と連携を図り、性に関する取組の経験値は高まってまいりましたところですが、ご指摘の減少の経過についてでございますけれども、平成 30 年度以降は、これまで本事業を利用したことがない新規校や保健師による地域特性の把握により、特に支援が必要と判断された学校を優先して実施する方針に変更いたしました。

なお、既に事業を利用したことがある学校に対しても、学校が継続的かつ系統的に事業に取り組めるよう、赤ちゃん人形や妊婦体験ジャケ

ットなどの教材を貸し出す連携推進事業を実施しております。この事業の参加人数は、平成28年度は3,500人、最近の令和6年度では8,000人となっております。

学校と保健センターとの連携強化によって、多くの児童生徒に正しい知識の提供が図られていると考えております。

●**長屋いずみ委員** 札幌市教育委員会の性に関する指導の手引にも、学校教育との連携の下、思春期ヘルスケア事業として、保健センターの専門職が学校に出向き、継続的、系統的な健康教育を行うことが明記されております。

しかし、ネットワークづくり重視と、赤ちゃん人形などの貸出しを通じて支援する連携推進事業、この強化では、保健師など専門職が子どもたちに直接語りかける授業支援事業とは役割が異なり、代替とは言えないと考えます。2022年度の札幌市エイズ対策推進協議会において、委員から、札幌市エイズ予防対策実施計画案に盛り込まれていた思春期ヘルスケア事業が実施状況から抜けていたことについて疑問が呈されています。

あわせて、小学校、中学校、高校と系統的、継続的に行うことが必要であり、小学校でやったことを中学校で深め、さらに高校で深めることが必要との指摘もされています。

また、専門職が学校に出向いて話をする機会は子どもたちにとって非常に貴重であるとの意見も出されておりました。本事業は子どもたちにとって、知識の習得にとどまらず、自分自身の健康について、また、相手を思いやる、こういったことを主体的に考える力を育てるという点でも重要です。また、学校の自立的な取組を支援することと、専門職による直接的な授業支援を継続、充実させることは決して矛盾しません。

次に、この事業を支える人材育成について伺います。

国際NGOプラン・インターナショナルが全国高等学校PTA連合会の協力を得て今年1月に発表した保護者意識調査によると、高校生の保護者の約76%が学校での性教育を必要と考えており、安心できる担い手として、助産師、看護師などの専門家を挙げた方が約72%、学校の先生と外部専門家が連携した授業が65%に上っています。この結果は、保健センターの医師、保健師のような専門職が子どもたちに直接関わることへの社会的な期待の高さを示していると言えます。そうした期待に応え、子どもたちを取り巻く環境の急速な変化にも対応していくためには、担当職員の専門性の継続的な向上が不可欠です。

そこで質問ですが、思春期保健に対応する職員の人材育成について現在どのような取組を行っているのか、伺います。

●**安田母子保健担当部長** 職員の人材育成についてお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、思春期特有の複雑な課題に対応するためには、関係職員の専門性向上のための人材育成が不可欠と考えております。

具体的な人材育成の一例を挙げますと、保健センターの保健師等を対象とした若者の性に関する研修会を実施し、専門知識の習得を促すとともに、研修の場に学校の養護教諭等にも参加いただき、学校における取組について学んだり、情報共有を図る機会を設けております。

今後も引き続き、ライフステージに応じた性と健康の普及啓発を推進できますよう、関係機関と連携し、人材育成にもより一層取り組んでまいります。

●**長屋いずみ委員** 養護教諭も同席した研修も行っているとのことでした。

担当職員一人一人の専門性こそが、子どもたちに届く授業の質を支えると考えます。助産師や医療機関など、地域の専門家とのネットワークを活用した研修機会の充実や、他都市の先進

的な取組との情報交換も積極的に進めていただくよう、要望いたします。

授業支援事業を縮小し、ネットワーク強化、連携推進事業へシフトしてきた経緯があります。連携推進事業の効果を客観的に把握することは容易ではないと感じます。だからこそ、どのような指標で事業を評価するのか、関係者とともにぜひ検討し、その結果を施策に生かす仕組みをつくっていただきたいと思います。その上で、専門職による直接的な授業支援事業の再強化に踏み出していただくよう求めます。

子どもたちの健康と未来を守るため、思春期ヘルスケア事業を充実した事業として引き続き取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

●荒井勇雄委員 私からは、さっぽろ結婚支援センターの取組についてと4月の改正民法導入について、2点大きくお伺いしたい、このように思います。

まず、さっぽろ結婚支援センターの取組についてです。

登録期限を迎える会員数についてですが、さっぽろ結婚支援センターの会員数を増やすための取組についてお伺いします。

このセンターは令和6年7月に開設し、会員専用マッチングシステムを用いたオンライン婚活サービスの提供を開始したのが同年9月であったとお伺いしております。また、会員登録期間は入会申込みから2年であるため、令和8年度には、開設年度に入会登録をされた会員が順次、登録時期を迎えることとなると思われます。

そこで、質問です。

令和8年度に会員登録の更新を迎える会員数と会員全体に占める割合はどの程度なのか、お伺いいたします。

●斎藤子ども育成部長 さっぽろ結婚支援センターの登録期限を迎える会員数と割合についてというご質問でございます。

センターの本格稼働後2年が経過します令和8年、今年の9月末日に登録期限を迎える会員数は、今年の3月10日時点の数になりますが、244人の見込みとなっております。

その後、毎月月末に登録期限を迎える会員が順次生じてまいります。令和8年度末までに登録期限を迎える会員数は約880人、全体の6割程度となる見込みでございます。

●荒井勇雄委員 続きまして、更新対象の会員へのアプローチについてお伺いしたいと思います。

ただいまのご答弁により、更新時期を迎える会員が大きなウエートを占めていることが分かりました。また、札幌の結婚支援センターにおいて、令和8年9月に初めて会員の更新時期を迎えることとなるということでしたが、更新時期を迎える会員の方々に、入会当初のモチベーションを維持しつつ、このセンターで婚活を続けていただくことは、センターにおける活動の活性化の維持という観点から重要なことと考えます。

そこで、質問させていただきます。

更新対象の会員に対して継続入会を促すためにどのようなアプローチをするのか、お伺いいたします。

●斎藤子ども育成部長 更新対象会員へのアプローチについてのご質問でございます。

更新に際しましては、独身証明書などの確認が改めて必要となります。そのため、更新期限の3か月前から手続方法に関する具体的なお案内を丁寧に複数回行っていく予定でございます。

また、婚活では、お見合いですとか交際が不成立になる理由について客観的な視点も重要となってきますことから、2年間の活動に関する振り返り面談というものを実施いたします。具体的には、希望者に対しまして、今までやこれからの活動のフォローアップを丁寧に行い、活動へのモチベーションの維持・向上を図ってい

ただきたいと考えております。

●荒井勇雄委員　続きまして、新規入会登録に向けた対応について、お伺いしたいと思います。

更新対象に対するフォローについて理解しました。一方、この事業をさらに発展させていくためには、継続入会もさることながら、新規入会登録者数を伸ばしていくことを常に意識することが重要であり、現在も努めていることかと思えます。

そこで3点目、質問させていただきます。

新規入会登録者数を獲得するために、来年度どのような手法を取っていくのか、お伺いいたします。

●斎藤子ども育成部長　新規入会登録に向けた対応についてのご質問でございます。

令和8年度から、センターへの入会を迷っていらっしゃる方々も気軽に参加していただけるよう、オンライン入会説明会ですとかオンラインイベントを新たに実施し、新規会員獲得につなげていきたいと考えております。

これらの取組を実施することで、センターにおける会員数のさらなる増加と活動の活性化を図りまして、結婚を望む方々のライフプランの実現に、より一層寄与してまいりたいと考えております。

●荒井勇雄委員　こちらの結婚支援センターの取組についてなんですけれども、公明党の前川委員が大変お力を入れていたということで、実はこの取組に関して我が会派の坂元委員が、私も陰でぜひ推していることで、今回ぜひ、大変恐縮なんですけど、前川先生にもお断りを入れて質問させていただきまして、我が会派も応援しているということで、お伝えさせていただきました。

続きまして、改正民法についてお伺いいたします。

子どもの最善の利益の定義について、私から

お伺いさせていただきたいと思います。

札幌市では、平成21年に札幌市子どもの権利条例を施行し、この条例に基づき子どもの権利の保障を進めております。

しかしながら、市民及び当事者の方々から、結局、子どもの最善の利益というのは、同居親の最善の利益を子どもの最善の利益とすり替えているだけではないのかという痛烈な批判と不満の声が上がっております。

虐待等の正当な理由がないにもかかわらず、一方的な申立てをもって実の親から引き離されることが、子どもにとって本当の最善の利益であるはずがないと考えております。

そこで、質問です。

本市といたしまして、子どもにとっての最善の利益の定義について、改めてお伺いいたします。

●斎藤子ども育成部長　子どもの最善の利益の定義についてのご質問でございます。

子どもの最善の利益とは、子どもが自立した社会性のある大人へと成長するために何が最もよいことかを大人が考え、それにより子どもが得られる利益のことで、大人が子どもに影響を与える決定をする際に、常に念頭に置くべきものであります。

最善の利益の内容は、子ども一人一人の状況で異なりますため、年齢や発達段階など様々な要素や子どもの意見を尊重した上で、その子にとって何が最もよいことなのかを総合的に考え、判断する必要があるというものでございます。

●荒井勇雄委員　ただいまのご答弁をお伺いしまして、昨日も親子阻害について私は取り上げさせていただいたんですけれども、大変安心したというか、ぜひ、この概念は必ずしも子どもの意見の全てを取りあげるのではなく、子どもの成長の観点、発達の観点から考えていくという、判断していくというのが大変重要だということが、改めて今後、社会にとって重要なこ

とだなと考えております。

ぜひ普及啓発、なかなか浸透しないところですけれども、取り組んでいただきたいと、このように思います。

続きまして、外国人による保育園優先枠の確保の実態についてお伺いしたいと思います。

本州の複数の地域で、外国人の方が生活保護を受けまして、DVの支援措置を悪用し、子どもを連れ去り、保育料の無償化優先枠を確保したという事例が問題になっているのはご存じでしょうか。

本市が国際金融都市を目指すに当たり、今後はこのような問題も予想されてまいります。

そこでお伺いいたしますが、財政健全化に向けて、今後はこのような制度の悪用に対して対策を取るべきと考えますが、外国人による保育所の優先入所について、本市としての考えをお伺いいたします。

●山縣支援制度担当部長 外国人による保育所の優先入所についてお答えします。

外国籍であることを理由とした優先制度というのは設けておりませんので、適法な在留資格の要件を有して札幌市に在住の方であれば、国籍を問わず、定められた基準に基づきまして、保育の必要性が高い方から順に入所が決定しているというものでございます。

その上で、申請内容等に疑義が生じた場合などには必要な事実確認を行うなど、制度の適正な運用に向けて、厳正に対応していく考えでございます。

●荒井勇雄委員 続きまして、関連の保育現場の負担軽減についてお伺いしたいと思います。

保育園の現場における外国人保護者等の対応は、言葉や文化の壁もあり、通常の共働き家庭よりもはるかに負担が大きいとお伺いしております。

そこでお伺いしますが、本市は現場の保育士のお声をどのように把握し施策に反映されてい

るのかをお伺いします。

●山縣支援制度担当部長 現場の声の把握と施策への反映についてお答えします。

保育現場において、外国人の保護者とのコミュニケーション等に苦慮しているという声は実際に聞いているところでございます。

これまでも、保育団体との定期的な意見交換会などを通じて現場の声を把握しておりまして、翻訳機の導入費用の支援ですとか、保育の周辺業務を担う職員を配置した場合の補助金などの支援を行ってきたところでございます。

今後も、現場の負担軽減に向けまして、実態把握に努めるとともに、必要な支援を検討していきたい考えです。

●荒井勇雄委員 続きまして、改正民法の周知についてお伺いいたします。

改正民法の周知徹底と行政不作為による訴訟リスクの回避についてです。

先般 2025 年 11 月 4 日、東京都世田谷区におきまして、離婚に際し、親権を相手方に渡したくないというゆがんだ動機から、親が生後 3 か月の長女を刺殺してしまったという極めて凄惨な事件が発生いたしました。この悲劇の背景には、改正民法で定められた父母間の人格尊重、協力義務や共同親権制度自体への移行に関する正しい情報が当事者に届いていなかったという行政の周知不足が指摘をされております。事実、世田谷区に対して、適切な周知がされていれば、この子どもの犠牲は防げたはずだとして賠償責任を問う声も上がっております。

法務省は、父母間の協力義務に違反する行為、不当な引き離しや阻害行為等があった場合、親権者の指定の変更、親権喪失、停止の審判において、その内容が考慮されると Q & A の 2 の 7 に明確に見解を示しているところです。この文言を市のホームページに明記することは、過激な行動に走ろうとする親への強い抑止力となり、同時に、行政は正しく法を市民に周知していた

という最大限の防御策になると考えます。

本市がこの警告を明記しないまま世田谷区のような事件がもしも発生した場合、市は周知を怠ったとして法的責任を免れないと考えます。

このような観点から、世田谷区、足立区をはじめ、政令都市では仙台市、都道府県では熊本県、山口県をはじめとした、今現在、全国の400自治体がホームページで既に行政として訴訟のリスクを回避するために、明記しております。

また、先般なんですけど、杉並区のホームページで、侵害の程度によっては損害賠償の義務等が生じることもあったと、もう一步踏み込んだ内容、こちらは法務省のQ&A、4の8に関連しまして明記することがありました。

本市においても、同様の悲劇を繰り返さないために、また市民の命を守り、かつ市の財政を、不必要な賠償リスクを避けるためにも質問させていただきますが、親子交流と人権尊重協力義務、そして同様の文言を即刻追記すべきと考えますが、4月までに掲載する予定があるのかをお答え願います。

●札幌子育て支援部長 改正民法の周知についてお答えいたします。

このたびの民法改正を受けまして、父母双方が離婚後も適切な形で協力し、子どもの養育に関わることができるよう広く関係する制度や考え方を周知することは重要であると認識しております。

そのため札幌市では、さっぽろ子育て情報サイトにおきまして、法務省が作成した離婚後の子の養育に係る制度や考え方を紹介するパンフレット、Q&A等、これにつきまして直接確認できるように案内ページを設けているところでございます。

引き続き、改正民法が施行される4月に向けまして、制度の紹介に加えて、親権問題の相談先や札幌市の養育費確保支援に係る取組を加え

るなど、必要な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

●荒井勇雄委員 なかなか法改正の趣旨の周知が、日本全国含めまして、札幌市も別居親の方々、同居親の方々にも進んでいないというような状況です。あまり報道が進んでいないのも関係しているんですけども、なかなか、取り組んでみますと、制度がいろいろ変わるというのが大きく、例えば保育園事業ですとかも含めて、課題が多く今後発生してくるので、ぜひ周知活動というのは大切だと考えておりますので、引き続き周知のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、ひとり親の言葉について、お伺ひいたします。

本市は、共生条例を可決し、多様な生き方を尊重するために予算措置を講じておりますが、行政が使用する「ひとり親」という用語について再考を求める立場から質問をさせていただきます。

この言葉は、もう一方の実親の存在を透明化させ、改正民法に掲げる父母双方による養育という人格尊重の理念に逆行する差別的響きを持つとの指摘が当事者から挙がっております。

精神的苦痛を訴える市民に対し、本市はひとり親という言葉廃止、実態に即した別居親家庭や共育家庭といった呼称へと是正措置を講じるべきと考えますが、今後の指針をお伺ひいたします。

●札幌子育て支援部長 ひとり親という言葉についてお答えいたします。

ひとり親という用語につきましては、母子家庭または父子家庭の親を意味するものとして、国の法令や諸制度におきまして広く使われておりまして、社会生活においても世帯状況を表すものとして一般的に使用されているものと認識しております。

このため、現時点で用語の変更は想定してお

りませんが、国や他自治体の動向も注視してまいりたいと考えております。

●荒井勇雄委員　今の４点目の質問は、なかなか厳しい質問なのかなと思いますが、事実上、共生条例を可決した本市としては、積極的に前向きに検討していただきたいなという、このように思います。

最後に、親子交流支援事業についてお伺いしたいと思います。

改正民法の立法趣旨は、親子の縁結びとして、離婚しても親子断絶にならないことであり、国会ではまさしくその子の利益について話し合いをされておりました。

この中でも、親子交流が中核的役割を担っておりますが、本市における親子交流支援の取組の有無、及びその内容についてお教えてください。

●札幌子育て支援部長　親子交流支援事業につきましてお答えいたします。

現在、札幌市では、離婚後の親子交流を支援する制度はございませんが、このたびの法改正を受けまして、親子交流のための日程調整や立会いなどの支援サービスを利用することで発生する費用の一部を補助できるよう、令和８年度予算に計上したところでございます。

事業の実施に向けましては、子どもの最善の利益を確保する観点から、父母双方の合意の下で、子どもの心身の状況や思いが十分に尊重される制度となるよう検討してまいりたいと考えております。

●荒井勇雄委員　すばらしいご回答、誠にありがとうございます。

親子交流の費用負担が大き過ぎるというのが現場の声で私の下に寄せられておりまして、本市の取組は、とても法改正に向けて意義があることであり、１人でも多くのお父さんと子ども、お母さんと子どもが笑顔になることを望んでおります。

また、取組の際にも、利用者の声を引き続き

拾い上げ改善していただけますよう、引き続きよろしくお願い申し上げまして、私の質疑を終えさせていただきます。

●伴　良隆委員　私は、さっぽろ子ども未来基金、それから放課後における子どもの居場所について、そして最後に児童虐待防止のための情報連携について質問させていただきます。

まず、さっぽろ子ども未来基金についてでございます。

質問でありますけれども、さっぽろ子ども未来基金を設置した趣旨と寄附の状況について、伺います。

●斎藤子ども育成部長　さっぽろ子ども未来基金の設置趣旨と寄附状況についてのご質問でございました。

本基金は、社会全体で子どもの健やかな成長を支えていくことができるよう、子ども、若者、子育て支援の取組を応援していただける方々から広く寄附金を受け入れ、積み立てて活用するため、令和７年４月に設置したものでございます。

昨年４月から今年１月までの寄附総額は、ふるさと納税を通じた額が、経費を差し引きまして、２億５,６００万円、直接寄附された額が５,６００万円となっております。

今後、さらなる寄附額も見込んでおりまして、今年度末には約４億円を基金へ積み立てる予定となっております。

●伴　良隆委員　約４億円を見込んでいるということでありまして、さぼーとほっと基金もありましたけれども、ちょっとメニューが多くて分かりにくいなと思っていたので、子どもというコンセプトで作っていただいたのは評価したいなと思って見ておりました。

それでは、今後の活用について伺いますが、基金の活用をどのようにお考えか、確認します。

●斎藤子ども育成部長　基金の今後の活用についてお答えを申し上げます。

基金の活用につきましては、札幌の子どもたちのためにという寄附者の温かいご厚意を確実に実現できるよう、札幌市の子ども、若者、子育て支援に関する総合計画であります、さっぽろ子ども未来プランの推進に資する事業に充当することを想定しております。

子どもたちが健やかに自分らしく成長できるよう、子どもの多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりの事業などに活用することを検討しております。

具体的な事業につきましては、次期札幌市まちづくり戦略ビジョン中期実施計画の策定までにしっかりと精査してまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員 今後しっかり見守りたいと思います。ありがとうございました。

次に、放課後における子どもの居場所についてでございます。

私も久しぶりに質問するんですけれども、放課後児童の関係、居場所づくりについて、この学びというものの質を向上するということ、で、当時は遊ばせていただけだった部分もありましたけれども、宿題をやらせたり、いろんな学び、遊びから来る学びということもやっていただけてきたということで、懐かしく思っております。

私の地元のほうからちょっと苦言が呈されていますので、今日、質問してまいります。

それでは、まず質問になりますが、放課後における子どもの居場所の一つである児童会館の整備の現状について確認します。

●斎藤子ども育成部長 放課後の居場所の整備の現状についてお答えを申し上げます。

札幌市では、かつては1中学校区に一つの児童会館を配置する考えでありましたが、現在は、小規模特認校を除きまして、全ての小学校区に児童会館、またはミニ児童会館のいずれかを整備しております。そのようにして、必要な放課

後の居場所を確保しているところでございます。

さらに、利用者増加への対応や主な利用対象者である小学生の利便性向上を図るため、札幌市市有建築物の配置基本方針に基づき、1小学校区に一つの児童会館配置を目指しているところでございます。

具体的な整備手法としましては、小学校の棟の改築時に学校施設やコミュニティ施設との複合化による整備を進めておりまして、現在、教室を借用して配置しているミニ児童会館についても、こうした学校改築等の機会を捉え、順次、児童会館へ転換していく考えでございます。

●伴 良隆委員 公共施設の複合化ということだと思います。公共施設だけじゃないですけど、今後は民間もそうだと思いますが。

それでは、先ほどの苦言なんですけれども、児童館が遠過ぎるという声であります。確認いたしますが、一部の地域から児童会館と小学校の距離が離れていまして、子どもの足で児童会館に行くには時間を要し、負担となっているという声でございますが、そこで、質問です。

児童会館と小学校との距離について、どの程度離れている事例があるのか、現状を伺います。

●斎藤子ども育成部長 小学校と児童会館の距離が離れている現状についてお答え申し上げます。

現在、学校施設と複合化されていない児童会館は91館ございます。この91館につきまして、小学校からの距離を測りましたところ、距離が1キロメートル以上離れている児童会館、こちらは9館ございます。このうち、市内で最も距離が離れているのは北区の太平児童会館と太平南小学校の約1.6キロメートル、これが一番離れている状況です。次いで、手稲区の星置児童会館と手稲北小学校が約1.5キロメートル離れている状況でございます。

●伴 良隆委員 代表的な事例をいただきましたので、まさにそういった保護者からの声で

あります。

太平のほうが 1.6 キロメートル、星置のほう
が 1.5 キロメートルということでございます。
その他、1 キロメートル以上離れているところ
というのは、恐らく 9 から 10 ぐらいあろうか
とは承知しておりますけれども、今ご答弁いた
だきました。

それで、一応、偏在している状況というのが、
例えば児童会館と学校との距離ということでご
ざいますけど、0 メートルということは併設と
いうことですが、0 メートルが大体
20%弱、それから 300 メートルまでが 25%強、
300 メートルから 600 メートルが 25%強、600
メートルから 900 メートルが 20%弱で、今申し
た 900 メートル以上が 10%弱ということになっ
ております。

厳しい言い方をすれば、そこに住んでいるの
が悪いと言われかねないと思っておりますが、
そんなことはないと思います。やはり税金を払
っていただいている、子育てを頑張っている
保護者の方々に対してどうやって報いるかとい
うことで、これだけ離れているという
のはいかがなものかなと思っておりますのでご
ざいます。

太平のほうは、地区センターに併設されてお
りますけれども、改修を昨年の夏にされたと聞
き及んでおります。改修されているときに、皮
肉にも太平南小の空き教室を逃げ場で使ってい
たというので、私は、指摘があったときには、
これはもう既に施工に入っていた状況なので厳
しいなと思いましたが、昨日、東区役所の議
論を聞いていて、非常に私も同調しましたけ
れども、ミニ児を太平仕様にすべきなのが公共
施設マネジメントじゃないかなと思って見てお
りました。

それで、太平の子どもたちの状況であります
けれども、遠いと位置づける子にしては、1 年
生、2 年生が 25 名、それから 3 年生、4 年生

が 15 名、そして 5 年生、6 年生が 11 名、計 51
名が対象ということになっています。全体はそ
の倍が対象となっているということでございま
して、原局のほうのご見解からすると、遠く
ても通うというニーズは高いということでござ
います。児童会館そのものはすばらしいと思
いますけれども、距離が問題だということでご
ざいます。

そこで、本当に住みやすいまち、子育てしや
すいまち、こどもまんなかのまちなのかとい
うことにやはり疑問があるわけでございます。

学校の通学支援ということに関しては 2.0 キ
ロメートル以上だったと思っておりますけれど
も、新川の西地区、バス通の増便に関して、私
も原局の方といろいろやらせていただいて、増
やしていただきました。やはり、状況にいろい
ろと偏りがあるかもしれませんが、0 キロメー
トルという距離と 1.6 キロメートル、これは
往復にすると 3.2、3.0 だとして、0 キロメ
ートルと 3.0 キロメートルというのは、これ
はもう偏りというか、差別に近いレベルにな
っていると私は思っております。

そこで、質問になりますが、このような児童
会館と小学校との距離が離れている地域にお
きましては、子どもが放課後に行き来するとい
うことを考えますと、市内にそういった地域間
格差が生じている現状についてどのように認
識しているのか、伺います。

●斎藤子ども育成部長 児童会館の位置に
関する地域格差が生じていることに対する認
識についてお答え申し上げます。

先ほど答弁もさせていただきましたが、当初
は 1 中学校区に一つの児童会館という考えで
整備していた経過もございまして、小学校
と児童会館との距離には地域差が生じている
状況にございます。また、施設という性質上、
利用者ごとに距離の遠近というものが生じて
しまう面もあります。

それを解消するための施設整備となりますと、多額の費用と時間を要し、こうした個々の距離の課題を早期に解決することが難しいため、現状では、年度当初、子どもたちが新しい環境に慣れるまでは児童会館の職員が学校から付添いを行うなど、安心して児童会館へ通えるよう、現在も地域の状況に応じて対応しているところでございます。

こうした運営面での配慮を今後も継続してまいります。より一層、放課後の子どもたちの安全・安心を確保できるよう、それぞれの地域の状況や課題を個別に把握し、特に児童会館は、帰る時間が遅くなりますので、冬期間は暗くなったりするということでの心配も非常に分かってございますので、そういった安全面の不安に寄り添った支援や、民間や地域が有する資源の活用、そういったことから何かできないかという可能性を探っていくなど、多角的な視点から地域の事情に合った適切な手法を、今後、引き続き検討してまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員 一旦の答弁でありまして、何かということでもありますけれども、ご答弁をよく聞いていると、よくできた答弁でありながら冷たい答弁だったと思っております。

今できることと今後のことというのは、考えますと、これからということでは何かに期待するわけでありまして、例えば、民間学童保育があります、有料でありますので、こういったところも一定程度活用するとかいうことは平均的に許されると思います。近くにあるわけですから。

それから、GPS等の技術的なこともありますし、それから、ちょうど隣にバスに詳しい札幌子育て支援部長がいらっしゃいますから、こういう公共交通のデマンドもありますし、いろんなことで工夫して、交通での支援といったこともあるかもしれません。まさに何かというものをしっかりと重く受け止めていただきたい。

ここは若い方がどんどん住んでいる地域なんです。リノベーションで、3世代含めて。なので、ぜひ応援していただきたいと思います。これは地域振興にもなりますので。

そういうようなことで、その何かということに期待しますが、何かがもしなければ、太平南小にミニ児を作っていただきたいということを要望しまして、私のこの質問を終えさせていただきます。

それでは、児童虐待防止のための情報連携についてであります。

まず、日々、児童虐待に関わりまして様々な緊張感ある大変なお仕事をされている児童相談所をはじめ、子ども未来局の皆さん方には、まづもってお礼申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、私は児童虐待防止のためにということで、児童相談所だけでなく、札幌市内外の関係機関との情報連携ということ、まさに初当選の平成23年から継続して議会の場で強く訴えてきたところでございます。

そのため、私は令和5年の第3回定例会決算特別委員会で、子育てデータ管理プラットフォームについて、児童虐待の未然防止には教育委員会のほか、保護課や障がい福祉課が持つ情報など、札幌市が保有する世帯に関する情報を幅広く集め、様々な観点から子どもやその家庭の状態を分析し、様々な支援につなげていくことが必要だということを申し上げたところでございます。

当時、子ども未来局長でありました山本副市長、今日いらしていますけれども、山本副市長から学校など教育委員会の情報をはじめ、生活支援、発達支援など、保健福祉局が持つ情報が共有できれば、各部署での支援のための情報の精度が上がり、児童虐待の未然防止にもつながっていくように考えるところという、こういった内容のご答弁をいただいたところでござい

す。

そこで、今日はまず、教育のほうで喜多山部長にいらしていただきました。質問であります。

当時、宮本所長のご答弁でございました、これは宮本所長にお願いして、教育委員会の了解で答弁をいただきましたけど、本日いらしている宮本所長のご答弁、学校が保有する児童生徒の情報を連携することで子どもの発達をはじめ、不登校やいじめなど学齢期の子どもが抱える問題について、これまで以上に実態を把握しやすくなることが想定される。この連携が実現すると現在の母子保健と児童福祉の一元的なシステムに、さらに就学後も困難を抱える子どもの情報が加わることになる。より長期的かつ切れ目のない予防的な支援につなげていくことが可能になると考えるところといったことでありまして、課題は情報の選別ということで答弁されているところでございます。

また、去年の私の予算委員会の質疑に対して、市教委のほうからご答弁いただいております。

教育委員会でのデータ連携に関する進捗状況について質問し、喜多山部長から、教育委員会内での情報共有に向けた検討を始めたところであり、将来的には他部局とのデータ連携を見据えて調査検討を進めていく考えだということでございました。

そこで、喜多山部長に確認になりますが、児童虐待防止のための情報連携において、教育側としても有益な情報を得られるという点も踏まえ、これまでと現在の取組状況について確認します。

●喜多山教育委員会児童生徒担当部長 児童福祉分野との情報の連携についてでございますが、子どもに関する情報について日常的に情報共有を図りながら適切な支援につなげる仕組みづくりを検討しておりまして、連携を図ることによって児童生徒のＳＯＳの早期把握やアセス

メントの質の向上等を見込んでいるところでございます。

今年度、他部局との検討に加えまして、コンサルによる調査検討業務を実施しておりまして、今年度中に現在の課題整理や今後の方向性について調査をしていただき、この調査結果を踏まえまして、今後も引き続き情報共有の在り方について検討してまいります。

●伴 良隆委員 私がこれに気づいたのは、子どもたちが虐待により重篤になったり、殺されるたびに、教育現場など、様々な子どもの施設ということになりますけれども、いろんな保育園もそうありますが、教育委員会が、多くの時間を割いて子どもたちを預かっていただいているということで、私も思いついたことであります。

当時、ご紹介しましたサポートファイルさっぽろ、こういったことで子どもたちを一貫して子育てという中に福祉的な要素をもってして教育側としてやってきたということが、これが土台となっている。これをプラットフォームにしていくというようなイメージを私は持っております。宮本所長はそこら辺を不登校等のいろんな気づきというものがあるだろうと踏み込んだわけであります。

そこで、改めて宮本所長に伺ってまいります。情報共有についてであります。子ども未来局が所管する児童福祉母子保健に関する情報、各区の保健福祉局で閲覧できるようになっておりますけれども、逆に保健福祉部門で持つ情報は、まだ母子保健部門ではシステム上、把握できないということになっています。

そこで、質問であります。児童相談所に対しては各区の障がい福祉部門、保護課の有する情報の中で児童相談所が特に必要と考える情報と、その理由とは何か、伺います。

●宮本児童相談所長 区保健福祉部が保有する情報の中で児童相談所が特に必要と考える情

報とその理由についてお答え申し上げます。

障がい福祉部門が有する保護者や子ども自身の様々な障がいとそれに伴いますサービス等の利用状況に係る情報は、世帯に対するリスクアセスメントや支援方法を検討する上で重要でありまして、虐待の未然防止、あるいは重篤化の予防に資するものと認識しております。

また、保護課が有する情報としましては、ケースワーカーによる家庭訪問時の世帯の様子や経済状況、あるいは保護者の健康状態や受診状況などに係る情報はもとより、保護者の成育歴、生活歴、頼れる親族の有無なども、虐待がなぜ生じたのか、その背景を探り、理解をするために必要であることから児童相談所として適切な支援を行う上でも大変重要な情報と考えているところでございます。

児童相談所には多くを語りたがらない保護者もいる中、保護課におきましては、こうした情報について一定程度、情報を有しているものと認識しております。

●伴 良隆委員 予防、そしてケースワーキング、そして事後という緊急対応も含めたものであります。これが非常に大事なんですけど、やはり予防ですね。起きないように、あるいは起こしちゃいけないということが大事でありますので、私はやはりこの予防、そして、ケースワーキングしているときも様々な情報が間髪入れず入ってくるという状況が 24 時間 365 日と思っているわけでございます。

宮本所長、ご答弁ありがとうございます。

それでは、保護のほうの話に移りたいと思います。本日は、向瀬地域生活支援担当部長にいらしていただいています。

保護課のケースワーカーは家庭訪問等の機会を通じて、今もご答弁がありましたけれども、生活保護受給世帯に接する機会も多く、日々のケースワークに通じて得られる情報は、虐待リスクの防止や早期発見に直結するものでありま

す。

質問になりますが、保護課では、児童福祉分野など関係部局との情報連携の重要性をどのように認識されているか。また、今後どのように連携を進めていくお考えか、伺います。

●向瀬保健福祉局地域生活支援担当部長 生活保護分野と児童福祉分野との連携についてお答えいたします。

保護課では、子どものいる世帯に対する適切な支援を令和 3 年度から全市的な重点事項と位置づけておりまして、特に児童虐待防止に向けましては健康・子ども課や児童相談所などの関係部局等と情報共有も含めまして連携を強化していくことが極めて重要であると認識しております。

そこで、保護課においては、妊娠から子育てに至る児童の養育状況等の情報を閲覧し、確認できるよう、子育てデータ管理プラットフォームの利用を本年 2 月から開始したところでございます。

また、保護課が有する情報は生活保護を受給されている世帯の生活状況や保護の決定状況など多岐にわたりますが、委員にご指摘いただいたとおり、児童虐待リスクの防止や早期発見につながる情報も含んでおりますので、個人情報に配慮しつつ、必要な情報が関係部局等と確実に共有されるよう、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

●伴 良隆委員 ありがとうございます。

当時、向瀬さんが課長でいらしたときにこの提案をさせていただきました。この提案を私がさせていただく前に、ここにいる藤田委員が私にそれをやるべきだと、白石の事案を含めて言われたものですから、私はそれを受け売りで申し上げました。藤田稔人委員にも、そして向瀬部長にも感謝申し上げます。

それでは次に、障がいのほうの話に移ってまいります。成澤部長、今日はご出席ありがとうございます。

ございます。

今日は、ここが私はメインに近いです。平成 25 年 10 月の文教委員会の資料があります。同じく平成 25 年 2 月の資料がありますけど、これは私たちは忘れもしない豊平区の女兒死亡事案でございます。一定程度、心身、精神のほうにいろいろと課題があったと聞き及んでおりますけれども、いろんなことがありまして、お母さんが娘 2 人を包丁で刺しまして、そしてお一人亡くなったという事案でございました。非常にショックな事案でありまして、これに関しまして、私も当時質疑させていただきましてけれども、質疑してもやるせなさが残った部分、記憶にございます。何人か殺されてしまって、やっとこのプラットフォームという形になってきたというのが私の解釈であります。いろんな情報を欲しがっていたということもあったと思うし、この子たちも、できれば何かに大人が、社会が気づいてほしかったと思っていたと僕は思う。

そういった思いの中で、今日は障がいのほうで私が伝えたいのは、やはり、声なき声を拾っていくというのが大事だと思います。これは一般的に成人もそうでありますし、特に子どもはそう。虐待を受けていたらなおさらそうです。

それから、目に見えない状況というものがあると思います。目に見えないというのは身体的な状況、それから心の状況ということであります。これを通常、障がいであったりとか、それから難病だったりというようなことがあろうかと思います。必ずしもこの身体的な状況や心身の状況が虐待にすぐつながるという意味ではございません。しかし、そのリスクをはらんでいるということでございます。現に、豊平の事案が僕はそうだったと思って、検証報告も全部見ましたが、そこにやはり気づきというものがあるべきだったというようになっています。つまり、家庭の状況の変化も含めて

でございます。

そこで、質問に入ってまいりますが、ご家庭の状況として把握すべきものとして、保護者の過去からの情報、現在の生活状況など、様々なものがあると思いますが、私としては保護者や子どもの障がいや育児困難、または虐待につながる要因の一つになると考えております。

全区の支援調整課においてはプラットフォームの閲覧が可能となっておりますけれども、部局間での情報共有が着実に前進しております。こうした広がりがある一方で、区役所の障がい福祉部門においては、現時点ではプラットフォームを活用していない状況であると考えております。

そこで、質問であります。全庁の職員が一体となって児童虐待の防止に取り組んでいくことが求められる中で、障がい福祉を所管する立場として、児童福祉分野との連携の重要性をどのようにまず認識しているか。また、関係部局間の連携や情報共有体制の強化に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

●成澤保健福祉局障がい保健福祉部長 障がい福祉部門と児童福祉部門との連携についてお答えいたします。

障がい福祉を所管する部署におきましても、各職員が児童虐待を防止するという当事者意識を持って支援に当たることが重要であると考えますことから、児童福祉分野をはじめとする関係部署との情報共有や連携を強化していく必要があると認識しているところでございます。

こうした連携を実効性あるものとするためにも、プラットフォームの活用は有効であることから、次年度、区の相談支援体制の強化を図る組織改編、これに合わせまして複数の区でモデル的にプラットフォームの閲覧利用を開始したいと考えており、全区へと広げてまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員 複数の区でモデル的に利用

開始、全区へ広げていきたいというお話でありました。

障がいがあるからといって、必ずしも虐待につながるということではございませんが、しかし、先ほど宮本所長からお話がありましたとおり、アセスメントという言葉のとおりでありますし、また、起きたときも瞬時にということでもあります。こういった障がいを基にして、絶対に虐待ということが進まないようにしなきゃいけないと思っております。成澤部長のその決意のご答弁だと思っております。

声なき声という言葉、これは極めて重要でありまして、助けてと言えない声も含めて、そもそも本人がそういう状況に陥っているということをつかれないという状況があります。そういう社会であり、世界であり、家庭だということにもあります。そういう意味で、ぜひこの社会の目として網の目をかけてこの子たちを弔いながら、今後そういうことがないように救っていただきたいと思っております。保護課のほうから、そしてまた、障がい福祉部門のほうからも、そして、先ほど教育部門のほうからもそれぞれ力強いお言葉をいただいたところでありますけれども、ぜひ二度と起こさないということでもありますけれども、再発防止ということは必ず謝罪で言うんですけれども、では、何ができるか、何をしていくのか、そして、限界を作らずにできることは何でもやるということをぜひ心に留めて、ぜひ児童相談所の皆さん方に協力していただきたいと思っております。皆さん方にとっても有益な情報も必要なんだと思っておりますけど、煩雑になったら申し訳ないと思うけれども、そこは子どものために頼みます。よろしく申し上げます。今日はご出席いただきましてありがとうございます。

さて、質問のほうは児相のほうに戻ってまいります。

宮本所長のほうに質問でありますけれども、

こういう様々な力強いご答弁もいただいているところでございます。非常に、まさに当事者意識を持っていただいていたこの三部長のご答弁だったと思います。

これまでの答弁で、区の保健福祉部の持つ生活保護や障がい福祉の情報をプラットフォームで共有することが支援の質を高めることができるということ、障がい福祉部門では相談支援体制を強化し、虐待の兆候を見逃さないようなプラットフォームをモデル的に閲覧できるようにして、全区導入に向けた検討を始めること、生活保護においては虐待防止に向け検討していくということがここで明らかにされたところでございます。

そこで、宮本児童相談所長にご答弁いただきたいと思っておりますけれども、児相が最も重要な当事者だと思います。これは重篤性、緊急性と重大性ということを考えても、プライオリティが極めて高い部署だと思います。そして、伴って、他部局もそれを共有、理解し、協力すべきであります。まさに検証報告で毎度出てくる共働という言葉、共に働くということですから、協力して、こどもまんなかのワンチームをぜひ今後、お願いしたいなと思っております。

質問になりますけれども、今後に向けた強い意思を伺いたいと思いますが、今後どのようにプラットフォームで情報連携を進めていきたいと考えているか、課題も含めて伺います。

●宮本児童相談所長 今後の情報連携の進め方と課題についてお答え申し上げます。

今後、教育、保護、障がい部門との情報連携が進むことにより、子どもの成長という連続した時間軸の中で、より多角的な視点に基づき、切れ目のないきめ細かな支援につながるものと考えているところでございます。

こうした中、子どもの年齢や虐待の態様により必要となる情報は異なること、また、個人情報保護の観点から、各部門が保有する多様な情

報の中で真に必要な情報、必要不可欠な情報を選別していくことが引き続きの課題であり、情報連携に向けた各部門の進捗状況を踏まえつつ、児童相談所が中心となり、丁寧にかつ主体的に協議、検討を進めていく考えでございます。

一方、各部門との情報連携が進み、システム上で把握できる情報が充実していった場合にも、一人一人の職員が情報の行間や、その背後にあるものへの感度を高く持ち、直接の確認によってはざまにある情報の共有を意識することも同時に重要と認識しております。

こうした点に留意しながら、今後の情報連携を進めるとともに、組織を超えた職員間の連携、共働を一層強化することで児童虐待から子どもの命を守ってまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員 言霊という言葉がございすけど、感じました。ぜひ、そのスピリットで仕事をお願いしたいなと思っております。

主体的にということでお話がありました。ぜひ今後もお担当者も含めて主体的に他部署を巻き込みながら、協力をいただきながら共働をしていただきたいと思います。

情報の行間というお話がありました。まさにこのエッセンシャルな部分でありますので、やはり人の力というのは、最初も最後まで大事であります。さっきのデジ局の質疑で、AI相談の意義と課題を取り上げたところでありますけれども、このプラットフォームというシステム、これも同じく手段としてのシステムということでございますので、されど、抜け穴を作らせないシステムもございす。やはり人の目と勘をいつも大事にいただきたいと思います。

さて、最後に、当時、児童相談所の緊急対応の課長さんだった方が今日いらっしゃいますので質問させていただきます。山本健晴副市長であります。

平成 26 年 3 月のこの資料で、関係機関との

連携強化というこのシート、ここに山本さんと書いてあります。平成 26 年ですね。当時、誠に厳しく、また、物腰が柔らかい対応をされていた記憶がありまして、本当に正面に向かって、この件も含めて、これまでも扱ってこられたと私も記憶していまして、決して逃げないというか、正面に対して誠意を持ってやっていくというような、当時、対応していただいていたし、連携の関係ですね、警察の職員も含めて、いろいろと改善、改革をしていただいた当時の課長さんだと思っております。

そういう中で、子ども未来局長時代に、先ほど紹介しましたが、私の児相情報の組織連携の広域化、庁内の広域化、ここに同調していただいた山本副市長には、こうして何とか今、進んでいるということに本当に感謝しております。

一方、子ども未来局、保健福祉局、教育委員会といった関係部署に、ご担当者レベルに節目、節目で尋ねますと、組織と人、それぞれ訳ありで、やはり一気に情報連携は進まないんですよ。私も頑張っておりますけど。新たな試みであるとは言いましても、事あるごとに各部署の代替わりする担当者に元に戻って理解を求めて促していかなければならない、繰り返し。私も今、その間にどこかでひそかに虐待が進んでいたらと思うと、非常に歯がゆい気持ちになるわけでございます。

市役所も人と組織がございす。そして、業務と分担が確かにあります。ただ、何のために仕事をしているのかということをいつも申し上げますけれども、子どもの福祉に関して言えば、業務とするか、それとも仕事とするか、それとも使命と見るか、我が子と見るかという、これによって大分違ってきます。これは人のなす技ですから、本当に難しい永遠のテーマであろうと思います。皆さんもご承知のとおり、唱和できると思いますが、札幌市民憲章におい

ては、未来をつくる子どものしあわせなまちにしましょうと、第4章がございます。

そこで、山本副市長に伺いたいと思います。これまでとこれからのことをどのように思い、そして考えていらっしゃるか、お願いします。

●山本副市長 ご指名でございます。児童福祉に長年携わることになりましたのは、平成元年、大分昔になりますけれども、札幌市職員として採用された際に、児童相談所の職員として採用され、児童福祉司として何とか子どもの支援に携わってきた、これが原点であります。

度々、児童福祉の場面、現場に携わる機会をいただいた経緯がございまして、そういった思いも含めてお答え申し上げますけれども、まずは大きな出来事というのは、令和元年6月の中央区の女児死亡事案ということであります。これは痛恨の極みであります。

その後、検証委員の皆様方に精力的に検証いただきまして、翌年、令和2年3月に検証報告書を頂きました。この末尾に、皆さんもご記憶にあると思いますけれども、札幌市はこれまでの死亡事例から本気で学ぶつもりがあるのかという、このような厳しい言葉をいただきました。これが改めて、私どもの原点になっております。この原点に何度も立ち返って考える必要があると思っております。

この区での支援、児童相談所の支援が、あの当時、途切れたということ、これが一つ、大きな課題でありました。この課題をどう克服するかというのが一つのテーマであり、その一つの答えがこのシステムを連携させてプラットフォームという形で誰もが閲覧できるようにする、これは児童相談所と区の家庭児童相談室と母子保健、この三者が閲覧することによって情報の途切れをなくするという試みでありました。

さらに、令和4年になりますけれども、子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョンというものも作りました。これは、

機会はできたけども、やはり現場で子ども世帯にアセスメントをして、危機の感度はどう反応するかというのは、これは人でなければできません。そういう人間の専門性を高くしていこうという、こういうビジョンを作ったわけであり

ます。

システムと育成のビジョン、これが両輪となって一つの虐待防止の手段といいましょうか、我々の形、支援の形になったと、このように思っております。

その間、私も児童相談所長、あるいは子ども未来局長、今の立場も含めて、リーダーシップという形で取らせていただきました。ただ、これはいつまでも我々の世代が引っ張っていくということではありませんで、今申し上げたビジョン、これがどんどん浸透して形となっていく、そうすることによって、次代、我々の次にこの課題をしっかりリーダーシップを取って引っ張っていく世代が育っていくと、このようにも期待しているところであります。

まずは、私がしっかりとこの道筋を作る、それが自動的、自律的に進んでいくために頑張ってまいりたいと、このように思っております。

●伴 良隆委員 本当にそれ以上もないご答弁だと思いますし、聞いていらっしゃるかどうか分かりませんが、これまで残念ながら亡くなってこられた子どもたちには、ぜひこの声が届いてほしいなと、山本副市長の言葉が届いてほしいなと思っております。

職員の方々に偉そうに申し上げるつもりはございませんけど、勝手に見解を作らずに、優秀な職員の方々でありますから、縦割りを廃して、ぜひこどもまんなかでやってほしいなと思っております。

そういう意味では、山本副市長がおっしゃっていただいたように、私も4年に一度の部分でありますし、もうあと1年しか政治の寿命はございません。ですから、どうなるか分かりませ

ん。

ですから、そういう意味で何とか1日1日、皆さんにお伝えしていますけども、皆さんは組織ですから、これからもつながること、つながることができます。そういう意味では、ぜひ使命感と慈しみを持ってやっていただきたいなということを心から切に願って、私の質問を終わります。ありがとうございました。

●うるしはら直子委員 私からは5歳児健診について、また、東部児童相談所における一時保護所の運用状況と職場環境整備について、大きく2項目質問いたします。

初めに、先ほど熊谷委員からもありました5歳児健診について伺います。

幼児期は言語の理解能力、また、基本的な生活習慣が身につく時期であると同時に、発達の課題なども認知されやすい重要な時期です。そのため、小学校入学前に子どもの発達の特性を早期に把握し、適切な支援や就学に向けた準備へとつなげていく5歳児健診の重要性は非常に高いと考えます。

5歳児健診の導入については、国においても就学前に子どもの発達の特性を把握し、支援につなげる重要な機会として進められており、子ども家庭庁も2028年度までに全国的な実施を目指しているというところです。

幼児期の発達支援においては、できるだけ早い気づきによって適切な支援につなげることが子ども本人にとっても保護者にとっても極めて重要と考えます。

しかしながら、現在の本市の5歳児健診は希望者のみの任意健診となっておりまして、この支援が必要な子どもを十分に把握できているかという課題も指摘されています。希望の有無に限らず、誰一人取りこぼさないという視点で支援を実現することが重要と考えます。

そこで、まず、2026年度から5歳児健診の実施方法をどのように変えていくのか、伺いま

す。

●安田母子保健担当部長 5歳児健診について、2026年度からの実施方法についてお答えいたします。

現在の本市の5歳児健診は、保護者のセルフチェックに基づく任意受診となっておりまして、受診率は5%から6%で推移しております。そのため、親は心配していないが、支援が必要な可能性のある児については、就学前までの段階で特性が見過ごされ、適切な支援につながらないまま入学を迎えることが起こり得ると認識しております。

2026年度につきましては、健診受診を促す際に園医健診等の機会がない全ての未就園児に積極的に受診勧奨を行い、各区の保健センターにおいて健診を実施してまいります。

●うるしはら直子委員 これまでは保護者のセルフチェックに基づく任意受診であって、受診率は何と5%から6%であったということです。

そして、今年度は全ての未就園児への受診勧奨など、より多くの子どもたちの状況を把握するための取組を進めていくということでした。

先日、5歳児健診の対象になる親御さんからお話を聞いたのですが、受診を考えていて、調べていたり、案内いただいたものを見たところ、5歳児健診を受診する人はとても少ないんですよというのを聞いて、かえってちゅうちょしてしまったということでした。

この5歳児健診は、小学校に入学前に子どもの特性に気づいて、必要な支援につなげていくための大変重要な機会でありますので、今後も受診率の向上、そして健診体制の充実に取り組んでいただくよう求めておきます。

次に、吃音等の言葉の課題についても伺いたいと思います。

2026年度の5歳児健診が拡充されるということですが、この5歳という時期、これは言葉

によるコミュニケーションが大変活発になる、その一方で、吃音であったり発音の不明瞭さなど、言語に関する課題が見え始める時期でもあると思います。

この吃音ですけれども、言葉が出にくい、そして、言葉の話し始めの音、だだだとか、わわわとか、そういった音を繰り返すなどを特徴とする発話障がい的一种です。幼児期に症状が見られることが多くて、成長とともに改善する方もいる一方で、成人後も症状が続く場合があります。

実は、私も当事者であります。私の場合は、ちょうど就学前の幼少期にこの指摘をされたことがありますして、時代的にはこうした健診というものもないし、そしてまたこの支援というものも特にあるわけでもないの、ただ、兄弟が多かったり、ご近所の方のつながり、あるいは入学してから学校の先生のアドバイスや指導で、徐々に克服してきた経緯があります。

でも、現在も緊張したり、体調であったり、ストレスを感じたり、焦ったりすると、やはりこの吃音の症状が出るものがあって、これはもう年齢を重ねて訓練といいますか、自分の中で少しずつ落ち着いていくというようなところがあります。

この乳幼児健診などの機会、ぜひ保護者が吃音について知るという機会があれば、この発語に関して親御さんが気になった際に健診で相談することもできますし、また、不安の解消や早期の支援につながるのではないかと思います。

そこで、質問ですが、この新たな5歳児健診の枠組みにおいて、こうした言葉や発音の課題はどのようにして発見される仕組みになっているのか、伺います。

●安田母子保健担当部長 吃音の発見についてお答えいたします。

国が示す5歳児健診の項目には、言語障がいの有無が明確に位置づけられております。

本市においても言語発達の確認は重要と認識しております。具体的には、まず健診前にご家庭で記入していただく5歳児セルフチェック表において、発音がはっきりしているか、発音に気になることがあるか等の幅広い項目を設けまして、保護者が話し方に関する違和感や心配事に気づいて相談につなげられるようにしております。

健診の場では、言葉の遅れや会話の相互性などについても、やり取りをしながら併せて確認を行い、その中で吃音を含む言語発達の課題の早期発見に努めてまいります。

●うるしはら直子委員 言語発達の確認についても健診の中で重要な視点として捉えていること、そしてまた、早期発見に努めるということを確認できました。本当に健診の機会を通じて、保護者が安心して相談できる入り口になるように、丁寧な対応と情報提供に努めていただくことを求めます。

この質問を最後に、フォローアップ体制についても伺いたいと思います。

5歳児健診では発達上の課題や言葉の課題のみならず、育児に悩む保護者に対しても丁寧な支援につなげていくことが肝要です。

我が会派のたけのうち委員のところに、保護者の方から、子どもの特性については毎日一緒に過ごしていても気づきにくいということがあって、この健診というのをきっかけに専門家の方とつながれると安心するですとか、また、子どもの特性は小学校の入学前に気づいて、そして的確な支援を受けたいといった声が届いています。

その一方で、子どもの特性を相談した際には、この就学に対するアドバイス、それを受けたことで不安を感じたといった保護者もいるということも聞いておりますので、保護者が安心して相談ができる環境を整えていくことも重要です。

健診の最大の目的は課題を発見することだけ

ではなく、その後の適切な支援、療育、そしてさらには就学に向けた支援とつなげていくことにあると思います。

そこで、質問ですが、今後、どのようなフォローアップ体制を用意しているのか、伺います。

●安田母子保健担当部長 5歳児健診のフォローアップ体制についてお答えいたします。

医師による診察で何らかの支援が必要と判断された場合は、専門職の個別相談により子どもの特性に応じた関わり方の助言を通じて、保護者の困り事の解消、そして軽減を図ってまいります。

その上で、さらに専門的な支援が必要な場合は、保護者の意向を踏まえまして、福祉療育機関、教育機関、医療機関といった適切な関係機関への紹介、調整を行っております。

このほか、保護者が必要な情報にアクセスできるよう、情報提供を適宜行うことに加えまして、支援が必要な家庭には保健師などが継続的にフォローアップを実施する。そして、安心して相談できる切れ目のない支援の実現を目指してまいります。

●うるしはら直子委員 フォローアップ体制をしっかりとお願いしたいと思います。

5歳児健診の導入により子どもたちが安心して就学を迎えることができる体制が整うこと、これも期待しております。

最後、要望になりますけれども、この5歳児健診は、例えば、案内ですとか、そういったものを積極的に出したとしても、それでも時期を逃してしまったとか、いろんな事情で受診できないといった場合のお子さん、お母さんもいらっしゃると思います。特に、先ほどもお話ししたように、吃音って、以前はこういう言い方をしなかったんですけど、こういう言葉もなかなか知らないですとか、親御さんが知っても、どう接していいか分からない。今は核家族で子どもさんの数も減っているおうちもいるので、

そうしたときに健診の案内の中に入っていた情報であったり、それが手元にしっかり残るような形を作っていただきたいと思います。SNSなんかでも検索すると、いろんな少し不安になるような事実も出てきますので、市のほうでしっかりとそこに対して、他都市の例も見ながら、そうした情報発信をお願いしたいと思います。

また、保護者が必要な情報を得られて、困り事の相談先を明確に把握できるような確実な周知、そして丁寧な情報提供を要望しまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、東部の児童相談所におけます一時保護所の運用状況、そして職場環境の整備について伺います。

まず、昨年9月22日、市内で2か所目となる東部児童相談所が開設されました。私もこの開設前の内覧会に参加いたしまして、また、先月2月にも開設後の状況についても視察させていただきましたが、この東部地域の新たな児童福祉の拠点として、市民のニーズに応えた運営が着実に進んでいるということをじかに確認しております。

この2か所目の開設により、まず職員が分散されたということで、長年の課題であった児童相談所の事務室の狭あい化が解消されるなど、業務環境の改善も図られたものと承知しております。

そして何よりも、拠点が2か所に分かれた後も、両方の児相間で事案の共有ですとか、また、協議を継続的に行うなど、これまで以上に緊密な連携体制が構築されたということも伺っております。組織の分散によって質の低下ということを招くこともなく、きめ細やかな対応につながっている、この点は高く評価すべきと思っています。

昨年の予算特別委員会では、私からこの東部児相の開設に向けた取組について質問しまして、その中で新設のユニット型一時保護所の導入、

そしてまた、学齢期の子どもには個室を備えるとの答弁がありました。特に、本市で初となるユニット型の一時保護所については、これまでも注目してきており、先日、東部児相を視察した際に、実際に一時保護中の子どもたちの様子を拝見しました。あえて子どもたちと、いろいろ年齢を特定されますので、子どもたちと表現させていただきますけれども、この子どもたちの表情が非常に穏やかで、また、居心地のよさというものを感ぜさせるような、そうしたやり取りもありました。

ただ、入所する全ての子どもに質の高い個別のケアを提供していくには、新たな設備を最大限に生かした適切な施設運営が求められます。

そこで、まず最初に、開設から半年を迎えて、東部児童相談所における一時保護所の運用状況について伺います。

●山形東部児童相談所長 新設した一時保護所の運用状況についてお答えいたします。

東部児童相談所の一時保護所は定員が 36 人であり、全市的には計 16 人の定員増を実現しております。そうした市内 2 か所体制となって、両所が緊密な連携を図ることで、児童の組合せや空き状況等も踏まえた柔軟な受入れが可能となっております。

東部児相ではユニットごとに最大 6 人までを受け入れておりまして、個室対応でプライバシーも十分に確保しております。また、専用の体育室では体を動かしてストレスを発散できるなど、より家庭に近く、開放的な環境の中で子どもたちは落ち着いて過ごすことができております。

一方、開設後の入所率でございますが、半年平均で約 90%にも達しておりまして、全ての個室が使用される状況では、個々へのきめ細やかな対応を行う職員の負担が増えるという課題も見えてきているところでございます。

●うるしはら直子委員 市内の 2 か所体制で

の柔軟な運用、そして専用の体育室の整備など、子どもたちの受入れ環境が大きく改善されたということは大変よかったことだと思っております。

しかし、ハード面が整った一方でも、開設から半年の間で既に入所率が高まり、職員の皆さんが日々対応に苦慮している状況は重く受け止めたいと思っております。

こうしたこの職員の皆さんがいろいろ努力している中の一つとして、次に国内外への視察とその後の取組について聞きたいと思います。

先日訪問した際に、2 か所目となった児相の一時保護所の関係職員が合同で、総務局職員部が所管します今年度の海外事例調査に応募して、昨年の 11 月にはイギリス及びフランスへの視察に行ったと伺いました。またさらに、この首都圏の先進事例を把握するために、今月の頭には横浜市、川崎市、千葉市への視察も実施する旨を聞いておりました。

海外事例調査の視察先としてイギリスとフランスを選択した理由としては、各種児童福祉施設の運営において、子どもの権利擁護に最大限配慮していること、また、職員の支援スキルも高いといったことから、日本との制度や文化の違いを把握しながら、日々の運営に生かすためということでした。

そしてまた、首都圏の視察においては、一時保護所における運営面での工夫、子どもたちの生活、学習環境の改善など、実務的な先進事例を広く学ぶためと伺ったところです。

何より大切なのは、これらの視察によって得られた子どもの権利擁護ですとか、受入れ環境の整備などのノウハウが一時保護所で不安な日々を過ごす子どもたちにしっかりと反映、還元されることだと思います。職員の皆さんが肌で感じてきた先進事例のエッセンスを日々の業務に反映させて子どもたちのケアに結びつけていくことを強く期待しております。

そこで、2問目ですが、海外や首都圏の先進事例の視察を生かして、今後、一時保護所でどのような取組を進めていくのか、伺います。

●山形東部児童相談所長 国内外への視察とその後の取組についてお答えいたします。

海外事例調査では、イギリスでは世界的に著名な専門家から子どもの安全・安心を最優先する施設運営の講義を受けたところです。フランスからは、子どもが施設から家庭に帰る際の支援のポイント等を学ぶことができました。

また、首都圏の視察からは、一時保護中の児童に対する学習支援につきまして、在籍校への通学や学力に合わせた個別対応など、札幌市が検討課題としている取組に関して、具体的な知見を得ることができたところです。

今後は、海外や先行自治体の視察の成果として、ユニット型一時保護所の運営指針となりますハンドブックを作成するとともに、一時保護中の子どもがきめ細やかに学べる環境づくりを積極的に進めまして、丁寧なケアを受けていると子どもが実感できる温かな保護所を目指していきたいと考えております。

●うるしはら直子委員 国内外からの視察から得た知見をハンドブックという形で結実させて温かな保護所を目指そうとするという真摯な姿勢は高く評価させていただきます。

そうしたソフト面を充実させていくことは、本当に子どもたちはもとより、現場の職員の安心を支える確かな基盤になることとも思います。

最後に、職員が安心して働ける職場環境の整備についてもお聞きしたいと思います。

一時保護所の職員がその専門性を高めながら、困難に直面する子どもたちの支援をしていく、その仕事を続けていきたいと思えることは、専門機関である児童相談所を動かしていく原動力になるものと考えます。

私は、子どもたちの安全と安心を確かなものとしていくには、虐待されたり、様々な事情が

ある子どもたちをケアする一時保護所の職員はもちろんですが、この現場の最前線に立つ児童福祉司、そして児童心理司を含めた全ての職員が確たる安心感を持って働ける、そうした職場環境を実現すること、これが重要だと訴えてまいりました。

東部児相も開設後間もない頃ですけれども、子どもたちの24時間を支えるマンパワーとなる、一時保護所の会計年度任用職員の方が一部集まらなくて、正職員の負担がとても大きかったという話も聞きました。また、市内2か所体制となるに当たりまして、相談判定部門の職員も、この夜間帯の一部をシフト勤務することとなり、また、東部児相の内覧会の際には新たな施設の余白ですとか、既往予算、これを最大限に活用して、職員の働きやすい環境についてもしっかりと確保するように求めさせていただいたところです。

そこで、最後に、新たに開設した東部児童相談所において職員が安心して働ける職場環境の充実にとどのように取り組んできたのか、伺います。

●山形東部児童相談所長 職員が安心して働ける職場環境の整備についてお答えいたします。

喫緊の課題でありました、一時保護所の会計年度任用職員の確保につきましては、即戦力となる教職員経験者に個別に声かけするとともに、近隣大学の福祉を学ぶ学生にも積極的にPRしまして、昨年末には十分な人数を採用することができ、職員全体の負担を軽減しております。

また、働きやすい職場環境という点では、新庁舎の1階に、日々、虐待対応等の厳しい職務に当たる職員が気分転換でき、職員同士が気軽にコミュニケーションできるリフレッシュスペースを新たに設置したところです。

今後も職員の配置や職場環境の整備を引き続き重視しながら、子どもたちの安全・安心はもとより、職員の日々の意欲を高め、風通しよく、

活気あふれる職場環境づくりに尽力してまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 先日、東部児童相談所に設置された、今、お話にありましたリフレッシュスペース、実際に私もそこでお話を聞かせていただきました。

そこは非常に明るい、開放感にあふれた空間でして、職員の皆さんのアイデアでいろいろな自動販売機ですとか、アプリで飲物を買えるとか、そんなようなことの工夫がされていたり、皆さんがいつきの休息の中でも、ふと息をつき、仲間と何げない会話を交わすことで再び前を向くエネルギーを蓄えられるようなありどころであったと感じたところです。

最後に要望なんですけど、本日、東部の児童相談所の状況と併せて、特に職員の皆さんのことも聞かせていただいたところなんですけれども、やはり質の高いケアを支えるのは職場で働く皆さんの活力にはほかならないと思います。

実際に一時保護所のほうで見ていただいたときに、子どもさんが職員の皆さんに名前と呼んで、今日は何をしようとか、お誕生日をお祝いするみたいな、そんな会話が、家族のような会話があって、そこにはやはり職員の皆さんが寄り添って、時間をかけて子どもたちに丁寧に寄り添っていることがあるのかなと思いました。だからこそ、働く環境は大変重要だと思います。

そうしたところで、2点、要望なんですけれども、まずは2か所体制となって、定員増による柔軟な受入れが可能となった、これは前進ですけれども、開設後僅か半年で入所率が90%に達している現状に鑑みますと、まず、本市にはまだまだ子どもたちを取り巻く環境の課題、大きな課題、そしてこの児童相談所の役割というものも尽きないんだなということを感じました。全ての子どもたちに質の高い個別のケアを提供し続けるためには、現場の負担軽減、そし

て、さらなる体制の強化、運営の質向上が不可欠となります。職員がより一層、子どもたちと向き合える環境を整えていくためにも、まず、デジタル技術、AIだとか、そういったものを積極的に駆使しまして、ケース記録作成の効率化、また、本当に24時間、外に出ているような外勤時における情報ツールの効果的な活用などに注力していただくなど、この取組、業務の省力化を図ることを強く求めます。

また、あわせて、国内外の貴重な視察で得ました知見を生かして新たに作成されるこのハンドブックが、不安を抱える子どもたちが、自分が大切にされていると心から実感できる温かな保護所運営の確かな指針となるように、着実に取り組んでいただきたいと思います。

今後は、3か所目となる北部の検討ということも始まるものと思います。そのためには、まず東部で行われております職員の皆様の努力と工夫、そして、様々な取組の検証をしていくことは欠かせませんし、また、そうした職員が働ける環境づくりもしていかなければなりません。

即戦力となる人員の確保はもとより、日々の職員の意欲を高め、風通しよく、活気あふれる児相の環境づくりに全力を尽くしていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

●かんの太一委員長 ここで、およそ20分間、委員会を休憩いたします。

休 憩 午後3時11分

再 開 午後3時35分

●わたなべ泰行副委員長 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

●前川隆史委員 私からは大きく2項目、1点目が子育てデータ管理プラットフォームの利用拡大とデジタル技術の活用について、そして

2 点目が札幌市における人口減少に係る現状認識とさっぽろ結婚支援センターの取組について順次伺いたいと思います。

最初に、子育てデータ管理プラットフォームの利用拡大とデジタル技術の活用について伺いたいと思います。

まず、先ほど伴委員から熱い熱い質疑がありましたので、私のしゃべる内容はあるのかなとちょっと不安になりましたが、頑張って質問したいと思います。

子育てデータ管理プラットフォームの利用拡大に関しましては、昨年、令和 7 年第 1 回定例会の予算特別委員会において、全区の支援調整課へプラットフォームの権限を付与して、その情報を閲覧できるようにし、子育て世帯への重層的、包括的支援に活用していく、そして加えて、子どもや家族に関わる職員が支援を重ね合うことで子どもの命を守っていくと、そういった答弁をいただいたところでございます。

私どもの会派としましては、これまでもプラットフォームの利活用について具体的な状況等を継続的に注視し、児童虐待の防止の目的はもちろんですけれども、ある意味、市役所、市政の部局間の連携、児童虐待対策に限らず、組織に横串を刺すという、先ほど伴委員も訴えておられましたけれども、そういったまちづくりの推進の上の市政の進め方にも資する、そういった部分であるということで後押ししてきたところもございます。

そこで、最初の質問でございますが、直近のプラットフォームの利用拡大状況及びそれによって現場からどのような反応が得られて、今後どのような効果が期待できると現在お考えか、伺いたいと思います。

●宮本児童相談所長 子育てデータ管理プラットフォームの利用拡大についてお答え申し上げます。

令和 8 年 2 月から保護課の相談担当係長や児

童虐待を担当する係長など各区 3 名ほどにプラットフォームの閲覧権限を付与し、児童相談所や健康・子ども課での支援状況や乳幼児健診の受診状況、あるいは発育に関する情報などを共有することができるようになったところでございます。

各区からは、関係部署での支援状況が随時確認でき、なおかつ多角的な情報が得られるため、世帯への理解がより一層深まった、システムを活用することで、迅速性の向上と業務の効率化につながるといった反応が得られているところでございます。

そうした中、児童相談所としましては児童相談所、区健康・子ども課の虐待防止に向けた支援状況や通告受理後の対応等が共有され、この活用が積み重なっていくことで不適切な養育環境や不自然なけがなど、保護課におきましても児童虐待に対する気づきやリスクへの感度がこれまで以上に高まり、虐待の未然防止や早期発見につながっていくものと期待しているところでございます。

●前川隆史委員 ありがとうございます。

現場の方の前向きなお声をお聞かせいただきまして、本当によかったと思っております。

プラットフォームをぜひ、より効果的に活用できるように、今後も工夫、研究を続けていただきたいと思います。

児童虐待の早期発見には、市民がためらうことなく連絡できる環境が不可欠であると、このように思っております。

しかし、電話による通告につきましては、心理的な負担を感じる市民が少なからずいらっしゃいます。本市では、さっぽろ親子のための相談 LINE や市の公式ホームページを通じて相談、問合せができるようになっておりますが、声を上げづらい方からの声を拾い上げて、そして虐待を早期に発見するためには、SNS ですかインターネットを通じた虐待通告の受理と

いったことも積極的に検討すべきではないかと、このように思うところでございます。

また、デジタル技術の進歩に伴いまして、ICTを活用した業務改善やAIの活動といった取組があらゆる分野で進んでおります。児童相談所の業務においても、これらの取組を進めて支援の質の向上や職員の事務負担の軽減を進めるべきではないかと、このように思うところでございます。

そこで、伺いますが、虐待の早期発見、早期対応のためにSNS等を活用したハードルの低い虐待通告の受理体制を早期に整備すべきと考えるが、いかがか伺います。

また、児童相談所の業務におけるデジタル技術の活用についてどのような見解をお持ちか、伺いたいと思います。

●宮本児童相談所長 SNSによる虐待通告受理とデジタル技術の活用についてお答えいたします。

虐待通告の受理に際しましては、虐待の状況等について、可能な限り詳細な内容を迅速に把握するとともに、得られた情報からリスクアセスメントを行った上で48時間以内に子どもの安全確認を実施する、こういった時間的制約の中で対応しております。

こうした中、さっぽろ親子のための相談LINEは令和5年5月から開設しておりまして、相談の中に虐待に関するものがあれば、通告として児童相談所が対応するところではありますが、対象児童の特定などに係る追加の詳細情報が必要となった場合の即応性や情報の不確実性に課題を抱えていることも実情でございます。

このため、現時点では、電話による双方向、リアルタイムでの聞き取りによって、迅速性と情報の正確性を担保することが、より望ましいと考えているところでございます。

いずれにしましても、委員ご指摘のとおり、市民がためらわずに虐待通告ができるというこ

とは大変重要と認識しておりまして、疑いを持った段階及び匿名での通告が可能であること、また、通告者に関する秘匿性は守られること、無料で迅速に通告ができる虐待対応ダイヤル189の活用などについて、さらなる周知に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ICTを活用した業務改善についてでございます。

従来、電話受付を行ってきました発達相談の予約業務におきまして、24時間いつでも予約ができるという市民の利便性向上と、子どもの成育歴などの聞き取り内容について、相談記録への入力省略できるという業務の効率化を実現するため、オンライン申請の検討を進めているところでございます。

また、今年度、こども家庭庁が取り組んでおりますVR、バーチャルリアリティ等を活用した研修システム、こちらは児童相談所に対して拒否的、攻撃的な保護者との面談や、虐待事実について子どもへの正確な聞き取りなどをVR内で疑似体験できる実践的な研修ツールとなっております。この研修システムの構築におきまして、職員13名が試行実施に協力しており、支援の質の向上に向けた職員の対応力強化のために、国が進める次年度以降のデジタル技術導入について注視しているところでございます。

●前川隆史委員 ありがとうございます。

デジタルを活用した効率的な業務の遂行ということで、また、人材育成にも取り組んでいるというお話がございました。

何かVRを活用して攻撃的な市民への対応とか、非常にすごいなと思って聞いていましたけれども、でも現実の現場というのは、ある意味、修羅場となるような場面も多いかと思うので、そういった最先端のデジタルを活用して人材の育成、また対応力を強化していただきたいと思います。

一方で、虐待の通告につきましては、詳細な

内容を迅速に把握しなきゃいけないですとか、電話で双方向、リアルタイムの聞き取りが望ましいというお話がございました。それは当然そうだなと、私も反対もしませんし、そうだと思います。

しかし、声を上げづらい方からの声を拾い上げて、虐待を早期に発見するためにはＳＮＳやインターネットを通じた虐待通告の受理を積極的にやはり検討すべきじゃないかと、このように思うところでございます。

私のところにも様々相談をこれまでもいただいておりまして、やはり、ご近所の顔見知りのことでなかなか通報しづらいという声もいただきました。また、電話をすべきだと思っていてもかけづらいと、後先のことを考えると心理的なハードルはかなり高い、そんなお話もいただいております。また、スーパーマーケットで虐待の現場に出くわしたという方がいらっしゃったそうで、兎相に電話しようと思ったけれども、その当事者の前で電話するのはなかなか勇気が要ったと、そういうようなこともありました。

また、若い世代においては、若い世代だけじゃないんですけれども、若い世代中心に電話での通話ということが、とうの昔にコミュニケーションツールとしてはもうほぼ使われていないという方も相当数いらっしゃいまして、電話そのものが何か違和感があるという、そういったお話も伺っております。事実、私の息子も 25 歳独身でございますが、独身はどうでもいいんですけれども、電話は私と妻に連絡を取るときしか使わないとのことでございました。

もちろん全国共通の、先ほどもお話が出ました、いちはやくの 189 番などを活用した電話での双方向のやり取りが最も連携の精度も高く、効率的で効果的であると、このように私も思います。しかし、最終的に電話でのやり取りになるかもしれませんけれども、通告のこの入り口という部分で、ＳＮＳを活用して、心理的なハ

ードルを下げるのが効果的なのではないかと思います。

電話での通告にこだわるのは、ある意味では正当性があるものの、やはりこの受け手側の都合であり、ある意味では理屈とも言えます。市民の協力なくして、この虐待の早期発見、早期対応は難しいので、情報提供する側の心理的負担ですとか、時代が進み、通信機器の扱いがどんどん変わってきている、そういった状況も踏まえた通告体制の強化、見直しというものを積極的に進めていくべきだと思います。

児童虐待防止法第 6 条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、全ての国民に通告する義務がございまして。ということは、通告を受ける側にも積極的に情報を受け取る義務があると言えると思います。

るる述べてまいりましたけれども、最後にいま一度伺いたいと思います。

昨年、札幌東部児童相談所が開設され、先ほど来お話のあるプラットフォームの利用拡大ですとか、デジタルの活用も進んで、体制の強化は着実に進んでおり、効果が上がることを期待しております。しかし、札幌市の児童虐待の認定件数が直近 5 年間を見ても、毎年 2,500 件前後と深刻な高止まりの状態が続いております。この改善は容易ではないと思います。

いかにして早い段階で情報をキャッチして、虐待の芽を摘めるか、ここが重要と考えます。そのためにはさらなる市民の協力、情報提供、通告が不可欠でございまして。

そこで、改めて伺いますが、市民が情報提供しやすくなる取組として、ＳＮＳ等を活用した通告受理体制を整備していくべきと考えますけれども、佐藤局長のご見解を伺いたいと思います。

●佐藤子ども未来局長　ただいまのＳＮＳ等を活用した通告受理体制の整備についてのご質問にお答えいたします。

現在もさっぽろ親子のための相談LINEや市の公式ホームページを通じた虐待通告があれば、實際上、それを受理しているところであり、様々な事情により電話での通告が困難な市民もいる中、そうした方々のためにもLINEやホームページでの通告受理は門を閉ざすことなく、今後も継続していく考えです。

こうした中、虐待通告受理に関しては、児童相談所長が答弁したとおり、迅速性や情報の正確性の担保を最も重視すべきであり、即時双方向性のある電話による受理が一義的には望ましいと考えているところですが、SNSなど、より幅広い方法で通告受理できることは重要であることから、国や他都市の取組なども注視し、研究してまいります。

いずれにしても、市民の皆様をはじめ、日常的に虐待の早期発見がしやすい様々な関係機関による気づきの力を得ながら、市民力を借りながら、社会全体で子どもの命を守ってまいりたいと考えております。

●前川隆史委員 ありがとうございます。

研究していくとご答弁いただきました。かなり無理して答弁していただいたのかなと推察いたしますけれども、ありがとうございます。

既存のSNSを活用した仕組みも、今、先ほど来お話がございました。児童虐待等に関する相談システムは、主に当事者同士の親子の相談事に利用されているかと思います。通告にSNSを活用する場合、整理すべき点が多々あるかと思いますが、虐待の深刻化を防いで子どもを守るためにはこうした労を惜しんではいけないと、このように思っております。

189、いちはやくも、我が党の実績の大きな一つでもありますので、これを否定するわけでは全くないんですけども、活用を深めること、このことの重要性も非常によく分かっておりますし、しっかり啓蒙していくということも重要だということもよくよく理解した上でのお話で

ございます。

しかし、子育てデータ管理プラットフォームの導入も、山本副市長が局長時代に全国に先駆けて行った取組でございました。そういう意味では児童虐待のこと、令和元年の事案もございますけれども、SNSを活用した通告体制も先進的な取組として、どこのまちよりも札幌市が児童虐待の撲滅に向けて真剣である、こういった姿勢をぜひ示していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。伴委員からのお褒めをいただいたので、勢いをつけていきたいと思います。

次に、札幌市における人口減少に係る現状認識と、さっぽろ結婚支援センターの取組について伺いたいと思います。

今日は、まちづくり政策局の砂田政策企画部長にもお越しいただいております。砂田部長、お忙しいところありがとうございます。

質問に入りますけれども、日本の深刻な少子高齢化と東京一極集中を是正して、地方の活性化を図ることを目的に、まち・ひと・しごと創生法が施行されまして、既に10年以上経過しておりますが、当時予測されていたペースを大きく上回る速さで人口減少が進んでおります。国が発表した最新の人口動態統計を見ても、出生数は約70万6,000人と、10年連続で減少しております。依然として少子化に歯止めがかかっていない状況であります。婚姻件数が、コロナの反動という意見もございますけれども、2年連続で増加したことは大変よい傾向と思っております。

本市の状況としては、先月発表された札幌市の令和6年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は0.90と過去最低を記録して、全国最低レベルでございます。出生数も9,586人と減少傾向がずっと続いております。

一方で、婚姻件数が8,114組と増加に転じたことによりまして、今後、合計特殊出生率や出

生数にどう影響していくのか、注目しているところでもございます。婚姻数の増加は明るい兆しではあるものの、コロナ前の婚姻数が年間1万件を超えていたということを考えますと、まだまだ低迷していると言えると思います。結婚したいと思っている市民が希望をかなえやすい環境を充実させていくことが必要であると思います。

少子化対策として結婚支援に重点を置くことに様々な意見があることは承知しておりますけれども、日本で生まれる子どもの約98%が嫡出子であることから、婚姻数と出生数については一定の関係性があると考えられるところでございます。札幌市もそのことを念頭に置いて、少子化対策に取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

そこで、まちづくり政策局、砂田政策企画部長にお伺いしたいと思います。直近の人口動態を踏まえて、人口減少の現状について市としてどう認識しているのか、また、改めて婚姻数が増えることと、少子化対策との関係性についてどうお考えか、伺いたいと思います。

●砂田まちづくり政策局政策企画部長 札幌市における人口減少の現状認識、それから少子化対策と婚姻数の関係性についてお答えいたします。

人口減少の局面が続く中、合計特殊出生率が過去最低を更新したことは若い世代が出産や子育てに前向きになりにくい実情を反映した結果であり、深刻な事態であると重く受け止めているところでございます。

昨年3月に策定しました第3期さっぽろ未来創生プランでは、札幌市の合計特殊出生率が低い要因として、未婚、それから結婚後、子どもを持たない既婚非出産、そして第2子以上を持たない非複数子、これらの影響が大きいと分析しておりますことから、婚姻数の増加により未婚の割合が下がることは、少子化対策に資する

ものと認識しております。

また、この未婚の背景には、所得・雇用環境、出会いの機会の不足、価値観の多様化などの複合的な要因が絡み合っておりますことから、様々な視点から多角的にアプローチしていく必要があります、若い世代の結婚を支援することは、その中の一つとして重要であると考えているところでございます。

●前川隆史委員 ありがとうございます。

札幌市における人口減少に係る現状認識ということで、婚姻数との関係性についてお考えを伺いました。

やはり結婚、未婚というものが人口減少の大きな要因の一つになっているということでございまして、そこに支援をしっかりとしていくということは、一つの打開策として非常に重要であると、そんなお話だったと思います。

少子化と結婚を結びつけることに賛否があるというのは、以前からよく承知しておりますけれども、婚姻件数が増えなければ少子化問題も解決していかないと、札幌市もそのことを念頭に置いた、より実効的な少子化対策を検討する必要があるのではないかと、このように考えるところでもございます。

そこで、次に、札幌市においてその一翼を担っているであろうさっぽろ結婚支援センターの取組について伺いたいと思います。

今、うるしはら委員の質問が終わって、私で最後、休憩に入れるかなと思って楽しみにしていたんですが、私の前で休憩に入ってしまったので、ああ、なんて言っていたんですけども、そして控室に戻りましたら、来客がございました。以前からの知人なんですけども、何しに来たのかなと思ったら、さっぽろ結婚支援センターで彼女ができて、4月1日に籍を入れることになりましたと、そういうご報告をわざわざいただき、自分の前で休憩が入ったことも意味があったなと、このように思い直したところでご

ざいます。いや、うちの息子じゃないですよ。それで、エイプリルフールでもない。ということであれ、そういう思いで質問に臨んでいるわけでございますけれども。

それで、先月 7 日に大和ハウスプレミストドームにおいて、大規模婚活イベントとなる、さっぽろ雪恋プロジェクトを開催したということでございまして、このイベントは明治安田生命保険相互会社からの寄附を活用して企画・運営されたと、このように伺っております。誠実に結婚を望む方々を支援するさっぽろ結婚支援センターの取組に賛同してご寄附を頂けたことは大変ありがたいと思っております。また、この寄附を活用し、PR 効果の高い大規模イベントを開催することができたことは、この支援センターの認知度向上にもつながると、そんな意味でも大変有意義なものであったのではないかと、このように思うところでもございます。

そこで、伺いますが、このイベントの開催状況や開催に伴う成果について伺いたいと思います。

●斎藤子ども育成部長 2 月に行われました大規模イベントの開催状況と成果についてお答えさせていただきます。

このイベントは、定員が男女合わせて計 200 人のところ 800 名と、非常に多くの方からの申込みをいただきまして、婚活イベントに対するニーズの高さを確認することができたところでございます。

また、イベント終了時にアンケートを行っておりまして、参加者の約 3 割の方がよい出会いがあったとお答えをいただいております、センター入会を希望する声も多数寄せられました。

このことから、一定の成果を収めることができたものと考えております。

●前川隆史委員 ありがとうございます。

大変よい出会いができたという、そんなアンケート結果もあったということでございます。

非常に一定程度満足、皆さんしていただいたのかなと思います。また、支援センターの入会も進んだということで、いい取組だったと思います。

オンラインで婚活ができるさっぽろ結婚支援センターのシステムは、利用者にとって便利である一方で、イベントの申込件数がこれだけ多かったということは、実際に会ってお相手を探したいと、こういったニーズも大変高いのではないかと思います。また、民間企業の力を借りることでさっぽろ結婚支援センターの認知度を向上していくことが可能になるということも感じたところでもございます。

そのためにも、今後も民間企業からの支援ですとか協力を得ながら、札幌市全体で結婚を希望する男女を応援する機運を醸成していくことが肝要かと思えます。

そこで、伺いますが、さっぽろ結婚支援センターと民間企業の連携や協働に関してどのように今後取り組んでいくお考えか、伺います。

●斎藤子ども育成部長 民間企業との連携や協働に対する札幌市の考え方についてのご質問でございました。

札幌市といたしましても、結婚を望む方々が理想のライフプランを実現していくためには、民間企業が持つ柔軟な発想力や協力が欠かせないものと考えております。

そのため、官民連携の窓口であります SAP PORO CO-CREATION GATE を通じまして、さっぽろ結婚支援センターの効果的な PR 策を継続的に募集しているところであります。

その結果、明治安田生命以外にも今月の 14 日、先週の土曜日ですが、北海道イエロースターズとの連携によるスポーツ融合型のイベントを開催しましたほか、今月末、29 日にはソニー生命保険の協力で、ライフプランニング融合型のイベントを開催する予定でございます。今

後も企業連携によりイベント開催などの取組を継続するほか、例えば企業で働く方々とセンターを結びつけるような取組なども模索していきたいと考えております。

●前川隆史委員 ありがとうございます。

どうか今後も工夫を重ねながら、様々な取組、研究、また、チャレンジを続けていただいて、前に進めていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

●小形香織委員 私は、若者支援関係について質問したいと思います。

先月の我が党の代表質問で、若者支援施設について取り上げました。若者支援施設の在り方に関する提言書が出されたが、どのように受け止め、支援を強化されるのかとお聞きしたところ、卒業や中退で支援の場が途切れぬよう、学校との連携やアウトリーチを強化し、一人一人に寄り添った支援につなげてまいりたいと、生きづらさを抱える人、孤立する若者に対しての取組をお答えになりました。

そこで、取組の内容を具体的にお聞きしたいと思います。

私は今年の決算特別委員会での教育委員会関係の質疑で、不登校児童生徒への支援について取り上げました。文科省の令和6年度の調査結果によると、現在、本市の不登校児童生徒は、小学校、中学校合わせて5,488人と、前年度よりは若干減ったものの5年前と比べて2倍程度の増加というのは、おおむね変わっていない状況だと思います。

そのうちの中学生3,610人の中には、もちろん学校の教職員の方々の粘り強い働きかけで登校できるようになった児童生徒もいます。どの程度いるのか、正確な数字は分かりませんが、文科省の全体調査の中でも大体3割程度が学校に通えるようになったというデータが出ております。中学生というのは思春期であり、高校受験も控えていて、その心理は大変デリケ

ートな時期であるということを考えますと、残る7割のうち、不登校の状態のまま卒業時期を迎えるという児童生徒も、本市にも少なからずいるのではないかと考えます。

そこで、自分の居場所というのが非常に大事だと思っております。不登校の児童生徒が中学校を卒業してからも必要な支援につなげていくということが非常に大事でありますし、若者支援施設がそのためにも学校との連携を深めていくことが大事だと考えますが、どのような取組を実施されているのか、伺いたいと思います。

●斎藤子ども育成部長 若者支援施設と学校との連携についてのご質問でございます。

若者支援総合センターでは若者の総合相談窓口として、困りを抱える若者からの相談を受けておりますが、それだけではなく、若者を支える学校からの相談にも対応しております。

具体的には、進路支援の担当者が市内の中学校や高校に連絡を取りまして、進路が決まっていなかったり、卒業後の生活に不安があったりする生徒がいた場合、若者支援施設へつなげてほしいと個別に依頼しているところでございます。

また、学校からの相談内容に応じまして、必要があれば担当者が学校へ訪問し、卒業前に対象生徒とも関係を築き、学校から支援のバトンスムーズに引き継ぐことができるよう努めているところであります。

今後は市内の全ての中学校において、教師だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、より一層、学校卒業後の若者の支援の受皿となるよう努めてまいりたいと考えてございます。

●小形香織委員 学校から相談があるだけでなく、若者支援施設の側からも学校に働きかけているということでありました。

悩みを抱える子どもたちにとって心強い存在であると思うのです。しかし、初めて若者支援

施設に足を踏み入れるときというのは期待感と同時に不安感、あるいは疎外感のようなものが入り混じっていて、施設に入ってみたはいいけれども、どこに向かっていけばいいのか、あるいは施設の誰と話せばいいのか、悩みを抱える若者だからこそ、入ってみようと思ったけどなかなか進めないという、そういう複雑な心境というものもあるのではないかなと思っています。

本市の若者支援施設というのは、Y o u t h +（ユースプラス）とうたっているように、自由に過ごせるロビーを開放したりして、飲食物を食べたり、あるいはゲームを持ち込んだり、勉強道具の持込みもできるというフリースペースが用意されております。迷いながら、悩みながら、不安に思いながら入っていく若者が、入ってすぐにあるフリースペースで、この若者支援施設の雰囲気を感じて、そして、ここに来ると楽しいかもという前向きな気持ちを持ってもらえるかどうか、ここがスタッフにとっては大変配慮を要するところなのではないかなと思っています。

この最初の一步を踏み出すことが大変ハードルが高いものだという事も踏まえた対応を進める上で、ロビー活動というのは重要なものだと私は考えておりますけれども、どのようなロビー活動が行われているのか、具体的にお尋ねいたします。

●斎藤子ども育成部長 若者支援施設のロビーで行われる活動についての質問でございました。

今、委員からお話がありましたように、若者支援施設では目的があってもなくても、自由に過ごせる場所としてロビーを開放しております。利用者は自習やおしゃべりなど、思い思いに過ごしていただいているところであります。

若者支援施設では職員をユースワーカーと呼んでおりまして、単なる施設のスタッフではなく、若者の声を聞き、その思いに応え、成長を

後押しする役割を担っております。例えば、ロビーでの若者との会話を通じまして、ユースワーカーが若者の何かやりたいを一緒に考え、提案するといった活動も行っており、若者支援施設の取組の大きな特徴となっているところでございます。

●小形香織委員 若者支援施設の在り方について、検討会が行ったアンケートによりますと、若者支援施設の滞在時間とY o u t h +（ユースプラス）に求める機能というクロス集計で、滞在時間が10分以下の人は活動室だとか体育館だとか、活動する場所の提供を若者支援施設に求めていると、そういう回答の割合が高いと。つまり、目的があって利用している方が、割と10分以下の滞在時間で、ぱっとその目的の場所に行かれます。一方、滞在時間が1時間から3時間ぐらいの方というのは、自習、あるいは趣味、おしゃべりなど、誰でも気軽に立ち寄れる居場所の提供を求める割合が高いという結果が出ております。つまり、ゆったり気軽に過ごせる場所の機能です。

今、ご答弁にありましたように、目的があっても、あるいは目的がなくても、この施設に来たら自分たちのやりたいこと、あるいはやりたいことがはっきりなくても、そこに居場所がある、こういう機能が非常に大事だろうと思います。

若者のニーズというのは実に多様です。とりわけ、悩みを抱えながらも若者支援施設に居場所がある、何か得られるとか、いい感覚があるという、こういう経験を積む中で、少しずつ学校に行けるようになる、あるいは社会に入っていく勇気やきっかけを持てるようになるということでもあるのではないかと思います。

そうした若者を支えていく上で、大人である職員の皆さんはもちろんのことですが、若者自身が若者を支えたり、支えてもらったり、こういう関係を築きながら、自らの施設を運営して

いく、こういう若者同士の自治のような、リーダーのような存在であるユースワーカーというのがこの施設の要、特徴であるだろうと考えるところです。

そのユースワーカーが役割をもっと発揮してもらうために、具体的にどのように育成されようとしているのか、伺いたいと思います。

●**斎藤子ども育成部長** ユースワーカーの人材育成についてのご質問でございました。

若者は、相談しても解決しないですとか、自分の悩みをうまく伝えられないといった理由から、自ら進んで相談することは少ないと言われております。そのため、ユースワーカーは日頃から若者とのコミュニケーションに努め、ふだんと違う様子や言動から、そういったちょっとしたSOSのサインを見逃さないということが重要になってまいります。

若者支援施設では全てのユースワーカーを対象とした研修を月に1回程度開催しております。他の自治体の取組や個別事例を基に、対人援助や支援スキルの向上に努めているところでございます。

今後も施設を利用する若者に対して、タイミングを逃さずに、適切な助言や支援ができるよう、ユースワーカーの資質向上に向けた人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

●**小形香織委員** 大変デリケートなやり取りを、そのサインとしてしっかり受け止めながら、その子に合った働きかけをどうするかということで、月1回の研修も進めながら支援の充実ということを考えておられるということでありました。

今後、本市は若者支援施設をどうするのかということで具体的な検討に入っていくんだらうと思いますけれども、やはり若者らしく活動するという意味で、その積極的に目的があって来る若者と、それから、どうしていいか分からないけれども、何となく誘われて来てみた、困り

事があるけど、うまく話すことができないという、そういう若者と、両方を支えるという機能は、やはり今の施設で培われたものが、十分経験があるわけですから、この先の施設を考えていく際に、ほかの施設では代替の効かないロビー活動、こういう話もありましたので、これらを生かしながら施設数を減らすことなく、提言を生かして、この先、進めていただきたいことを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

●**山田一郎委員** 私からは、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業、さっぽろ・まなトピアについて、今日は1点伺いたいと思います。

本事業は、平成22年に札幌市母子寡婦福祉連合会、通称札母連がひとり親家庭の子どもたちを対象に自主事業として立ち上げ、その後、平成25年10月から市の委託業務として、各区1会場、市内10会場で実施されるようになりました。毎週1回、土曜日や日曜日の午後を中心に子どもたちの通いやすい時間を設定し、学習習慣の定着を目指しているところであります。

また、所得にかかわらず、ひとり親家庭を広く対象とし、ひとり親家庭の事情に精通したコーディネーターを配置することで当事者目線の相談対応やピアサポートにもつながっている点が大きな特徴であると考えます。

そこで、最初の質問ですが、この事業の子どもの参加者数や利用者の声などを踏まえ、市としてこの事業をどのように評価しているのか、伺います。

●**札幌子育て支援部長** 事業の実績と評価についてお答えさせていただきます。

本事業は、各会場平均して毎回7名から8名程度の児童の参加がありまして、参加児童からは丁寧な指導で理解が深まり、成績が上がったといった声、保護者のほうからは自主的に勉強する習慣がついたといった声をいただいているところでございます。

こうした学習支援としての成果に加えまして、年齢の近い学生のボランティアが多いことから、気軽に通える居場所となっており、子どもの成長を支える貴重な場になっていると評価しております。

さらに、各会場の責任者が保護者の相談にも丁寧に応じることで、ひとり親家庭が抱える不安を和らげるなど、家庭全体を支える役割も果たしているところでございます。

●山田一郎委員　今の答弁では学習支援事業ではありますが、子どもたちの学習の場であり、居場所にもなっており、また保護者の方も含めて、ひとり親家庭を支える役割を果たしているとのことでありました。

私、この事業の視察にも行ってきまして、子どもたちとボランティアの方が仲よく学習しているようなところも拝見しました。私、この立場で行くと、市議会議員のことを発表してくださいと、急に発表させられたというものもあるんですけども、よくよく聞いてみますと、やはりひとり親、特に母子家庭の方が多かったんですけども、異性の大人と触れ合う機会というのもすごい大切な状況であったものですから、そういった機会というのは本当に大切なんだなと感じたところであります。

ただ、学習習慣の定着、また、居場所としての役割、これは大切ですが、ひとり親家庭の子どもたちにとって多くの学びが得られるよう、使う教材を工夫したり、また体験学習を取り入れるなどの事業展開、これも考えていただきたいと思っております。

近年は、こども家庭庁も中間支援団体等を通じた学用品や食事の提供など、地域社会全体で子どもを支える官民連携の取組、これを推進している状況であります。

本市としても、この事業において、民間との連携を進め、学習体験の場など、提供を受けることができる仕組みを積極的に検討し、事業内

容の充実を図るべきと考えますが、見解を伺います。

●札幌子育て支援部長　事業内容の充実と官民連携についてお答えいたします。

子どもたちに充実した学習環境を提供するためには、行政のみならず、地域団体や民間企業等のご協力をいただくことも重要であると認識しております。これまでも民間団体からの寄附による学用品の購入や、地域の皆様による行事での食事提供、子どもたちの調理体験の機会創出など、温かいご支援をいただいているところでございます。

今後、受託者とともに企業等との連携を深め、職業体験や職場訪問といった社会と接する機会を増やすなど、多くの学びが得られる取組を充実させてまいりたいと考えております。

●山田一郎委員　取組の充実というのは切にお願いしたいと思います。

こども家庭庁の最新の全国調査、これでは、こうした学習支援事業における課題の第1位として、実に6割近くが支援員の確保が困難であるということを掲げております。

そうした中、懸念されるのが、本市における類似事業予算とボランティア報酬の格差であります。保健福祉局では、生活困窮世帯を対象とした学習支援事業、まなびのサポート事業、まなべえをさっぽろ青少年女性活動協会に委託し、市内40会場、中学生を対象として実施しております。生活に困窮、困難を抱えた世帯の子どもに対する学習支援という点で類似性があると感じております。

この二つの事業を比較してみますと、もちろん実施会場としている数が異なり、参加者数などに違いはありますが、中でも、このボランティアに対する報酬に大きな差が生じていると思います。

どちらの事業も2時間程度の開催時間に対して学習支援を行う学生ボランティア等の1回当

たりの報酬が、ひとり親家庭に対する事業、まなトピア 2,000 円に対して、学びのサポート事業は 3,000 円となっております。最低賃金が上がってきており、様々なところで人手不足が問題になっている状況において、同じような学習支援、ボランティアももしかしたらかぶっている場合もあるんですけれども、ボランティアの確保というのがやはり支障が出てくるのではないかなと思います。

本事業というのは、令和 7 年から令和 9 年まで複数年契約が既に結ばれているというのは理解している状況であるんですけれども、ただ、この状況を放置すれば、人手不足などでまた安定した運営が難しくなるとともに、札幌市としてひとり親家庭支援が手薄になっている、こういったような誤ったイメージにもなりかねません。

そこで、質問ですが、次期契約の更新時期を待つことなく、関係部局と密に情報共有を図り、速やかにボランティア報酬の改善を図っていくべきと考えますが、市の考えを伺います。

●札幌子育て支援部長 ボランティア報酬の改善についてお答えさせていただきます。

ボランティア報酬につきましては、委託費の範囲内で受託者において活動時間や交通費等を勘案して決めているところでございます。

一方、本事業を実施していくに当たりましては、ボランティアの安定的な確保というものは重要な課題と認識しており、これまでも受託者と連携し、市内の大学にボランティア募集のご協力をいただくなど、確保に向けた取組を進めているところでございます。

今後におきましても、類似事業の取組を参考としながら、ボランティア報酬を含め、事業の効果的な実施手法につきましては検討を重ね、安定した事業運営に努めてまいりたいと思います。

●山田一郎委員 ご答弁、ありがとうございます。

ます。

何といたしますか、よく聞く答弁というような形になってしまいまして、少し残念な形、もう一步踏み込んだ答弁というのもあってもよかったのではないかなと思っております。

現場でやはり人材の確保というのは本当に難しくなってきておりまして、もう本当に問題になっているところでありますし、こういった状況を放置してやっていきますと、やはり人が集まらなくなってくる。そして、では、どこに一番影響があるかということ、やはり子どもたちに一番の影響があるということ、ひとり親家庭の学習する環境がどんどん小さくなってしまふ、こういったものをやはり私も懸念しているわけでありまして。

ですので、先ほど答弁でもありましたけれども、この事業は、単なる学習支援ではなくて、子どもたちの成長を支え、家庭の不安を和らげる大切な取組であるという答弁もございました。その土台を支えているボランティアの確保についてはもっと本気で向き合っていく必要があると思います。

ですので、先ほどもありましたが、契約の更新時期は、確かに令和 7 年から 9 年、更新は分かっているんですけれども、今できることをしっかりと考えていただいて、報酬の在り方についても早急に見直しを進めていくことを強く求めて、私からの質問を終わります。

●あおいひろみ委員 私からはプレーパーク推進事業について、3 問質問します。

一つ目です。実施団体数及び実施状況について伺います。

プレーパークはボランティアとして地域の方が公園などで実施しており、子どもの自主性、創造性、協調性を育むものであり、子どもにとって外遊びを通じて得られる様々な体験は、子どもを大きく成長させ、子どもの成長にとって大切なものであると認識しています。私も地域

の方が実施するプレーパークに参加したことがあります、子どもが様々な遊びができるように、会場でシャボン玉遊びやバーベキューコンロを用意して、冬の焼きマシュマロ体験を体験できるところもありました。

また、プレーリーダーさんの中には、85 歳という年齢ながらも元気に子どもたちの遊びと向き合う姿もあり、世代を通した遊びは貴重な場であると感じています。子どもが楽しそうに遊んでいる風景を目の当たりにし、プレーパークは子どもが自由に遊び、様々な体験をすることで、子どもの健やかな成長に寄与する取組として重要だと実感したところです。そういった子どもたちの様々な体験は、地域の方々で構成される団体に支えられていると考えます。

そこで、質問ですが、令和7年度のプレーパークの実施団体数及び実施状況について伺います。

●斎藤子ども育成部長 プレーパークの実施団体数及び実施状況についてのご質問でございました。

プレーパークは、委員のおっしゃられたとおり、ボランティアの活動団体が主体となっております、団体としての届出義務はないんですが、本市では実施団体がプレーパークを開催する際に、申請により活動支援を行っております。令和7年度は支援を行った団体が15団体ございまして、これは昨年度と比べ、4団体増加しているところであります。

令和7年度の実施状況としましては、今年の2月末現在ですが、プレーパークの実施回数が138回、参加人数は6,971人となっております、ここ数年、実施回数、参加人数ともに横ばいの状態となっております。

●あおいひろみ委員 プレーパークについては、我が会派で立ち上げ当初からずっと応援しております。令和4年度のうるしはら委員の質問でも、この活動はすぐには結果が出ないので、

粘り強く育ててほしいと要望しています。引き続きよろしくお願いいたします。

2問目です。支援内容について伺います。

先ほどお伝えしたように、様々な楽しい仕掛けを用意するにも、ボランティアであるため、シャボン玉の液や炭などを工夫しながら用意しているが、大変であるといった声があり、プレーパークの運営を継続するのに苦労されているようです。聞くところによると、イオンで毎月11日に発行される幸せの黄色いレシート、これに登録して、そこからお金はもらえないけれども、資材をもらっているということでした。工夫をされている声が届いております。

参加している方からは、プレーパークを運営してみたい気持ちもあるけれども、立ち上げにちゅうちょするといった声も聞いております。ボランティアとはいえ、札幌市がプレーリーダーを育てて支援していく環境を整えなければ、皆さんの心が折れてしまい活動ができなくなり、ひいては子どもの体験機会が少なくなるのではないかと危惧しているところです。

そこで、質問ですが、プレーパークを推進するためにどのような支援を行っているか、伺います。

●斎藤子ども育成部長 プレーパークを推進するためにどのような支援を行っているかというご質問でございました。

本市としましては、地域住民が主体的に行うプレーパークを推進するために、平成23年度からプレーパーク推進事業を開始しております。現在は実施団体の活動支援、そして普及啓発を行っております。

そのうち、活動支援につきましては、相談窓口の設置ですとか道具の貸出し、チラシの印刷を行っているほか、遊びを見守るプレーリーダーの研修会の実施や派遣など、実施団体の活動が円滑に行われ、定着するよう支援を行っているところです。

また、普及啓発としましては、多くの方にプレーパークを知ってもらって参加者を増やすということを目的に、体験型プレーパークを実施しております。そのほか、プレーパークの運営方法や必要な知識を習得し、実施団体の立ち上げがしやすくなるよう、出張プレーパークなどを行っているところでございます。

●あおいひろみ委員 プレーパークの中では地域のホームページなどを利用して宣伝しているところも見受けられます。そういったところもアクセスがしやすくなるように応援していただければと思います。

三つ目です。今後の取組について伺います。

プレーリーダーとして活動されている方からは、自分たちはボランティアで、札幌市の中では小さな活動だけれども、地域の子どもの支援になるよう一生懸命活動しているが、札幌市は実態を知ってくれているのだろうかとの声が聞こえてきました。中には昨今、札幌市は財政状況が厳しいとの報道があるが、自分たちの活動も見捨てられて、今ある支援もなくなってしまっているのではないかと不安に思っている方もいらっしゃると思います。

そこで、質問ですが、プレーパーク推進に関わる今後の取組について伺います。

●斎藤子ども育成部長 プレーパーク推進に係る今後の取組についてお答えいたします。

プレーパークは大人の決めたルールやプログラムではなくて、子どもたちが自由な発想で遊びを展開できる機会や場を創出する活動であります。そのため、プレーパークの担い手である実施団体あるいはプレーリーダー、こちらはなくてはならない存在と私どもは考えております。

私どもとしましては、引き続き実施団体やプレーリーダーのご意見を聞きながら、子どもたちにとって大切な体験機会であるプレーパークを推進するために必要な支援を検討してまいりたいと思っております。

●あおいひろみ委員 しっかりと見ていただけるとありがたいと思います。

最後に要望を申し上げて終わりにしたいと思います。

先ほどもありましたけれども、札幌市では平成 23 年度から地道にプレーパークの推進の取組を行っており、今年度、新たに担い手として複数団体が立ち上げを行われたことは喜ばしいことだと思います。プレーパークは子どもが遊びを通じて自主性を育む場として重要であると同時に、訪れる親同士が互いに悩みを相談、共有できる場としても大切であります。今後も活動団体の支援をしっかりと続けていくことを要望し、私の質問を終わります。

●丸山秀樹委員 私からは、不妊症、不育症の方への支援について、3 歳児健診における屈折検査について、次期札幌市児童相談体制の強化プランについて、3 点お伺いしたいと思います。

最初に、不妊症、不育症の方への支援についてお伺いいたします。

不妊症や不育症の治療は頻繁な通院や副作用による身体的な負担、出口の見えない不安や孤独感といった精神的な負担、そして治療に伴う経済的な負担など、周囲の方からは理解が得られにくく、当事者に多大な負荷がかかっているのが現状であります。

私の周りでも、不妊の治療をいつまで続ければよいのだろうかとか、また、治療を諦めざるを得ず、子どもを持たず、これからパートナーと 2 人で人生を送る決断をしたという方からの声が届くことがございます。

そのような方たちのライフプランも考慮した不妊症や不育症のサポートが今後も進んでいくことを願っているところであります。

令和 4 年に人工授精や体外受精などの主要な不妊治療が保険適用になったことを受け、札幌市では、令和 5 年 12 月より保険診療と併用可

能な先進医療の費用の一部助成をする事業が開始されました。あわせて、不育症の方に対しても検査及び治療費の助成を実施し、当事者の経済的負担の軽減を図っているところであります。

こうした本市の取組に対し、助成事業の申請件数や利用者数は着実に増加しており、公的な支援を必要としている市民が極めて多いということを改めて認識しているところでもございます。

また、これまで経済的な不安から治療をためらっていた方々にとって、本市の助成制度がいかに切実な支えとなっているかを示しているということも考えられます。

そこで、質問ですが、不妊症、不育症の方への治療費助成の実績について、まずお伺いしたいと思います。

●**安田母子保健担当部長** 不妊症、不育症の方への支援について、治療費助成の実績についてお答えいたします。

令和5年12月に開始した不妊治療の先進医療費助成事業の支給件数は、令和5年度が218件、令和6年度は592件、令和7年度は880件の見込みであり、大きく増加しております。

また、妊娠しても流産や死産を繰り返す不育症の方への治療費助成につきましても、令和4年度の所得制限等の要件撤廃を経て、令和5年度が172件、令和6年度は204件、令和7年度は190件の見込みとなっております。

今後も不妊症や不育症の方への治療に伴う経済的負担の軽減を図るために、引き続き、助成事業の周知に努めてまいります。

●**丸山秀樹委員** 治療費助成の実績について伺わせていただいたところでございますが、金銭的な支援のみならず、通院や治療に伴う不安や孤独感、子どもを授けられず、治療の継続を悩む方への支援も大変重要であり、このように誰にも打ち明けることができない不安や悩みを抱えた際に、安心して相談できる体制を整えるこ

とは大変重要と考えます。

そこで、次の質問ですが、相談しやすい体制づくりに向けた取組について伺います。

●**安田母子保健担当部長** 相談しやすい体制づくりに向けた取組についてお答えいたします。

札幌市では、保健師等による一般相談に加えて、医師やカウンセラーによる専門相談を実施しており、今年度からは、当事者の利便性向上のために、希望者に対してオンラインによる相談を開始いたしました。

また、残念ながら流産や死産を経験し、大切な命を失った深い悲しみに直面された方々に対しては、その喪失感に寄り添うグリーフケアとして、相談先を記載したリーフレットの配布や精神科医による専門相談も行っております。

不妊症や不育症に伴う当事者の不安、そして精神的な負担は大変大きいと認識しており、引き続き、当事者のニーズにきめ細かく対応して、不安や悩みを相談しやすい体制づくりを一層推進してまいります。

●**丸山秀樹委員** オンラインの相談を開始したり、また、グリーフケアも行っているというお話でございました。

不妊治療や不育症の治療にかかる負担は、身体的、精神的、そして、経済的にも大きく、決して個人の努力だけでは抱え切れるものではありません。治療を続ける中で、将来への不安や孤独感を抱えながら日々過ごしている方が多くおられることをしっかり受け止めていく必要がございます。

こうした中、本市が実施している助成制度は経済的な負担軽減という点で大きな支えとなっており、当事者にとって、非常に重要な取組であるということは認識しております。今後、必要とする方が安心して治療に向き合えるよう、制度の周知や利用しやすい仕組みづくりに努めていただきたいと思います。

また、治療を続けるかどうかを悩む方や治療

を終えるという決断をされた方など、それぞれの状況や人生設計に寄り添った支援も極めて重要であります。経済的支援にとどまらず、心身の悩みやパートナーとの関係、仕事との両立などについて、安心して相談できる体制を一層充実させていただくとともに、当事者が孤立することのないよう、きめ細やかな支援の充実を図っていただくことを求めて、この質問は終わりたいと思います。

次に、3歳児健診における屈折検査についてお伺いいたします。

乳幼児の目を健康で守る上で、3歳児健診は極めて重要な機会でございます。特に、日常生活で気づきにくい弱視は50人に1人と言われる頻度で存在し、その治療は視覚の発達が著しい3歳などの早期に開始することで良好な視力を獲得できると言われております。この早期発見、早期治療こそが、子どもの将来の視力、視機能に決定的な影響を及ぼします。

我が会派は、この弱視のリスクを3歳児健診で確実に発見し、速やかに専門医療機関へとつなぐことの重要性を強く認識し、あらゆる機会を通じて、本市の3歳児健診への屈折検査導入を要望し、実現を後押ししてまいりました。

その結果、本市においては、令和5年度の東区でのモデル事業実施を皮切りに、令和6年度には先行実施地区として5区へと拡大、そして、ついに令和7年度から市内全区の3歳児健診で屈折検査が本格的に実施されるに至りました。これは、本市における子どもの将来の視力を守る施策の大きな一歩であり、関係者の尽力に敬意を表するところでもございます。

特に我が会派では、全区展開等の節目となる令和7年6月には、屈折検査が導入された白石区の3歳児健診の視察を実施いたしました。従来の視力検査だけで発見が困難であった潜在的な弱視リスクを持つ事例が屈折検査によつて的確に発見されることを確認し、屈折検査が弱視

の早期発見に果たす有用性と必要性を改めて強く認識したところであります。

この全区展開は、多くの子どもの視機能の発達を支援する上で計り知れない成果をもたらすものと期待されております。

そこで、質問ですが、全区で実施された具体的な成果についてお伺いいたします。

●安田母子保健担当部長 続けて、3歳児健診における屈折検査について、全区実施の成果についてお答えいたします。

屈折検査の全区実施後、令和7年6月から12月までに3歳児健診を受診した6,866人のうち、疑いも含む弱視と診断された子どもは108人でありました。そして、その中で73人が屈折検査を実施しなければ見逃されていた可能性があると考えられました。これは弱視と診断された子どもの約7割に当たり、屈折検査の導入は子どもの将来の視力を守るという極めて大きな意義があると考えております。

●丸山秀樹委員 ただいまの答弁からも弱視の早期発見に大変寄与しているということを確認することができました。

屈折検査の全区実施により、医療機関で精密検査を受けるお子さんの数は、従来の検査体制と比較して増加しているということが分かります。この増加は、弱視リスクの子どもを適切に発見できたという施策の成功を示す証左にはなりません。

これに対して、市においては精密検査に対応できる医療機関の拡充が不可欠であるとの認識の下、令和6年10月より精密検査の委託医療機関を50か所へと大幅に拡大されたことは高く評価させていただきたいと思います。

しかしながら、重要なのは、検査を受けて終わりではなく、要精密検査の判定を受けた全ての子どもたちが実際に眼科医療機関を受診し、必要に応じて適切な治療を速やかに開始することです。精密検査の受診が遅れたり、保

護者の不安や多忙を理由に見送られてしまっ
ては、せっかく早期にリスクを発見できても意義
が薄れてしまいます。

そこで、今後重要な課題として、判定後の受
診を確実に促すための実効性があるフォローア
ップ体制の構築が求められます。また、異常判
定を受けた保護者は、当然ながら大きな不安を
感じておられます。保護者の不安を解消し、前
向きに受診行動につながる心理的なサポートや
情報提供の取組も不可欠であります。

全区実施という新しいフェーズに入った今、
検査後の対応をどのように実施していくのか、
お伺いいたします。

●**安田母子保健担当部長** 検査後の対応につ
いてお答えいたします。

屈折検査で異常判定が出た場合には、診察、
またはその後の段階におきまして、保護者の不
安が解消されるよう、早期に治療を開始する意
義を十分に説明し、眼科医療機関を受診してい
ただくように努めております。その上で、眼科
医療機関の受診状況を把握し、未受診の方には
電話や文書等で丁寧に受診勧奨を行うなど、医
療へとつながるフォローアップ体制としており
ます。

また、見え方に関する相談窓口として、北海
道札幌視覚支援学校とも連携し、不安を解消で
きるように努めております。今後も、子どもの
視力を守るための環境を整備してまいります。

●**丸山秀樹委員** 医療機関への受診、そして
保護者への不安解消が確実に図られるよう、丁
寧な対応をお願いしたいと思います。

本事業によりまして、将来を担う多くの子ど
もたちの視力が守られることを強く期待してい
ります。

一方で、弱視は外見からは気づきにくく、子
ども自身も日常生活で気づきにくい疾患である
ことから、保護者がその重要性を十分に理解し
ていかなければ、精密検査の受診や治療が遅れ

てしまう可能性もあります。弱視は早期に発見
し、適切な治療を行えば、視力の改善が期待で
きる一方で、治療の開始が遅れば遅れるほど
回復が難しくなると言われており、まさに時間
との勝負とも言えると思います。

については、3歳児健診における屈折検査の意
義や、弱視を早期に発見することの重要性につ
いて、保護者が正しく理解できるよう、分かり
やすい情報提供や啓発を積極的に進めていただ
きたいと思います。例えば、健診の場での丁寧
な説明や資料の充実、さらには受診勧奨の際の
フォローなどを通じて、保護者が安心して精密
検査や治療につながる行動が取れるような環境
づくりをお願いし、次の質問に移りたいと思い
ます。

最後は、次期札幌市児童相談体制強化プラン
について3点お伺いいたします。

近年、増加している虐待通告や一時保護事例
に迅速かつ的確に対応し、関係機関の中核とし
て支援を実施するため、昨年9月、東部児童相
談所が開設されました。東部児童相談所の設
置については、第3次札幌市児童相談体制強化プ
ランにおいて、専門的相談支援体制の強化に向
けた重要な取組の一つとして位置づけられたも
のと認識しております。

我が会派はこれまでも児童相談体制の強化を
一貫して求めてまいりましたが、東部児童相談
所の開設によって、より地域に身近な機関とし
て子どもを支援していく体制が強化されたもの
と考えております。

このほかにも、第3次強化プランの方向性は
五つありまして、一つ目に子どもの権利擁護、
二つ目に地域における相談支援体制の強化、三
つ目に専門的相談支援体制の強化、四つ目に社
会的養護体制の充実、そして五つ目に関係機関
との連携・支援体制の強化を大きな方向性とし
て掲げておりました。

社会全体で子どもの安全や安心を確保するた

めには、専門的相談支援体制の強化のみならず、子どもの権利擁護や社会的養護体制の充実など、当事者である子どもの視点に立った取組は非常に重要であると考えます。

そこで、質問ですが、特に当事者である子どもの視点に立った取組や社会的養護体制の充実に向けた取組について、これまでの第3次強化プランを通じて取り組んできた成果をどのように評価しているのか、市の認識をお伺いいたします。

●宮本児童相談所長 第3次札幌市児童相談体制強化プランの取組についてお答え申し上げます。

第3次強化プランは、子どもの権利擁護を新たに取組の柱と位置づけ、子どもが意見や考えを表明できるようにサポートする意見形成・表明支援事業を、まずは児童養護施設を対象に開始したところ、職員も子どもの権利に対する意識が高まったという意見があったほか、子どもたちが意見表明等支援員の来訪を心待ちにする様子も見られているところでございます。

また、社会的養護体制の充実としましては、里親支援センターや里親を包括的に支援するフォスターリング機関と連携して里親制度を推進してきた結果、第3次強化プランに掲げました目標値を4.1ポイント上回る里親委託率を達成したところでございます。

さらに、施設の小規模化、地域分散化を計画的に進めてきた結果、令和元年度から令和6年度にかけて、小規模化された施設の定員数は2倍に増加し、より家庭的な養育環境を担保することができたものと考えております。

これらのことから、第3次強化プランに基づき、当事者である子どもの視点に立った取組や社会的養護体制の充実に向けた取組を着実に進めることができたものと認識しているところでございます。

●丸山秀樹委員 当事者である子どもの視点

に立って着実に児童相談体制の強化に向けた取組が進められてきたものと評価させていただきたいと思います。

一方で、札幌市児童相談所と札幌市東部児童相談所の2か所による児童相談所の体制、運営は始まったばかりでございます。複雑化するケースに迅速かつ的確に対応していくためには、児童相談所の専門性向上に加え、区役所や学校、保育所、警察、医療機関など、地域における関係機関との連携強化がますます不可欠であります。

東部児童相談所が開設され、担当する区域が限定されたことによって、地域に密着したきめ細やかな対応や関係機関との顔の見える関係づくりが、今後より一層進むものと期待しておりますが、虐待の未然防止や早期発見に当たっては地域の身近な相談機関である区をしっかりと支援していくことも重要と考えます。

そこで、質問ですが、地域における身近な相談支援機関である区への支援としてどのような取組を進めてきたのか、お伺いいたします。

●宮本児童相談所長 区への支援に関する取組についてお答えいたします。

虐待の未然防止等に向けた支援を行うに当たりましては、児童相談所のみならず、区も含めた専門性の強化に取り組むことが重要であると認識しております。そこで、関係職員による会議の場において、児童相談所と区の双方が困難事例を共有したり、区の職員も対象に広げて、法医学診察に関する研修を実施するなど、児童虐待対応等に係る経験値を高めるべく取組を展開しているところでございます。これらに加えて、児童相談所の定例会議へ区の職員が参加する機会を提供しているほか、児童相談所において虐待通告受理後の初期対応に係る実地研修を行うなど、適切なリスクアセスメントにつなげるために、より実践的な取組も開始したところでございます。

さらに、区における切れ目のない、漏れのない支援体制を強化するため、令和8年度には児童福祉と母子保健の両部門を統括する親子支援担当係長を、これまでの6区から全区へ配置することとしておりまして、引き続き、区の機能強化にも取り組んでまいります。

●丸山秀樹委員 児童相談所と区の双方における困難事例の共有、区職員の実践力の強化に向けた研修の実施、またさらに親子支援担当係長、いよいよ全区に配置されると。区の支援における様々な取組が進められているということが分かりました。

さて、本市においては、令和9年度から計画期間とする次期強化プランを今後策定していくものと承知しておりますが、本市として重点的に取り組んでいく施策については、当事者である子どもの意見もしっかり聞いた上で検討していただきたいと考えております。

また、地域全体において切れ目のない支援を行っていくためには、東部児童相談所の開設後においても、より効果的な業務執行が可能となるような組織体制を引き続き検討していくことも重要であります。

そこで、質問ですが、本市として、今後、どのように次期強化プラン策定に向けて取り組んでいくのかをお伺いいたします。

●宮本児童相談所長 次期札幌市児童相談体制強化プランの策定についてお答え申し上げます。

次期強化プランの方向性につきましては、これまでのプランにおける取組の成果や課題を踏まえ、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会において有識者のご意見も伺いながら検討を進めていく考えでございます。

また、具体的な施策につきましては、今年度を受審しました児童相談所における第三者評価において実施しております、社会的養護下にある子どもたちへのアンケート調査結果を参考と

するほか、幅広い子どもから意見を募集するために、キッズコメントを実施するなど、当事者である子どもの視点も十分に踏まえて検討を進めていくこととしております。

あわせて、東部児童相談所の開設による効果を引き続き検証し、関係部局との協議を重ねながら、今後の最適な組織体制の在り方についても検討し、次期強化プランの策定につなげてまいりたいと考えております。

●丸山秀樹委員 最後に要望させていただきます。

児童虐待防止は、児童相談所単独で解決できるものではなく、社会全体で取り組むべき喫緊の課題であり、現場の最前線で困難な状況に直面する児童相談所と地域を支える区や関係機関が一体となったネットワークの構築がますます重要になってきております。

また、我が会派では、児童相談所の所管人口を定めた国の政令を踏まえて、東部児童相談所の開設にとどまらず、かねてより新たな児童相談所の整備、検討を要望してきたところでもございます。令和7年度から、北区、東区を所管する部長職を配置して、エリアマネジメントの強化に取り組んでいるところとは承知しておりますけれども、次期強化プランの策定に当たっては、札幌市として、児童相談所体制の強化に向けた最適な組織体制の在り方についてしっかり検討していただくことを求めて、全ての質問を終わります。

●太田秀子委員 私からは、こども誰でも通園制度について質問いたします。

こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無や理由を問わず、ゼロ歳から2歳の未就園児が保育施設を利用できる制度です。2023年6月にこども未来戦略方針の中で制度新設が示され、2025年度以降、児童福祉法において乳児等通園支援事業として位置づけられ、市が認可した施設で行うこと、2026年度からは、乳児

等のための支援給付として全国の自治体で給付制度として実施されます。

札幌市は本格実施に向け、2024 年 8 月から試行的事業を実施してきました。本格実施を前に、利用したい方や事業者から、札幌市はどのようなのだろうかという心配の声が聞こえているところですので、これまで議会で報告を受け、質疑してきたことをまとめてみました。

本市の役割として、利用対象者の認定と事業者の認定、指導・監査、勧告、命令、運営状況の確認をするということ。2025 年 1 定では、札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案が議会で可決され、乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度に係る設備及び運営の基準が決まりました。

札幌市は事業者、免責基準、そして職員、食事提供の項目を国の基準に上乘せして、保育所等に係る基準と同じとしました。特に職員は、国が従事者の半数以上は保育士としましたけれども、本市は保育士の資格を有する者に限るとし、食事提供について、国は施設外で調理し、運搬する方法を可としましたけれども、本市は原則自園調理としています。登録手順は、市の給付認定申請フォームにアクセスして、子どもと保護者の情報を登録。審査を経て、希望施設の事前面談を予約し、面談後に利用の予約をします。

札幌市は、このようなやり方で本格実施に入ることになりますけれども、その上で 4 点質問いたします。

1 点目は、親子通園についてです。

試行実施要綱には、親子通園について、慣れるまで時間がかかる子どもへの対応として有効であると書かれており、本市は試行中、実施してきました。子どもにとって初めての保育所という場合もあるでしょうし、新しい環境に慣れるためにも、今後必要かと思います。しかし、実施するかどうかは、自治体の裁量に任されて

います。

ここで伺いますが、本格実施で親子通園はどのようなになるのか、伺います。

●札幌子育て支援部長 親子通園の運用方法についてお答えさせていただきます。

親子通園とは、委員からお話があったが、子どもが慣れるまで時間のかかる場合の配慮として、利用当初に親子が一緒に通園することを保護者が選択し、安心して制度の利用をスタートできる仕組みでございます。

札幌市内の実施施設におきましても、事前面談などを通じて、子どもの様子や保護者の希望を伺いながら、実施回数や実施期間を決めている事例があり、効果的に活用いただいているものと認識しております。

●太田秀子委員 本格実施でも、保護者の要望などを聞いてやっていくという捉えでいいですか。

では、続いて質問します。事前面談についてです。

国はこども誰でも通園制度で、自由利用、広域利用が広がることを想定してのことだと思えますけれども、事前面談はオンラインでも可能だとしています。子どもの状況を事前に把握する方法として、あらかじめ保護者がシステムに打ち込む情報、家庭の状況や、アレルギー、生活リズムなどの子どもの状況、食事や遊びなどの発達状況がありますけれども、これを基に面談が必要なのだと思います。オンライン面談は避けて、適切な面談が実施できるようにしてほしいと思います。

そこで、伺いますが、オンライン面談について、本格実施ではどのようにお考えか、伺います。

●札幌子育て支援部長 オンライン面談についてお答えいたします。

国の制度の手引の改正案でも、オンライン面談は対面での面談が困難な場合のみとする方向

で整理されているところがございます。札幌市としましても同様に考えておりまして、各実施施設における事前面談は、原則対面で実施し、直接親子の様子を確認しながら通園のルールなどを説明いただきたいと考えております。

●太田秀子委員 国がいいと言うものでありますけれども、Q&Aで対面が困難な場合にするということだそうでありますけれども、実施主体は自治体ですし、実施施設である保育所や幼稚園、そして認定こども園などが利用者との関係で困ることのないようにしていただきたいなと思いました。

次は、広域利用原則について伺います。

2026 年度以降は、居住する自治体を超えた広域利用が可能となりますけれども、こども家庭庁のこども誰でも通園制度に関するQ&Aでは、他市居住者の利用を認めない権限は市にはないという旨の回答がありました。

ここで伺います。

広域利用についてどのようにしていくお考えか、伺います。

●札幌子育て支援部長 広域利用についてお答えいたします。

令和8年度から全国で本格実施されることに伴いまして、住んでいる自治体で認定を受けた子どもが、隣の自治体の実施施設に事前面談の上、通園するなど、自治体をまたいでの利用が可能となります。広域利用は新たに始まることから、希望があった場合には個別に対応して、利用につなげるとともに、今後の利用状況等を注視してまいりたいと考えております。

●太田秀子委員 こども家庭庁のこども誰でも通園制度に関するQ&Aは、当初毎週のように改訂されており、現在 12 版が最新かと思うんですけれども、それだけ準備を進める上で、細かく確認しなければならないことがあるのだと思いますし、こども家庭庁の回答の中にも、今後の取扱いについては、整理してお示ししま

すですとか、お示しすることを検討しておりますというものもありました。追加や修正項目があるたびに、自治体は大変な作業であるだろうと思っています。今後も混乱していくということも想定されます。

そこで、最後の質問ですけれども、担当者の配置について伺います。

これまで、本格実施までの時限的措置ということで、子育て支援課の調整担当課長をはじめ、数名で担当してこられたと承知しています。本格実施に入りますと、問合せですとか、様々な問題が発生することも起こり得ますので、対応できる窓口と担当者が必要ではないかと思っています。

そこで、質問ですが、こども誰でも通園制度の担当者配置が必要と思いますが、今後どのようにしていくお考えなのか、伺います。

●札幌子育て支援部長 事業担当部署についてお答えいたします。

令和7年度は、子育て支援部の調整担当課制度調整担当係がこども誰でも通園制度の担当として制度の試行実施など、各種調整を進めてきたところがございます。

令和8年度につきましては、この制度調整担当係を保育推進課に配置し、引き続きこども誰でも通園制度を担当していくこととしております。

●太田秀子委員 様々心配の声がたくさんあったので、私もこういう場で質問させていただきました。札幌市は国基準に上乗せをするなど、子どもの育ちに寄り添った対応を取っていますけれども、しかし、国基準そのものが低くて、心配しています。こども誰でも通園制度の基準を決めるのは市町村ですので、今後も保育環境を改善できるよう、市町村への補助制度を充実させつつ、市町村の権限を保障するよう、国に求めていただきたいと思います。

あわせて、試行実施をしている事業所からは、

通常保育よりも難しいので、ベテラン保育士を配置したですとか、従事者、保育士の確保に課題を感じているなどの声があるとお聞きしています。事業者、保育士に新たな負担を強いるような制度にならないことを求めます。

また、政府がこども誰でも通園制度で築いた総合支援システムを保育そのものに展開していくのではないかと危惧しているところです。この制度が保育の公的責任の後退にならないよう、求めていきたいと思います。

保育現場は余裕がない状況でも多くの子どもたちを安全に保育するため、保育士さんたちがとても頑張っております。どの子も健やかに乳幼児期を過ごせる権利を保障するために、施設関係者や保護者の意見を幅広く聞いて、本市として必要な対策を取り、国にも必要な意見をしていくように求めて、私の質問を終わります。

●山田洋聡委員 子ども議会について伺います。

令和7年、昨年9月からこの1月まで、全事業日程9日間にわたりまして、札幌市子ども議会が開催されました。小学校4年生から中学校2年生まで、25名で構成される子ども議員、そしてその彼らをまとめる高校生、大学生から構成されるユースファシリテーターと。このユースファシリテーターについては、外部の方がメインで務めるファシリテーターによる、ユースファシリテーター研修から始まり、それが2日間。そして子ども議会が全6日間で、最後、市長報告会の全9日間ということで実施されました。

この子ども議員たちが自分たちでテーマを決めて、そして担当する市の職員たちと意見交換だったり研修みたいなことを経て、最後、市長報告会に向けた提案を取りまとめて、リハーサルの後に本番を迎えると。本当に見ていてほほ笑ましいものでございました。

最後の市長報告会は、場所の都合もありまし

て、見学させていただけなかったんですけど、それ以外の8日間は、ほぼ全て毎回現場で見学させていただきまして、本当に毎回、石堂課長にはご対応いただきましてありがとうございます。

子ども議員たちも、初めはぎこちないところがすごくたくさんあったんですけど、すぐに慣れて、順応して、しっかりと自分の思ったこと、意見を出し合って、人の意見に耳を傾け、傾聴して、そして提案までまとめていくと、その姿は本当に頼もしいなと思いました。ちょっと田舎育ちの私からすると、もうちょっと子どもらしさもあった方がいいのではないかなと思ったところも、正直なところであるんですけど、これから担っていく子どもたちに、実に頼もしさを感じたというところでございます。

まずは、確認を含めて質問させていただきませんが、子ども議会の事業目的について、また、これまでの経緯について伺います。

●斎藤子ども育成部長 山田委員におかれましては、ほぼ全ての日程を視察いただきまして、誠にありがとうございました。

子ども議会の事業目的と経緯についてのご質問でございました。

子ども議会は、未来を担う子どもたちが市政への参加体験を通じて札幌のまちづくりについて考えることで市政に対する子どもたちの理解や関心を促進する場としております。また、子どもたちが自分に関わることについて主体となって考え、意見を表明する場として、子どもの権利条約に示されております意見表明権を実現する場として平成13年度から実施しているものでございます。

当初は、実際の議会と同じように市長、副市長等との質疑答弁形式で行われておりました。これを令和元年度からは、形式にとらわれず、自分たちの提案を市長に報告し、自由なやり取りをする形に変更しております。また、ユース

ファシリテーターとして高校生、大学生の方も主役に据えまして、学校も学年も異なる子ども議員同士が互いの考え方や価値観の違いを認めながら説得力がある提案にまとめ上げる、その過程を大切にしてきたところでございます。

●山田洋聡委員 平成 13 年から実施されている事業ということでありまして、実際今回も、過去に子ども議員を経験して、さらに 2 回目、3 回目となる子ども議員、そしてユースファシリテーターも子ども議員を経てやるという子もいたり、つまりそれというのは、子ども議員、子ども議会に参加してよかったという結果であると思いますので、この本事業がとても有意義なものであるということが、ある意味証明されているんじゃないかと思います。

だからこその悩ましいポイントといいますか、今回やったからまた次もやりたい、これは本当にいいことだと思うんですけども、じゃあ、新しい子どもたちが参加してくるというところで、どのように選定していくのかと。実際にアンケートでは、新しくできた友達にまた会いたい、また一緒に子ども議員をやりたいという意見もあったと伺っておりますので、本当にこの選考するのは難しくなるんじゃないかと思います。子どもの権利推進課については、この選考のご苦労、本当に拝察するところでございます。

子ども議会から、市長に実際に報告された提案、施策については、すぐなのか、近い将来なのか、ちょっと遠い未来なのか、それが実現すべきものか、実際実現するのは困難なものか、いろんなものがありました。実際に私も現場を見ていましたが、いずれにしても、私たち大人が真摯に向き合うべきというところは、常識人というか、できる、できないの分別をすぐその場でしてしまうような、そういうことではなくて、自分の純粋な思いとか経験とか、それは課題感から解決策まで、子どもたちが思うものをしっかり私たちが受け取る、受け入れる、これ

がやはり大事なことなんじゃないかと思います。

実際に、子どもたちが決めたテーマ、そしてそれを担当する市の職員たちの意見交換のときには、このように疑問がありますとか、質問したときに、すぐできるとかできないとかというやり取りがあったような場面もありましたので、これは子ども未来局だけじゃなくて、それぞれの所管の市の職員たちとのやり取りの間に起きていることですが、何でも、何でそう疑問に思ったのかという、何か一言投げかけがあると、もしかしたらもうちょっと違う展開があったのかもしれないだとか、子どもたちの意見を素直に受け入れるというワンクッションが、受け入れる大人側の姿勢としては、もっとあってもよかったんじゃないかなというのは、率直に思ったところではあります。

この子ども議会の目的に関しましては、先ほどご答弁でもいただきましたけど、本当に私たち大人の成長がなければ、ただやっているだけ、子どもたちを見るだけじゃなくて、私たちの成長もなければもったいないなと思うところがございます。

これまでの子ども議会、子どもの意見を踏まえて、工夫を凝らしながらすすめてきたんだなということを、実際にほぼ見せていただきまして感じたところでありますので、今度石堂課長、村松係長、担当者の豊岡さんと、すごい苦労して作り上げてきたんだろうと思って、本当にありがとうございますと、重ね重ね感謝申し上げます。

さらにいいものにしていきたいと思うところで、質問させていただきますが、今年度の実施に当たり、改善した点と、そして来年度の子どもの議会をどのように実施するのか、現時点での考えを伺います。

●斎藤子ども育成部長 今年度の実施に当たり、改善した点、そして来年度の方向性についてのご質問でございました。

昨年度の子ども議員から、話合いの時間が足りないという意見がございました。そこで、開催日数を今年度は1日増やして、議論をする時間を多くしたところ、丁寧に意見をまとめ上げることができたものと考えております。

また、市議会の仕組みの説明のほか、議場の見学の日程も取りまして、子ども議員から議長に質問する、そういった機会を設けるなど、子ども議員が議会を身近に感じ、まちづくりに参加する自覚を深めてもらう機会としたところがあります。

さらに、子ども議員の提案に対し、担当部局において札幌市の考え方などをまとめまして、子ども議員に回答をお返しするとともに、ホームページで公開することで、市政の中で提案をどのように検討したのかというのを示していく予定でございます。

そうした改善によりまして、今年度参加した子ども議員は、自分の成長を自ら感じられるようになり、満足度の向上につながったと感じています。引き続き、子ども議員やユースファシリテーターの声を聞きながら、子ども議会をよりよいものに作り上げていきたいと考えております。

●山田洋聡委員 実際に本会議場で子どもたちが議長に、はいと質問する場面もありまして、議長も子どもの付度ないストレートな質問に対して、率直に答えている場面もあったりですが、本当にいい時間を子どもたちも議長も過ごしたんじゃないかと思います。全ての政策とか事業に通ずると思うんですけども、本当に必要な事業、そういうものに、財源措置もしっかり含めて、さらなる発展を事業として進めてほしいと思いますし、これからの未来をつくる子どもたちと、つまり人への投資ということについても優先順位が高いと思いますので、しっかりとこれからも取り組んでいただきたいと、そして、よりよい子ども議会を作っていただき

たいということをお願い申し上げまして、質問を終わります。

●中村たけし委員 私からは、区の家庭児童相談室における専門性の強化について質問させていただきます。

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、統計を開始した平成2年度、1990年度から増加の一途をたどってきました。この35年間ずっと増加をたどってきたということでもあります。35年間ですね。令和6年度は22万3,691件と公表されております。この件数は令和5年度の22万5,509件からは僅かに減少しているということでもありますけれど、依然として高い水準で推移しております。

札幌の相談対応件数も、先ほど質疑がありましたが、高止まりを続けているという極めて深刻な状況でございます。

札幌市では2019年、令和元年に2歳女児が虐待により衰弱死するという、もう本当に大変痛ましい事案が発生して、本事案に関する外部委員による検証報告書を受け、児童相談所では、児童福祉司及び児童心理司の配置に係る国基準を満たすべく、増員を図り、常勤の弁護士や現職の警察官を課長職として配置するなど、様々な専門性の強化のための取組が行われてきたと承知しております。

一方で、検証報告書においては、地域住民に最も身近な相談機関である区の家庭相談室における支援体制の強化の必要性についても指摘されております。また、核家族化や地域社会の変容などにより、子育てに困難を抱える世帯が、次々に表面化する中で、区の家庭児童相談室にソーシャルワーク機能と在宅支援の両面を実行できる専門性の強化というものについても指摘をされております。札幌市における児童虐待対応の専門性強化のためには、区の子ども福祉セクションの要となる家庭児童相談室に、児童相談所において児童福祉司や児童心理司として勤

務経験がある職員を配置すべきだと認識しています。

そこで、質問しますが、現在の区の家庭相談室における児童相談所の勤務経験者などの職員の配置状況について伺います。

●宮本児童相談所長 児童相談所経験者などの職員の配置状況についてお答え申し上げます。

区家庭児童相談室の職員総数は、令和2年度の36名から段階的に増員を図りまして、令和4年度には現体制の52名となっているところでございます。

また、この区家庭児童相談室には、社会福祉士、公認心理師〔る河1〕等の資格を持つ福祉コースの職員や保健師など、困難な世帯への支援を担い得る経験と力量のある職員を配置しており、そのうち児童相談所経験者につきましては、令和2年度の5区5名から、令和7年度には育児休業中の職員2名を含めまして、8区13名へ増員している状況でございます。

●中村たけし委員 ただいまの答弁によりますと、有資格者など、専門性の高い職員の配置に努めているということではありましたが、市内10区のうち2区の家庭児童相談室においては児童相談所経験者が配置されていないという状況があるということでありました。

この令和元年6月の死亡事例の検証報告において、区の家庭相談室の体制強化と専門性の確保というものが提言されております。区の家庭相談室には、児童相談所において最前線で様々な困難な虐待事案に対応してきた児童相談所の勤務経験者を配置して、その経験と知見を遺憾なく発揮してほしいと私は思っております。

ですから、各区の家庭児童相談室に児童福祉司を発令されている職員、または、それに準ずる児童相談所勤務経験者を配置すべきだと考えておりますが、そこで、質問します。

児童相談所経験者の配置の必要性及び区の児童虐待に関する児童相談体制の現状についての

札幌市の認識についてお伺いします。

●宮本児童相談所長 児童相談所経験者の配置の必要性と、児童虐待に関する区の相談支援体制の現状認識についてお答え申し上げます。

児童相談所の勤務経験者の配置により、多様な実務経験と専門的知見を区における相談支援に生かすとともに、児童相談所の役割を熟知する職員の配置によって相互連携の強化につながるなど、その必要性は認識しているところでございます。

一方、家庭児童相談室には、地域に身近な相談窓口として、育児不安の解消から虐待の未然防止に加え、継続的な支援に至るまで、家庭における養育全般にわたる相談に幅広く対応しているところでございます。

このため、さきに述べました地域福祉等に精通する専門職を中心に配置し、児童虐待を含む様々な相談などに対し、総合的に対応できる区における相談支援体制を担保しているものと認識しております。

●中村たけし委員 児童相談所が支援方針を決定する区の会議に区の職員が参加したりして、その専門性を高めていくということについては、私も必要なことだと思いますし、そのとおりだと思います。

それで、次に佐藤局長に質問しますので、今の認識を佐藤局長もお持ちなのか、同じであれば、同じと答えてください。

●佐藤子ども未来局長 ただいまの児童相談所経験者の未配置に関するご質問にお答えします。

先ほどの児童相談所長の答弁のとおり、区の家庭児童相談室には、困難な世帯への支援を担い得る経験と力量のある職員を配置しており、組織としての総合的な対応力を発揮できる体制になっていると認識しています。

また、専門職の配置と併せて、児童相談所が支援方針等を決定する会議に各区の関係職員に

も参加してもらい、社会調査や医学診断結果等に基づく判断プロセスを学ぶ機会を提供するなど、実務を通じた緊密な連携を図ることで、区における専門性の強化につながっているところです。引き続き、組織の専門性強化に向けて取り組むとともに、区における多様な相談に対応できる相談支援体制を検討してまいりたいと考えております。

●中村たけし委員 局長が言っている専門性がある、それを養っていく、そのとおりだと思うんです。私も同じ認識です。

先ほどの質疑で、山本副市長から令和元年の検証報告が原点だというお話がありました。私もそう思っております。おわりにという文章のところに、きつい言葉で当時の座長の松本伊智朗先生がお話をされています。それまでというのは、やはりそれまでのこの10年間に、死亡事例も含めて4回の検証がなされて、極めて深刻な事態になっているんだということで、これから本当に一新してやってほしいというお話がされているわけであります。

それで、先ほど来質疑がありますけれど、情報のプラットフォーム化であったり、児童福祉司の増員、そして児童心理司の増員、そして弁護士配置、そして現職警察官の配置、様々されてきたことで虐待に対応してきている、この間の取組については大変敬意を表したいと思っております。

ここの指摘されている肝が、区の家庭児童相談室の強化と専門性の確保、それと要対協、要保護児童対策地域協議会の機能強化というものが大きな肝だと私は考えているので、この要対協のほうの質問もしようと思ったんですけど、こちらのほうはやはり対象も増えていきますし、ケース検討の会議も増えております。ということで、こちらの要対協の機能強化ということについては大変進んだ状況にあるということで、そちらのほうは質問しないということで進めて

きたわけでありまして、先ほど来お話しさせていただいていますけど、区の家庭児童相談室の専門性の強化ということで、やはりそこで専門性を強化していくということもあるでしょうけれど、やはり児童相談所での勤務を経験した人が、その児童相談所での勤務の経験を生かしてやってほしいと思っているんです。

ちょっと改めてお聞きしますが、そういう認識なんですけれど、どうして2区は児童相談所勤務の経験をしている職員が配置されなかったのか、改めてお話を伺います。

●山本副市長 児童相談所職員が区の家庭児童相談室に異動、配属されていくということ、これは専門性を確保していくという意味においては大事なことで私も認識しております。

一方で、児童相談所長、佐藤局長もお答えしました区の家庭児童相談室における人材の育成と、これも現実、そのように取り組んできているところであります。このお話というのは、必ずしも相反する話ではないと認識しております。人材育成に関しては、ビジョンとして示したのが令和4年度でありました。今まさに取り組んでいるところでありまして、全体の底上げを図っているところです。

したがって、人事交流、人事異動というのは、およそ4年から6年のサイクルで変わるというのが基本であります。それは短い、長い、ありますけれども。そういう中で、児童相談所職員が区の家庭児童相談室に配属されていくというのは、まだ2区配属されていないということでありますけど、いずれそういう形になっていって、また、家庭児童相談室を経験している職員が児童相談所に勤務すると、こういう相互の関係が整っていくのは、そう遠くないことだと認識しておりますので、できるだけそういう形で、整う形が早く来てほしいと思うんですけれども、それぞれの特徴、特性、環境を踏まえているその最中というところでありますので、

いずれそういう形で全体の底上げ、児童相談体制の強化というのは、向いている方向は間違っていないものと、意見も相反するものではないものと、このように認識しております。

●中村たけし委員 山本副市長から答弁いただいて、途上段階だということで、私も認識しました。

その2区が劣っているという考えも、もちろん毛頭思っておりません。その2区にも保健師さんがそれぞれ配置されていて、その保健師の専門性を発揮している状況があるというのは、私も認識しております。

行く行くは児童相談所の勤務経験者が区の相談室に配置される、その途上段階であるとともに、その場での研修で専門性を高めていくということの必要性ということでやっていただきたいなと思っておりますので、今後ともしっかりとやっていただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

●わたなべ泰行副委員長 ここで、およそ30分間、委員会を休憩いたします。

休 憩 午後5時28分

再 開 午後6時

●かんの太一委員長 委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

●福田浩太郎委員 私からは1点目、地域における若者支援の強化についてと、2点目、子ども誰でも通園制度についてを、委員長のご指示どおり、前置きを極力省いて、簡潔に質問させていただきます。

最初に、若者支援の強化についてであります。

近年、様々な要因により、若者が生活上の困難を抱えるケースが増えております。特に、若者支援については、児童分野と比較して、自治体の支援体制が十分とは言えない状況が指摘さ

れており、困難を有する若者への支援の拡充は、喫緊の課題であります。また、困難を抱える若者の多くは、行政や支援機関に対して不信感を持っていたり、また、対人関係や援助を求めること自体に苦手意識を持つ場合も少なくありません。そのため、安心して話せる関係性や、いつでも戻ってこられるような居場所づくりが重要であるということ、先ほど小形委員の質疑でもあったとおりでございます。

さらに若者支援は、支援の空白が生じやすいということも課題となっており、早期から関係性を築き、継続的に伴走する支援の必要性が高まっております。こうした認識の下、若者が地域の中で孤立することなく支援につながる体制づくりについて、3点質問いたします。

まず、若者が支援につながるためには、行政窓口のような形式的な相談の場だけでなく、気軽に立ち寄ることができ、安心して悩みや困り事を話せる居場所が重要であると考えます。そのことが若者の孤立を防ぎ、早期の支援につながると考えます。また、支援を必要としている若者ほど、自らSOSを出すことが難しく、また、相談窓口に来られない場合も多いことから、潜在的なニーズの掘り起こしも必要になります。

そこで、質問です。

若者が安心して困り事や生きづらさを打ち明けられるような、ふらっと立ち寄れる居場所づくりを今後進めていく考えがあるのか、お尋ねいたします。

●斎藤子ども育成部長 若者が安心して相談できる居場所づくりについてのご質問でございました。

若者支援施設では、令和4年12月頃から翌年4月頃にかけて、大通交流拠点で若者のグループが集まって迷惑行為を繰り返したという事案がございましたが、それをきっかけに市内中心部を定期的に見回りをしまして、若者への声かけや若者支援施設を紹介するアウトリーチ事

業を実施しております。

今年度は声かけだけではなくて、大通公園西7丁目と、それから札幌4丁目プレイス3階の芝生広場におきまして、各1日ずつ、気軽に立ち寄れる居場所を試験的に開設いたしました。そこに複数のグループが訪れ、お菓子を食べながらゲームやユースワーカーとのおしゃべりを楽しむなど、居場所としての一定の効果が見られたところであります。

その場ですぐに相談につながるということは難しいんですけれども、これからもこのようなまち中の居場所を定期的に開設することで、若者支援施設の周知、そして若者の孤立防止につながっていくものと考えております。

●**福田浩太郎委員** ありがとうございます。

アウトリーチによる居場所の定期的な実施を行うということでした。

次に、地域資源との連携強化についてもお尋ねいたします。困難を抱える若者は、複数の課題を同時に抱えているケースが多く見られることから、単発の相談体制だけでなく、必要な窓口への同行支援、継続的なフォローアップなど、伴走型の支援体制が重要となります。そのため、若者支援総合センターだけではなく、地域での支援も考える必要があると考えます。

札幌市においても、当事者やそのご家族へのピアサポート支援や、また、コミュニケーションが苦手な学生などへの就労支援など、民間団体による貴重な取組も展開されております。今後、地域資源マップの整備、若者支援サポーターの養成などのほか、若者支援を実施している民間団体との連携や地域住民の理解促進など、地域全体で若者を支える環境づくりが重要になると考えます。

そこで、お尋ねいたします。

札幌市若者支援総合センターを基幹としながらNPOなどの民間団体との連携を強化していくことの必要性について、札幌市のお考えをお

尋ねいたします。

●**斎藤子ども育成部長** 民間団体等との連携強化についてお答えさせていただきます。

困りを抱える若者を早期に発見し、適切な支援へのつなぎ、あるいは住んでいる地域で継続的な見守りを続けていくためには、民間団体との連携が欠かせないものと認識しております。

札幌市内には若者の居場所づくりや学習支援に精力的に取り組んでいる民間団体も多くございます。先ほど答弁したアウトリーチ事業におきましても、民間団体と一部連携しながら取り組んでいるところです。ほかにも若者支援総合センター主催のセミナー等に、今年度は民間団体の方も参加していただきまして、札幌市の若者支援の取組や課題について意見を交わし、相互理解に取り組んだところでございます。

若者が抱える課題を解決するためには中長期的な支援が必要となりますことから、若者支援総合センターや若者活動センターと民間団体が連携して伴走型の支援が実施できるよう、今後も連携強化に努めてまいりたいと考えております。

●**福田浩太郎委員** 民間団体との連携強化、ぜひお願いしたいと思います。

この質問の最後は、支援体制についてであります。

先ほど来申し上げておりますように、困難を抱える若者の課題について対応する場合、精神保健福祉、生活困窮者自立支援、居住支援、生活保護、家族支援、債務問題など法的支援、就労支援、各種社会保険制度の利用支援、生活相談支援など、複数の制度や部局にまたがるケースが多いところです。そのため、単一の部局だけでは対応が難しく、個々の若者の状況に応じて必要な支援を重層的に提供できる仕組みが必要であると考えます。

そこで、質問です。

困難を抱える若者一人一人に対して最適な支

援を切れ目なく提供するために、札幌市としてどのような部局横断的な支援体制を構築しているのか、お尋ねいたします。

●斎藤子ども育成部長 部局横断的な支援体制の構築についてのご質問でございました。

札幌市では、子ども未来局のほかに、保健福祉局、経済観光局、教育委員会等、各部局が構成機関として参加しておりますさっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置いたしまして、部局間、部局横断的な連携に努めているところであります。

今年度は協議会におきまして、子ども・若者への居住支援、これをテーマに全国の子どもショートステイなどの事例ですとか、そこで行われる支援内容などを学ぶ研修会を実施いたしました。子ども・若者支援に必要となる知識習得の場を提供したところでございます。

一方、札幌市が現在、今後の若者支援施設の在り方を検討している中で、有識者の方々からは、若者支援総合センターの自立支援機能を拡充するためには、区の保健福祉部門との連携を一層強化していくことが有効という提言があったところでございます。

そのため、協議会の構成機関との連携を深めていくのはもちろんのことではありますが、さらには区との具体的な連携手法についても、検討してまいりたいと考えております。

●福田浩太郎委員 部局横断の取組、ぜひよろしくお願いいたします。若年期に適切な支援につながることで、社会的孤立や生活困窮を未然に防ぐ観点からも、極めて重要でございます。そのため、若者支援を子ども施策の延長として捉えるのではなく、教育、福祉、保健、雇用、住宅などの施策を横断する政策分野として位置づけ、本市として部局横断の連携を一層強化し、若者を地域全体で支える支援体制の充実を図ることを求め、この質問を終わります。

次に、こども誰でも通園制度についてであり

ます。

4月からの本格実施を見据え、今定例会の代表質問において、我が会派の竹内議員より質問し、子どもの成長などへのメリットがある一方で、実施施設数が少ないエリアがあることや事業者の安定運営という面に課題があるといったご答弁をいただいたところです。

本市では、昨年度から2年間事業を実施してきております。令和6年度は15施設、今年度は31施設となっております。また、今年度の利用者数は311人、利用登録者数は678人と聞いております。制度の利用に向けた準備をしているご家庭もあるものと認識しております。

そこで、質問ですが、令和8年4月からの実施体制についてお伺いいたします。

●札幌子育て支援部長 令和8年4月からの実施体制についてお答えいたします。

現在、認可確認の手段中ではございますが、未実施だった7区のちあふるを含め、新たに30施設での実施を予定しておりまして、現在実施している31施設と合わせて、計61施設に拡大する予定であります。

これにより、エリアに濃淡はあるものの、これまで実施施設がなかった空白区が解消されまして、より身近な場所で制度を利用できることが期待されるものと感じております。

4月からの実施施設につきましては、今週末から子育て情報サイトで公開する予定であるほか、新規事業者に対しては、システム説明会を開催するなど、事業者への丁寧なサポートにも取り組んでいるところであります。

●福田浩太郎委員 ありがとうございます。

1年目15施設だったのが、来年度は61施設ということで、着実に倍々、実施施設数が増えているということでございます。エリアによっては実施施設が少なくなるということもあるということですが、空白区がなくなるということで、事業者の安定運営という面で課題がある中

で、そこで質問をさせていただきますが、今回のように、このような施設数増につなげたのか、その取組をお尋ねいたします。

●札幌子育て支援部長 施設の増加につなげた取組についてお答えいたします。

制度の本格実施に向けましては、従来のオンライン説明会に加えまして、事業者への直接訪問を行うなど、働きかけを進めてきたところでございます。

また、昨年度の試行実施では、各事業者に対して実施日を週3日以上とすることを条件としていたところではございますが、予約管理の負担などが大きいといった声もありまして、今年度からは、実施日を週1日以上に緩和するなど、無理のない範囲での検討をお願いしているところであります。加えて、既に実施している事業者から、実施事例を共有いただく説明会を、オンラインも活用して開催するなど、各事業者が検討しやすくなるような情報提供にも努めており、こうした取組が実施施設の増加につながったものと認識しております。

●福田浩太郎委員 ありがとうございます。

個別に訪問をするなど、丁寧に行ってきたということでもありますし、また、事業者が無理をせずにやっていただけるようにということで、このことは制度への安心感につながるといいますので、ぜひ大切に、このスタンスは今後も大切にしていきたいと思います。

また、担当課の職員は大変一生懸命だと感じております。今回もこども誰でも通園制度のPR用Tシャツを自前でそろえるなど、本格実施に向けた機運の醸成にも取り組んできたことと承知しております。その結果、今回の数字になったということ、大いに評価しております。

ただ、そうはいつでも、実施は難しいという判断をした事業者も相当にあると思いますが、こういった理由で実施が難しいと判断したのか、お尋ねをいたします。

●札幌子育て支援部長 事業者が実施は難しいと判断した理由についてお答えいたします。

主に3点ございます。

1点目は、本事業が保育所等における在園児の保育と異なり、受け入れる子どもが日々変わるため、児童や保護者との関係性を都度構築しなくてはならず、保育士の負担への懸念があるといったことでございます。

2点目は、子どもの安全確保を目的として、事業の実施には専従の保育士配置が必要ではありますが、受入れ実績に応じて給付される現状の仕組みでは、安定的な雇用が難しいと考えられることがございます。

3点目として、事業者によっては、施設の空き定員や既存の保育士等を活用できる余裕活用型での実施を検討しておりましたが、3歳以上の空き定員を活用できないことが国から示されまして、最終的に実施を見送ったものなどがございます。

今後も未実施の事業者に対して事例を共有し、検討を促していくほか、実施施設における実情を国に示しまして、公定価格や実施の基準がより実態に即したものとなるよう、要望を続けるなど、事業者が参入しやすい制度となるよう丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

●福田浩太郎委員 ありがとうございます。

まだまだ、様々に超えなきゃならない課題があるということでございます。改めて担当課、また、事業者の皆様のご努力に、ご苦労に、感謝敬意を申し上げるところでございます。特に、国に対して要望するこの公定価格などのいろいろな基準の改善、これはしっかり国に伝えていただきたいと思います。

あわせて、子育て家庭への情報提供について、新生児訪問での情報提供など、PRにも工夫していただくこと。

また、障がいの程度にかかわらず、医療的ケアが必要な児童も利用できるような取組をお願い

いしたいと思います。

また、予約システムの導入など、DXも進めていただいております。保育全体のDXにもつながるよう、引き続き取り組んでいただくことを求めて、質問を終わります。

●**藤田稔人委員** 私からは、民間学童保育への支援について、子どもの職業体験事業について、SNSを使用した子どもの権利を侵害する行為について、東部児童相談所開設後の地域連携について、大きく4項目質問させていただきます。

まず、民間学童保育への支援についてでございます。

先ほど伴委員から、民間学童保育の活用について言及するところもございましたが、我が会派では、かねてより民間学童保育が安定的に運営できるよう、また、保護者が安心して子どもたちを通わすことができるよう、民間児童育成会に対する支援の拡充を要望し、これにより札幌市で現在も実施している利用料の減免や運営の家賃補助など、札幌市独自の助成制度を設けるに至ったものであります。

こうした札幌市の民間学童保育への支援について、当時としては、他都市と比べても、また、他の子ども施策と比べても、充実した内容であったと認識しておりますが、その後十数年を経過し、保育所や放課後児童デイサービスなどの事業者に対する支援が年々拡充されている一方で、民間学童保育への支援がかつての制度のまま、取り残されているように思われます。

そこで、質問ですが、こうした民間学童保育への支援について、札幌市としてどのように考えているのか、お伺いさせていただきます。

●**斎藤子ども育成部長** 民間学童保育への支援に対する市の認識についてというご質問でございます。

民間学童保育は、市内全域に設置している公設の児童会館における児童クラブを補完する受

皿となり、留守家庭児童の放課後の居場所として、重要な役割を担っていただいていると認識しております。

札幌市では、民間学童保育に対して国の補助基準を基本としながらも、家賃補助など札幌市独自の助成も行っているほか、熱中症予防に向けたエアコン整備等、喫緊の課題に対しても、時期を逃さず速やかに支援策を講じてきたところでございます。

今後も、子どもたちが安全・安心に過ごす居場所を確保するとともに、民間学童保育が持続的かつ安定的な運営を行えるよう、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

●**藤田稔人委員** 毎年、民間学童保育の会合に参加して、現場で働く職員や保護者から現状の課題やご意見などを伺っておりますが、ただいまご答弁にございましたエアコンの整備につきまして、これに関しては、民間学童保育の皆様方から大変感謝しているという声がございましたので、引き続きさらなる環境改善に取り組んでいただきたいと考えております。

また、そういった機会で、ひとり親世帯や多子世帯への減免額を増やしてもらいたい。児童の送迎を行った際に支給される助成金について、支援の対象や要件を緩和してほしいなど、多岐にわたる切実なご意見を頂戴しております。

その中でも、登録児童数が19人と20人の場合における助成額の差の改善を求める声がとりわけ強く寄せられておりました。具体的には、登録児童数が19人と20人の場合では、札幌市から支給される運営費助成の額に大きな差が生じており、これがクラブ運営に深刻な影響を与えているとのことでございました。また、年度途中で登録児童数が19人以下になってしまった結果、助成額が大きく変わり、運営が不安定になったクラブもあると伺っております。

札幌市の住民基本台帳によりますと、年齢別人口では、現在高校生から小学4年生までが約

1万5,000人となっておりますが、今の小学校3年生ぐらいから減少し、小学校1年生では約1万3,000人、この下はさらに急激に子どもの数が減ることになっております。こうした急速な少子化の波は、民間学童保育の現場にも押し寄せることは明白であり、今後、さらに登録児童数が19人以下のいわゆる小規模クラブが増えることが予想されます。

そこで、質問ですが、現在、登録児童数が19人以下の小規模クラブはどれくらいあるのか。また、小規模クラブの運営に対する支援の考え方についてお伺いさせていただきます。

●斎藤子ども育成部長 19人以下の小規模クラブの数と運営に対する支援の考えについてのご質問でございます。

1点目の小規模クラブの数でございますが、令和7年、昨年の10月現在で、民間学童保育全42団体中、約5分の1に当たります8クラブが児童数19人以下の小規模クラブとなっております。

2点目の小規模クラブの運営に対する支援についてでございますが、札幌市では、民間学童保育に対しまして、基本的に国の基準に基づいて運営費等の助成を行っているところであります。児童数が19人のクラブと20人のクラブにおける年間の補助基準額の差は、子ども・子育て支援新制度が導入された平成27年度時点では、133万円ほどであったのに対しまして、令和7年度は120万円ほどとなっております。その差は縮まってきてはおります。縮まってきてはいるんですが、しかしながら、まだ依然としてその差は大きいものと認識しております。

この差が今後も縮まっていきますよう、国に対して様々な機会を捉えて、引き続き小規模クラブへの補助制度の充実について要望してまいりたいと考えております。

●藤田稔人委員 本日は、ひとり親世帯、多子世帯への減免、送迎の要件緩和、登録児童数

による運営費助成など、たくさんの要望のうちから、三つほど取り上げさせていただきましたが、少子化、物価高の中、従来に増して重要な課題であると認識しております。

札幌市から国への要望するものと札幌市が独自支援するものとあると考えておりますが、毎年民間学童保育の皆様方から寄せられている要望の一つ一つの実現に向けて、着実に歩みを進めていただき、民間学童保育が持続可能な制度となるよう、留守家庭の子どもたちの大切な居場所を守っていただきたいと考えております。

また、制度的な壁だけではなく、見えない壁もあると伺っております。この点、教育委員会の質疑でも取り上げるつもりでおりますが、先般の大雪で学校が臨時休校になったり、あるいはインフルエンザで学級閉鎖になったりしても、民間学童保育には、学校から何の連絡もないと、蚊帳の外であるということを伝えられております。子ども未来局がイニシアチブを握り、教育委員会などと支援連携対策をしっかりと見詰め直していただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして2点目、子どもの職業体験事業についてお伺いをさせていただきます。

令和6年度から新規事業として開始されました子どもの職業体験事業についてでございますが、小学校5年、6年生の子どもが企業を訪問し、そこで働く大人から仕事に関わる話を聞いたり、実際に仕事を教わることで、子どもたちが社会や職業への関心を高め、自分の将来を考える大切さに気づく機会となっております。

子ども一人一人が将来の夢と希望を抱き、自分らしい生き方を実現していく上で、職業体験をする機会を持つことは、非常に重要であると考えております。社会情勢が急速に変化していく現代社会において、子どもたちの職業観を醸成し、生きる力を育むことが大切であり、自分としても、私としても、本事業の立ち上げの段

階から注目してまいりました。

そこで、質問ですが、令和7年度の子どもの職業体験事業の実施状況についてお伺いさせていただきます。

●**斎藤子ども育成部長** 子どもの職業体験事業の令和7年度実施状況についてお答えをいたします。

今年度は昨年度に引き続きまして、2回目の実施となりましたが、事業趣旨に賛同いただきました38企業の皆様にご協力をいただき、小学校の冬休み期間中に、子どもたちに39種類の職業体験プログラムを実施したところでございます。なお、今年度は企業の皆様のご協力によりまして、体験内容ですとか、仕事内容を紹介する動画を事前にホームページに掲載することで、申込みをする際に、子どもと保護者の皆様と一緒に、職業について話しやすくするといった工夫を凝らしたところであります。

また、募集については各小学校を通して、対象の子どもに1人1枚渡すようにチラシを配布したところ、定員343名の枠に対して、1,726名の応募がございました。その後、抽せんにより参加者を決定し、当日は316名にご参加をいただきました。プログラム数、定員、いずれも令和6年度、前年度より増やしており、子どもたちにより多くの体験機会を提供できたものと考えております。

●**藤田稔人委員** 今年度は体験プログラムの実施数や参加定員が増加し、また、内容的にも充実していたということでございました。参加した子どもたちや企業から様々な声を実際の現場でお聞きしたり、アンケートを通して、聞き取ったりしているとも思いますが、そのような声を反映して、今後いかに生かしていく必要があるのか、お伺いさせていただきたいと考えております。

そこで、質問ですが、2年間実施した子どもの職業体験事業に対する評価と課題についてお

伺いさせていただきます。

●**斎藤子ども育成部長** 2年間実施しました子どもの職業体験事業の評価と課題についてのご質問でございました。

実施を行いましたアンケートでは、90%の子どもたちが体験を通じて、自分の将来の夢や仕事の大切さについて考えたと回答していることや、97%の子どもたちが参加して満足と回答していることから、子どもたちにとって、職業について考える貴重な機会となったところであります。

一方で、今、子どもたちが体験できる人数に限られておりまして、より多くの子どもたちに、職業体験機会を提供していくことが課題であると認識しております。また、企業への依頼から参加者への通知、決定まで、一定の期間を要することから、現行のように集約し、一律に実施するとなりますと、冬休み期間中の実施となっているところでありますが、この時期は天候やインフルエンザ流行等の関係で、子どもが参加しづらい時期ともなっているところであります。

ほかに、当事業以外に本市や民間企業でも、多くの職業体験の取組を行っている一方で、子どもや保護者からは、そのような職業体験の情報に気づきにくいといった声が聞かれております。

こういった取組をより多くの子どもや保護者に届ける必要性も課題として見えてきたところであります。

●**藤田稔人委員** 令和6年度と7年度に実施したところ、子どもたちが大変満足感が高いということでございました。

令和8年度予算におきましては、本事業が600万円から200万円と、予算が減少しておりまして、せっかく子どもたちが大変満足している事業にもかかわらず、これから縮小となるのが大変懸念しているところであります。先ほどお聞きした課題についても、今後対応し、事業

をよりよくしていくことが子どもたちにとっても大変重要であると考えております。

そこで、質問ですが、令和8年度はどのような取組を行う予定か、お伺いさせていただきます。

●**斎藤子ども育成部長** 子どもの職業体験事業、令和8年度の取組内容についてのご質問でございました。

令和8年度に向けては、今年度ご協力いただきました企業に、独自の職業体験実施をお願いしていくほか、本市ですとか、民間企業で多く実施しております職業体験の情報を集約し、もっと多くの子どもたちに、職業体験機会を提供できるようにしていきたいと考えております。また、この事業を2年間実施したことによりまして、蓄積されたノウハウを元に職業体験を実施する際の手引を作成いたしまして、新たな企業の掘り起こしを行ってまいります。

引き続き、子どもたちが社会や職業への関心を高め、自分の将来を考える機会を大切にしていきたいと考えております。

●**藤田稔人委員** 子どもの頃から幅広く様々な職業に触れ、将来の夢や希望を思い描くことは、子どもにとって大変重要であると考えております。そのため、より効果的な手法で1人でも多くの子どもたちが様々な職業に触れる経験の中から職業観を醸成していただきたいと考えております。

最後に3点まとめさせていただきますが、子ども未来局における本事業のほかに、教育委員会や経済観光局、さらには民間でも類似の事業を実施しており、それぞれ連携を深め、学齢によってどのような体験が必要なのか、役割分担し、特に学校のキャリアパスポートにしっかりと反映させながら、様々な職業体験事業を子どもたち一人一人にとって、一つのストーリーとしてしっかりと身になるものとしていただきたいと考えております。

二つ目でございますが、先ほど令和8年度、様々な工夫をしていくということにもございましたけれども、特に人数に関しましては約300人がこの事業を経験したと。そして、抽せんできなかったという方、子どもたちも大変多くいたということでございました。

現在、札幌市内に小5、小6が約3万人いることを考えますと、1%ということでございますので、もっともっとたくさん子どもたちに職業体験の機会を拡大していただきたいと考えております。

また、冬休みが短くなっている、そして企業様たちからしても、年始のお忙しいときに協力していただくということでございますので、実施時期をはじめ、先ほどおっしゃられていたとおり、運営手法、調査につきまして、ぜひ改善していただきたいと考えております。

最後に3点目でございますが、事業費が600万円から200万円に削減となっても、充実した職業体験事業となるよう、最大限の努力をしていただきたいと考えております。

この件につきましては、恐らく局マネジメントの選択と集中の中で削減となったと思われるのですが、そういった中で子ども未来局には、ほかにも見直すべき事業があり、例えば、青少年育成委員会による青少年を見守る店など、形骸化している事業もございますので、次回の決算特別委員会では、そういったことも取り上げさせていただきたいと考えております。

大きな3項目めでございます。SNSを使用した子どもの権利を侵害する行為について、質問させていただきます。

大変残念なことではございますけれども、例えば、旭川市での女子高生を暴行し、そして橋から落とすという事件、あるいは江別市における大学生の集団暴行事件ですとか、そういった大変痛ましい事件が、この札幌の近くでも起こってしまっております。

二つの事件につきましては、加害者、被害者に当時未成年がいたということもございます。そしてそういった中でも、大変これも残念だなと思っておりますけれども、そういった様子を動画で撮影する、あるいは拡散する、そういったことが行われてしまっているということでもあります。

こういったことのほかにも、昨今、類似の事件が全国的にも行われておりまして、暴力行為などを撮影した動画がSNS上に投稿拡散される。そういったことが低年齢化も進んでおり、時にはこのような事件に関わる子どもたちが刑事責任能力のない14歳未満であるということも、残念ながら伺っておりますし、そういった事案につきましては、なかなか表に出てくることでもございませんので、恐らく我々が知っていることは氷山の一角なのかなということで、大変心を痛めているところであります。

そこで、質問ですが、子どもの権利条例を持つ札幌市として、こうした事案に対する受け止めをお伺いさせていただきます。

●斎藤子ども育成部長 SNSなどを使用した子どもの権利を侵害する行為に対する本市の受け止めについてお答えを申し上げます。

昨今の事案については、報道でも承知しておりまして、暴力行為やいじめは、子どもの心身及びその後の成長や人格形成に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であると考えております。さらにSNS上で、その動画が投稿、拡散されることは、子どものプライバシー侵害や特定者への誹謗中傷など、より深刻な人権侵害につながるおそれがあるものであります。

これらの行為は、札幌市子どもの権利条例に定める安心して生きる権利や、自分らしく生きる権利が侵害されている状況に当たると認識しております。

●藤田稔人委員 国際的には、オーストラリアが16歳未満のSNS利用を全面的に禁止す

る法律を施行したり、国内においても愛知県の豊明市が2024年に、スマートフォンゲームの利用時間に関する取組を進めるなど、国内外でも対策が講じられております。また、本市教育委員会におきましては、学校の授業を通じて情報モラル教育などを実施していると伺っております。

そこで、質問ですが、子どもの権利の観点から、子ども未来局として、どのように取組をしているのか、お伺いさせていただきます。

●斎藤子ども育成部長 SNSを使用した子どもの権利の侵害に関する取組内容についてお答えをさせていただきます。

子ども自身が自分の思いや考えを表現することとは大切な権利であります。誰もが自分らしさを大切にするためには、自分だけではなく、相手にも同じように権利があるということを理解していただくことが必要となります。

このような意識を醸成するため、教育委員会と連携しながら、授業等で活用できる条例パンフレットを作成し、相手の権利も考えて行動することの大切さを伝えてきたところであります。

今後は、今まさに委員のご指摘にありましたように、SNSの使用について、特にSNSの使用の仕方によっては、相手を傷つける可能性があるかもしれないことなど、具体の事例も取り入れながら、子どもがお互いの権利を尊重することの重要性を丁寧に伝えてまいりたいと考えております。

●藤田稔人委員 ただいま、教育委員会との連携ですとか、るるご答弁ございましたけれども、子どもの権利推進課として、こういった事案に関しては、決して見て見ぬふりをせずに、絶対にこのようなことがあってはならないと、そういった気概を持って、具体的な対応に努めていただきたいと考えております。

よく誰一人取り残さないですとか、誰一人取りこぼさないという言い方をしますけれども、

こういった聞こえのいい美辞麗句で終わってほしくない、切に願っておりますので、子どもに対する著しい人権侵害につきましては、たとえ1件でも、決してあってはならない、そういったことで、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

最後になりますが、この子どもの権利条例につきましては、単なる理念にとどめることなく、実効性のあるものとして、具体的な取組に結びつけていただきたいと思いますと考えております。

最後に、4点目でございます。

東部児童相談所開設後の地域連携について伺いさせていただきます。

先ほど来、東部児相につきましても、たくさんの質問がございました。私の住んでいるところの小学校区に、東部児相ができましたものですから、距離が近くなったのはもちろんのことでございますけれども、その関係性も大変深まったなということで、実感しているところであります。

昨年の3定における代表質問におきまして、新設される東部児童相談所を中心とする地域連携の在り方について取り上げ、東部地域にある4区の区役所をはじめ、所管する地域へのアクセスが大きく向上することにより、地の利を生かした顔の見える関係づくり、さらには重層的な支援体制の構築を進めていくという意気込みをお答えいただいたところであります。

開設から半年となり、新たな東部児童相談所が地域において求心力を持って、頼られる存在として機能し始めているのか。特に、日々の相談業務の中で、関係機関と連携して、困難を抱える世帯に実効性のある支援ができているのか、大変気になっているところでもあります。また、児童相談所には若い職員も多いことから、長きにわたり、地域の児童福祉分野で活動する民間の団体や職員など、外部の方々とともに学び、意見を交わす。そうした積極的な関係づくりが

よいケースワークにつながっていくと考えております。

そこで、質問ですが、東部児童相談所の開設後、地域の関係機関等との連携を、どのように進めてきたのかお伺いさせていただきます。

●山形東部児童相談所長 地域の関係機関等との連携強化についてお答えいたします。

地域での生活に心配のある要支援児童につきましては、関係機関等と行政とが共通の認識に立ち、切れ目の生じない支援を継続することが重要と認識しております。

東部児童相談所の開設後、具体的な取組としては、各区役所の家庭児童相談室と、民間で運営する児童家庭支援センターとの連携をより重視しました相談3機関による実務者会議を、新たに立ち上げまして、相談支援のレベルアップに取り組んでいるところであります。

今後は、こうした官民の連携を着実に進めながら、困難事例を共有する勉強会等も開催し、地域一体となって、支援の専門性と結束を高めてまいりたいと考えております。

●藤田稔人委員 相談3機関による実務者会議を立ち上げるなど、着実に歩みを進めているということでありますので、ぜひ地域における連携体制をさらに緊密に深めていただきたいと思いますと考えております。

私の個人的な話を少しさせていただきますと、地域の役職を幾つか担っておりまして、青少年育成委員、少年補導員、主任児童委員など、やらせていただいているところでありますけれども、率直な思いとして、そういった地域の役職者をもっと信頼していただいて、任せていただいているかなと思ったりもしております。仕事をもちながら、寸暇を惜しんで役職を受けておりますので、そういった意味では形骸化したような、何かそういった役割ではなくて、本当にお役に立てることに協力したいと思っておりますし、皆さんがそういった思いであると思っ

おりますので、ぜひもう少し、気軽にと言ったら変ですけども、気軽にお任せいただいてもいいかなと思っておりますので、ぜひそういった連携も、これから深めていければいいかなと思っております。

次に、大学との連携による取組についてお伺いさせていただきます。

昨年の決算特別委員会におきまして、こじま委員より東部児童相談所と近隣大学との連携強化について、具体的に取り上げたところであります。その際の答弁では、厚別区の北星学園大学や札幌学院大学といった各大学との連携を積極的に進め、学生を一時保護所の補助職員として採用することで、学生には実践の場を経験してもらおう一方、札幌市としては、児童福祉に関わる若者の裾野を広げつつ、将来的な人材確保につなげていくという方向性が示されたところであります。

学生時代から児童福祉の現場に携わることは、学生自身の成長につながるのはもとより、将来の福祉人材の育成、採用という点において、着実な足がかりになるものと考えております。大学という地域の社会資源と新たな東部児相が連携を深めていくことは、まさに地域全体で子どもを育む社会の実現に結びついていくものであると考えております。

そこで、質問ですが、地域の各大学との連携について、開設以降どのように取り組んできているのか、お伺いさせていただきます。

●山形東部児童相談所長 大学との連携による取組についてお答えいたします。

東部児童相談所の所管区域には、社会福祉、人文科学系の学部を有する五つの大学がございまして、学生に実践の場を提供し、福祉人材を育成するという、そういった視点から、各大学との関係づくりを積極的に進めてきたところであります。

東部児相開設後の成果としては、大学と学生

のニーズを丁寧に聞き取りながら、一時保護所の補助的な職員に半年間で学生 50 人以上を採用しております。また、2 月からは大学の単位と国家資格の取得につながる実習生の受入れも本格的に開始しているところであります。

一時保護所では、子どもたちにとっても、学生は身近で頼れる相談相手となっておりまして、今後も学生の受入れを進めながら、大学との協働により、困難を抱えた子どもを支える取組を推進してまいりたいと考えております。

●藤田稔人委員 地域の福祉系 5 大学と関係づくりを進め、一時保護所の補助的な職員として、学生を 50 名以上採用したということでございました。学生が実習に臨む際など、本当に真剣なまなざしで、真摯に取り組んでいると思いますので、ぜひ積極的にご活用いただきたいと思っております。ぜひ、そういった大学との連携、協働を深めまして、安定した人材採用に結びつけていただきたいと考えております。

また、隣にいる山田一郎委員から昨年の代表質問で、北部児童相談所の必要性を訴えておりましたが、もう一か所ということになりましたら、また人材が必要ということでもありますので、そういった観点からも、ぜひこの人材確保につきましては、さらなる取組を進めていただきたいと考えております。

最後になりますが、今年度をもって役職定年となります佐藤学局長に質問させていただきたいと思っております。

佐藤局長が通勤していると、その通勤経路途中に、私、辻立ちキング、白石の元気玉、藤田が立っていることが多々ございまして、そういった中で、この職場以外でも、いろいろと議論させていただいたなと思っております。

私が議員に当選して間もない頃、佐藤局長はスポーツ局の招致推進部だったと思っておりますけれども、ちょうど東京 2020 大会のマラソンが来るぞということが決定した翌朝、たしか

お会いしたなと思っておりますけれども、本当に2人で、地下鉄のバスターミナルのところで、喜び合ったなというのが、つい昨日のように思っております。その後、子ども未来局のほうに来て、子ども育成部長、そして現在、子ども未来局長ということしております。

今年度、児童相談所の2か所体制を実現し、現在もそれぞれ運営に責任を負う立場におりますし、また、東部児童相談所だけではなく、北部担当ということになっておりますけれども、北部児童相談所への道筋も立てていただいたことかと思っております。

佐藤局長におかれましては、局運営の方針として、現場主義を掲げ、毎週それぞれの児相に足を運び、職員への声かけはもとより、子どもたちの支援方針を決定する会議にも、オブザーバー的に参加し、児相が直面する事案につきまして、地域の実情の把握に努めていたと伺っております。そうした中で、子どものいる困難世帯の支援は、支援者側がタイムリーに情報共有し、それぞれが自身の立場や専門性に基づく役割を果たしていくことが求められていると考えております。

札幌市におきまして児相2か所体制が始まり、両所が的確に連携しながら、地域に根差した独自性と専門性を発揮し、地域のネットワークの中心となっていく、そうした体制の強化を続けていくことが必要だと考えております。

そこで、佐藤局長に質問でございますが、東部児童相談所の運営が軌道に乗った今、来年度以降の児童相談体制の強化を、どのように進めていくのか、お伺いさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。

●佐藤子ども未来局長 今後の児童相談体制の強化についてのご質問にお答えをいたします。

現在、東部児童相談所の開設効果の検証を進めており、この半年間で所管する4区において、関係機関や各大学等との地の利を生かした連携

が強化されてきたものと認識しています。

さらには、札幌市児童相談所が所管する地域を分割し、新たに東部児相を設置したことで、緊急時にも迅速な判断と対応が可能となり、両所におけるエリアマネジメントが着実に進んでおります。

今後、2所体制となった総括を行い、それを踏まえた新たな施策を検討の上、令和8年度には、子どもの命を最優先に掲げる第4次児童相談体制強化プランを策定してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 私は2項目質問します。

1項目めは、病児・病後児保育事業について、
2項目めは、母子父子寡婦福祉資金債権回収業務についてです。

最初は1項目め、病児・病後児保育事業についてです。

初めの質問は、ネット予約システム導入による利用実績と効果についてです。

札幌市では、生後5か月から小学校6年生までの病気の子どもを、保護者に代わって一時的に預かる病児・病後児保育事業を、市内六つの区、7施設、定員28名で実施しています。

病児・病後児保育は、子育てと就労の両立を支援するために、欠かせない取組である一方、市民の利用ニーズを踏まえると、定員数が少なく、市民が利用したいときには利用できない状況が続いていました。こうした状況を踏まえ、煩雑であった電話予約に伴う保護者負担の軽減や当日キャンセルの抑制、ひいては施設の稼働率向上を図るため、2025年度からネット予約サービスが導入されました。

そこで、質問ですが、さきの決算特別委員会においても、ネット予約サービスの導入によって、利用者の増加と利便性向上に、一定の効果があったとの答弁がありましたが、運用開始から1年を迎えるに当たり、利用実績とその効果について改めて伺いたいと思います。

●山縣支援制度担当部長 ネット予約システム導入による利用実績と効果についてお答えします。

令和7年4月1日からネット予約システムの運用を開始しておりますが、2月末までの利用人数を昨年同月と比べますと、1,174人から1,741人と1.5倍に増加しております。また、運営上の大きな課題でありました当日キャンセルにつきましては、前年同月の919件から484件に半減したことに加えまして、キャンセル待ちの方の繰上げ利用が可能になったことから、施設の受入れ枠の有効活用が進み、全ての施設において稼働率が向上しております。

今年はインフルエンザも流行して、利用ニーズが集中した時期もございましたが、各施設において大きな混乱なく、定員枠を最大限活用した円滑な受入れが行われておりまして、システム導入の効果があったと認識しております。

●ふじわら広昭委員 ネット予約システムの導入は、市民の利便性向上に大きな効果があったものと評価します。また、今年度、利用者数が大幅に増加した実績から、改めて本事業に対する利用ニーズの高さというものを、子ども未来局としても再認識したのではないかと思います。

その一方で、非常に残念なことに、長年白石区において病児保育を通じて、働く保護者を支え、本事業にご尽力をいただいていた勤医協菊水こどもデイサービスが小児科の移転に伴い、今月末をもって終了されると聞いております。2007年から継続して運営されてきた拠点が失われることは、市民にとって極めて大きな損失であると同時に、同サービスセンターの長年にわたるご尽力に感謝と敬意を表したいと思っております。

札幌市は、アクションプラン期間中に10施設への拡充を目標に掲げていますが、今回の施設減少は、目標達成に向けた深刻な問題である

と感じています。特にこの施設は、市内中心部に近く、市民の利用ニーズが高かったことを踏まえると、市民の利便性を維持するための代替的な受皿の確保など、実効性のある対応を早急に進める必要があると言えます。

そこで、質問ですが、この施設の減少について、どのように受け止め、具体的にどのように対応していくのか。あわせて、依然として課題となっている病児保育の空白地域への新規開設に向けて、どのように取り組んでいくのか、札幌市の考え方を伺います。

●山縣支援制度担当部長 施設数の減少への受け止めと新規開設への取組についてお答えします。

勤医協菊水こどもデイサービス様には、長年本市の病児・病後児保育事業を支えていただき、これまでのご尽力に感謝するとともに、今回の事業終了については、大変残念に受け止めております。

本市としましては、この事業終了に伴う影響を最小限にとどめ、受入れ人数を引き続き確保するために、令和8年度から既存4施設の定員を、4名から6名へと拡大しまして、市全体の受入れ枠を、これまでの28名から32名へと拡大する見込みです。

あわせて、市民の利便性向上には、新たな受入れ施設が必要でありますことから、医療機関に対しましては、ネットワークシステムによる稼働率の向上ですとか、今年度から導入した利用実績に応じて、運営費が加算される仕組みを施設運営上のメリットとして丁寧に説明しまして、開設に向けた働きかけを粘り強く進めてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 この項目の最後の質問ですけども、広域利用に関する考え方についてであります。

新規施設の確保は喫緊の課題であります。さきの決算特別委員会では、施設の開設を促進す

るためには、安定的に経営できる環境が必要不可欠であり、現在、国がその有効な手段として、自治体の枠を超えて施設を利用する広域利用を推進していることから、札幌市として検討の必要性を認識している旨の答弁がありました。札幌市においても、近隣市町村から札幌市内に通勤している保護者の方々にとって、勤務先近くでお子さんを預けられる利点は大きいものと考えますが、現在でも利用したくても予約が取れないという札幌市民にとって、市外居住者も利用可能となることへの不安は無視できません。

そこで、質問ですが、広域での利用が開始された場合、札幌市民の利用をどのように確保していくのか、基本的な考え方を伺いたいと思います。

●山縣支援制度担当部長 広域利用に関する考え方についてお答えします。

広域利用は施設の稼働率を向上させ、安定的な運営に寄与する可能性がある一方で、市内施設の受入れ枠には限りがある現状を踏まえ、まずは札幌市民の利用を最優先に確保するということが、何より重要であると考えております。そのため札幌市民を優先として、利用調整を行った上で、前日夕方になお、施設に空きがあるという場合に、近隣市町村在住の方の利用を認めるといった、あくまでも施設の空きを活用するといった形での運用を想定しております。

次年度は、まずは試行的に受入れを実施しまして、その結果を検証した上で、近隣自治体と具体的な運用ルールについて協議を進めてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

要望の1点目としては、アクションプランで示している10か所の受入れ施設を早急に実現していくべきだと思います。

そういう観点を踏まえて、2点目としまして

は、やはり市立札幌病院における対応に必要な費用は、やはり一般会計から全て確保すべきだと思います。

財政部長もいらっしゃいますけれども、ぜひともこの間の進捗状況を、報告を受けておりますけれども、双方を子ども未来局と市立病院では、ある程度のこの議論が進んでいるということでもありますけれども、やはり財政問題が大きな課題となりますので、その点をしっかりと受け止めて、早期の実現を図っていただきたいと思います。また、新年度から試行的に実施します広域連携については、十分な効果を検証して、市民が不利益にならないような対策をしっかりと講じていただきたいと思います。

次は、2項目め、母子父子寡婦福祉資金債権回収業務についてです。

初めの質問は未収債権の額と委託対象債権についてです。

母子父子寡婦福祉資金は、ひとり親家庭の経済的な自立と扶養している児童の福祉増進を目的として、12種類の資金を無利子または低利子で貸し付けるひとり親家庭を支える大変重要な制度であります。札幌市における貸付けの手続や償還の相談については、各区役所の母子婦人相談員が中心となり、各家庭の生活状況を確認しながら、寄り添った伴走支援を行ってまいりました。今年度から債権回収の一部が外部委託されておりますが、運用段階で債権者から苦情が寄せられるなど、課題が浮き彫りになっております。

そこで、質問ですが、制度全体の未収債権額とその中で、今回外部委託の対象となった債権の件数や金額、現在の回収実績はどのようになっているのか伺います。

●札幌子育て支援部長 未収債権の額と委託対象債権についてお答えいたします。

貸付金の未収債権は、令和6年度末時点で約4億円であり、そのうち、今回の外部委託の対

象としましたのは、回収可能性等も勘案し、平成 15 年度から令和 2 年度までに発生した未収債権のうち、477 件、約 1 億 7,000 万円でございます。回収実績は 2 月末の時点で約 5,300 万円、回収率としては 31.2%となっております。

●ふじわら広昭委員 全体で 4 億円の未収債権がある中で、今回の回収可能性などを約 1 億 7,000 万円分を委託したということで、一定の回収があったということでもあります。

次は、事業者選定手続についてです。ただ、業務の進め方には、いろいろ課題があったのではないかと思うわけであります。外部委託をする前に、昨年の予算特別委員会において、私が当該委託に関して質問した際に、札幌市からは、福祉資金の制度や制度目的やひとり親家庭が置かれている状況に十分な理解があることなどを条件に選定するとの答弁がありました。

そこで、質問ですが、今回、弁護士法人ライズ綜合法律事務所が受託者となりましたが、どのような手続や基準で選定を行ったのか、伺いたいと思います。

●札幌子育て支援部長 事業者選定手続についてお答えいたします。

業務委託に当たりましては、実績のある事業者の専門的知識を活用するため、公募型プロポーザル方式で選定を行いました。当初、複数者が関心を寄せておりましたが、結果として、本件受託者である 1 者のみの応募となり、選定委員会において、企画提案を受け、評価を行ったところであります。

委員会におきましては、類似業務の実績や実施体制などに加え、福祉的観点からも配慮がされた提案となっているかを評価した結果、最低基準点を上回る提案内容であったため、当該事業者を選定することとしたものでございます。

●ふじわら広昭委員 次は、委託結果の受け止めと今後の委託についてです。

選定手続自体は、適正に行われたのかと思い

ますが、実際の運用では、答弁との間にギャップがあったと言わざるを得ません。

私は昨年の予算特別委員会で、詐欺の懸念などを防ぐため、委託前に札幌市長名で事前通知を行うことを求めておりましたが、実施されませんでした。そのことにより、債務者に大きな負担、不安を与え、混乱を生じさせたと思います。

債権者とはいえ、ひとり親家庭という厳しい状況に置かれている方々が多い中、札幌市からの事前通知もなく、突然、法律事務所から受託通知と督促状が送られるというやり方は、福祉的な配慮に欠けていたと思います。また、混乱のもう一つの要因として、一時的に納付が滞ることはあっても、長年分割納付を続けていた方に対しても業者が高圧的な態度で、一括納付を求め、債務者が返済に困り、民事調停に発展したケースもあると聞いております。

そこで、質問ですが、札幌市としては、このような結果を、どのように受け止めているのか。また、来年度も外部委託を行う考えがあるのか、委託を考えているのであれば、どのように改善を図るのか伺いたいと思います。

●札幌子育て支援部長 委託結果の受け止めと今後の委託についてお答えいたします。

今回の委託におきましては、事前に市長名で文書通知を行わなかったほか、受託者の対応に多くのご意見をいただくなど、債務者の方にご心配とご迷惑をおかけしたことを真摯に受け止めております。

来年度も改めて公募し、委託する予定ではありますが、今回発生した課題を踏まえて、札幌市名義での事前通知や受託者との密な情報共有など、福祉的観点からの配慮を行い、しっかりと運用を改善してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 最後の質問になりますけれども、次の質問は納付方法の改善についてです。

現在の契約は年度末までとなっております。今後のためにもしっかりと検証した上で、適切な業務委託となるよう改善すべきです。

委託する債権については、長期間納付がない、連絡が取れない債権を優先し、委託業者への支払い報酬も他都市などと比較し、適切な水準とし、強引な取立てを誘発することは避けるべきであります。

一方、債権回収を適切に行う以前に、現在の貸付金のシステムが古く、口座振替やコンビニ払いに対応できないために、金融機関で納付書払いをするしかなく、債務者にとってみると、支払いやすい環境が整っていないという根本的な問題があります。実際に債務者の方から、納付書では金融機関が開いている時間でなければ支払えず、平日は仕事や育児が忙しくて、支払うことが時間的に難しいという。また、口座振替やコンビニ払いなど、支払い方法を多様化してほしいという切実な声が、私どもの会派に寄せられております。残念ながら札幌市は、いずれの方法も対応しておりません。調べてみますと、道内でも旭川市などで、口座振替で支払いができ、利用者の93%が口座振替を選択しているとのこと。また、23年度の数値でありますけれども、口座振替が普及している旭川市の償還率が現年度で87.9%、過年度で13.3%であるのに対し、札幌市は現年度が78.7%、過年度が7.8%にとどまっております。

業務委託をする前に、まずは他都市のように口座振替などの支払いがしやすい環境を整えることが、利用者の無理のない返済を促し、結果として全体の収納率向上に直結することにつながると思います。

そこで、質問ですが、納付方法について、口座振替などに対応できるよう、早期にシステム改修を行うべきと考えますが、見解を伺います。

●札幌子育て支援部長 納付方法の改善についてお答えいたします。

現行のシステムは、市の業務の土台となる基幹システムの更新に伴いまして、令和9年12月までに、新たなシステムへの移行が必要となっております。

新たなシステムの導入に当たりましては、他自治体の例も参考にして、事務効率や市民の利便性に資する機能、システム導入に係る全体の費用などを精査した上で、よりよいものになるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

まず、1点目といたしましては、札幌市の基幹システムの更新が進められており、そういう関係からこのシステム、現在の古いシステムについても、更新が必要と思われます。そうしたことによって、ひとり親家庭の皆様が、無理なく安心して返済できる環境を整えるために、システム改修にかかる費用については、今年第2回定例市議会で、補正予算での対応を含めて、前倒ししていくことを速やかに対応することを強く求めておきたいと思います。

また、今後の債権回収の業務委託についてでありますけれども、先ほども指摘しましたように、新年度も外部に委託をするのであれば、まず札幌市市長名で、必ず某社が償還業務を札幌市に代わって行うということをしっかり通知していただきたいと思います。同時に、委託業者に対しては、詳細な説明を行い、例えば札幌市と合意した現在の支払い方法を周知した上で、高圧的な返済や支払いの方法を求めないように、強く求めておきたいと思います。

また、国に対しては、この物価高騰の中です。ありますので、札幌市で利用している皆さんは、大学、高校などに通うための修学資金や、また就学に伴う必要な資金が、この二つで全体の借入れの90%を占めている状況にありますので、ぜひとも国に対しては償還期間の延長を働きか

けていただきたいと思います。また、各区の母子・婦人相談員の研修の充実と体制の強化を求めていると思います。

先ほども申し上げましたが、支払いの方法について、銀行だけではなく、銀行だけの取組ではなくて、口座振替やコンビニからの支払いがしっかりと可能となるように取り組んでいただきたいと思います。このことを強く求めて、質問を終わります。

●山口かずさ委員 私からは、保育施設の定員割れと今後の在り方について伺います。

札幌市ではこれまで、待機児童対策として保育施設の整備を進め、現在は待機児童ゼロを維持しています。しかし、一方で、子どもを取り巻く状況は大きく変化してきています。少子化は急速に進行していて、札幌市の出生率は2023年に1万456人、2024年には9,669人となり、60年以上ぶり1万人を下回る状況です。こうした状況を踏まえると、これまでのように、保育施設の整備を進める視点だけではなく、整備してきた施設を、今後どのように生かしていくのかという視点も、ますます重要になってくるのではないかと考えています。

そこで、現状について確認します。

札幌市内の保育施設について、認可保育所等の施設数、定員数、入所児童数、入所率、定員割れしている施設数とその人数の現状は、どのようになっているのか、具体的にお伺いします。

●山縣支援制度担当部長 市内認可保育所等の現状についてお答えします。

令和8年2月1日時点での認可保育所等の施設数は559施設、定員は3万5,209人、入所児童数は3万4,400人で、入所率は97.7%となっております。また、そのうち、入所者数が定員を下回っている施設は305施設あり、その人数は2,701人です。

●山口かずさ委員 559園中305園、約54%の園が定員割れ、約2,700人分の空きがありま

す。この状況を踏まえて、出生率の減少が続く中で、今後、保育施設のさらなる定員割れが生じる可能性について、札幌市としてどのように認識しているのか、伺います。

●山縣支援制度担当部長 さらなる定員割れの認識についてお答えします。

札幌市の出生数は減少傾向にあります。一方で女性の就業率の上昇などに伴いまして、保育所等の利用を希望する方の数は増えている状況であります。

ですので、保育需要の見通しは、令和8年度にピークを迎え、その後もしばらくは高い水準で推移するものと見込んでおり、数年以内に大幅に定員を下回る段階にはないものと考えております。

●山口かずさ委員 一定の園で定員を超過している一方で、現在でもやむを得ず児童が集まらず、定員割れしている、ないしは定員を少なくして運営している園が、ここポイントなのでもう一度言いますが、559園中305園、約54%が定員割れで、その空きは約2,700人です。

私の娘はゼロ歳児のときから、開園から15年続いた保育施設にお世話になって大きくなってきました。娘を産んで間もなく、保育園探しは難航しており、両親に預けて、私は議会に復帰しました。その後、生後10か月になる頃に、札幌市で初めて開園した保育ママに娘を託すことができました。

当時、札幌市では、待機児童数が929人に上り、保育の選択肢は極めて限られた状況でした。小規模な受皿である保育施設が地域にとって重要な役割を果たしていた頃でした。その後、この園は小規模保育A型として、定員5人から10人に拡大されて、地域で長く愛され、子どもたちを預かってきました。しかし、この3月末をもって廃園となります。地域に根差した施設であっても、維持が難しくなっている現状があるんです。

現在は、待機児童ゼロを維持するまで改善しましたが、出生率の減少や人口構造の変化に伴って、保育施設の定員や運営状況も変化してきました。待機児童対策として保育施設の整備を進めてきた時代から少子化を前提に保育施設の在り方を考えていく時代へと保育施策も大きな転換期に差しかかっています。

保育施設の整備には多くの公費が投入されて、設備の維持や運営は、将来にわたって市の財政にも関わる重要な課題です。施設の維持を検討するに当たって、現在の定員割れ、定員縮小の実情を正しく把握することが、未来の施設活用考える第一歩になると考えています。

そこで、現在、やむを得ず定員割れしている、または定員を縮小して運営している園があることについて、市としてその要因や背景を、どのように捉えて対策に取り組んでいるのか、お伺いします。

●山縣支援制度担当部長 定員割れ、ないし定員減少している園の要因と対策についてお答えします。

主な要因としましては、立地等による保護者の方の入園希望の偏りがあることに加えまして、保育人材の不足により、必要な職員体制が確保できないことが考えられます。

その対策としましては、各区の保育コーディネーターによるきめ細やかな入所調整ですとか、求職者と施設のマッチングによる各園の人材確保の支援などの取組を行っているところであります。

●山口かずさ委員 きめ細やかな入所調整などにより、空きのある保育施設を利用してもらう取組も大切ですけども、保育需要がさらに減少した場合に備えて、保育施設の空き教室や空き定員を、どのように活用していくかを今から考えていかなければならないのではないのでしょうか。

このことを考えるに当たっては、保育の分野

に限らない広い視野で、子どもの未来のためという長期的な見通しを立てながら検討を進めていくことが求められると思います。

ですので、最後に佐藤局長にお伺いします。

私の娘の園のように、15年間地域で愛されてきた小規模保育施設でも、人口減少の影響で廃園になるケースがありますし、実際、子どもが集まらなくて、定員割れないし、定員規模の縮小をせざるを得ないという声も多く、私のところに届いています。この現実を踏まえて、今後の保育需要の減少に伴い、保育施設の在り方について、具体的かつ明確な方針を示すべき時期に来ていると考えています。

市として、今後どのような方向性で取り組んでいくのか、また、その現実に向けた揺るぎなき覚悟について佐藤局長にお示しいただいて、私の質問を終わります。

●佐藤子ども未来局長 保育需要減少に伴う今後の保育施設の在り方についてのご質問にお答えいたします。

長きにわたり地域を支えてこられた保育施設への思い、将来の保育環境に対する強い危機感、これらはしっかりと受け止めさせていただきま。今後、将来的な保育需要の動向を見据え、子どもたちの健やかな育ちのために、地域の保育資源を含め、どのような環境を整えていくべきか、長期的な視点で検討を着実に進めてまいります。

●成田祐樹委員 ラストバッターです。強力なバッテリーだと思うんですけど、打ち負けないように簡潔にやりたいと思います。

私からは、放課後児童クラブについてお伺いしたいと思います。

近年は、共働きが増え続けていることもあり、より一層放課後児童クラブの必要性が高くなっていると感じております。特に、小学生が放課後に安全に過ごせる場所を提供するという観点から保護者の期待やニーズは高く、低学年にな

ればなるほど、その必要性は高くなっているのではないのでしょうか。

特に、札幌市の場合は、急速に人口が増えたというまちの成り立ちを考えると、港町などの他市と比べて、近所付き合いなどが決して多い都市ではなく、また、地域による見守り、例えば近所の方が子どもを預かってくれるようなということがないような場所であります。そのような中において、放課後児童クラブについては、大変重要な仕組みであると感じております。

ここで伺いますが、まず、札幌市全体における児童数と、その中で放課後児童クラブを利用している児童数、そしてその割合がどのようになっているのか、ここ数年の傾向も含めて、まずはお聞かせください。

●**斎藤子ども育成部長** 札幌市全体における児童数、放課後児童クラブを利用している児童数、及びその割合の推移についてお答えを申し上げます。

札幌市全体における小学生の数は、令和2年5月1日時点で8万9,609人であったのに対し、令和7年5月1日時点では8万5,209人となり、この5年間で4,400人減少しております。

一方、児童会館及びミニ児童会館における放課後児童クラブの登録者数は、令和2年の4月末時点で2万1,247人であったのに対し、令和7年4月末時点では、2万5,124人となり、3,900人ほど増加しております。登録割合は令和2年で約23.7%、令和7年が約29.5%となっております。

また、放課後児童クラブの4月における1日当たりの平均利用数の推移は、令和元年に46.7人でありましたが、令和2年度はコロナの影響もあり28.2人と激減。その後は回復傾向にありまして、直近の令和7年では54.7人であったところでございます。

●**成田祐樹委員** 今、児童数が減っているのに対して、逆に登録者数が増えてきているとい

うところで、実際に利用している人数も増えているということが今の答弁から分かった状況です。

ただ、先ほどおっしゃっていただいたようにコロナ禍の状況データも含まれていますので、全てを右肩上がりと捉えるのには早急かもしれませんが、少なくとも現時点では伸びつつあるということが分かったかと思います。

この放課後児童クラブも、施設単体で利用する児童会館と、小学校内に設置するミニ児童会館があります。児童会館を有しているところは、最初の設置時点で、それなりの大きさや面積を有していると思いますが、ミニ児童会館で運営しているところに関しては、基本的には登録された人数に応じて空き教室などを利用して、運営していると思います。当然ながら、これは利用者数が増えれば、新たに空き教室を追加して利用する必要があり、その場合は必ずしも教室同士が隣接するわけではなく、ミニ児童会館のスペースが離れるなど決して環境はよいとは言えない学校もあるわけです。札幌市も学校の統廃合に合わせて、新たな児童会館の再配置等を進めておりますが、地域的にはそのような再整備の見込みがなく、古くなった学校の一角を使い続けなければならない地域もあります。ただでさえ、児童会館と比べると機能的には劣るわけですから、これ以上環境に差がついてしまうと、なかなかそれを見過ごすというわけにはいかなくなると思っております。

ここで伺いますが、利用者の増加傾向に合わせたミニ児童会館の環境改善に関しては、どのように考えているのか、見解をお聞かせください。

●**斎藤子ども育成部長** ミニ児童会館の環境改善についてのご質問でございました。

放課後児童クラブの運営に当たりましては、国が定める放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準に基づきまして、児童1人当たり、

おおむね 1.65 平方メートル以上の面積を確保することとしております。利用者のニーズは年々増加傾向にあるところであり、特に学校の空き教室を活用しているミニ児童会館におきましては、限られたスペースの中、いかにして子どもたちが安全・安心に遊ぶことのできる環境を確保するかが重要であると考えております。このため、毎年度の利用状況を調査し、既存のスペースのみでは、基準面積の確保が困難な場合には、学校の理解とご協力を得ながら、放課後の時間帯に多目的室や図書室などの学校施設を借用するなど、柔軟な活動スペースの確保に努めているところです。また、過密化傾向にあるミニ児童会館の環境改善を図りますため、学校と協議、調整の上、年に2館、ミニ児童会館の拡張工事を実施しております。

今後も各学校へのアンケートを実施するなど、連携の好事例や課題の共有を通じて、学校との密接な連携体制をさらに深めまして、安全・安心な放課後の居場所づくりに向けた環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

●成田祐樹委員 施設の更新等を含めて、いろいろと所々の条件含めて、負担が生じるという部分があるかと思います。しかし、やはり特定の学校だけ、極端に不利益な状況が続くのであれば、それは公平性の観点からも疑問が出てきてしまいます。登録者が増え続けているという状況を考えると、教室を付け足していくような形で続くのであれば、その環境差が開いていってしまうということをまずは指摘をさせていただきたいと思っております。

そのような中で、現在とある学校のミニ児童会館の館長さんが定年退職により運営から離れることになったそうなんです、代わりが見つからず、後任の館長は複数の学校を兼任するという形になると伺いました。ただでさえ、施設的には不利な状況なのですが、そこに重ねて人材までいなくなるというのは、大変大きな課題

だと受け止めております。

ミニ児では、校長などを経験されている館長さんがいることによって、安定した運営ができていると考えておりますし、所管が違いますが、そこで働いている教員の方々との情報共有という点においても、やはりその信頼度というものは、変わってくるのではないかと思うわけです。しかしながら、昨今では館長の成り手がない。そもそも指導員の成り手もないといった話が出てきております。需要が伸びているのに、それに対応する部分が衰退している状況になっているというのは、今後、大きな問題になってくるのではないのでしょうか。

ここで伺いますが、放課後児童クラブにおける館長の役割を、まずお聞かせください。また、その館長が新年度は市全体において、どのように配置されるのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

●斎藤子ども育成部長 放課後児童クラブにおけます館長の役割、そして新年度の配置予定についてお答えを申し上げます。

児童会館及びミニ児童会館の館長は、施設全体の運営統括のほか、職員が働きやすい環境の整備、地域住民や関係機関との連携、さらには児童や保護者からの相談対応など、施設を統括する責任者として、多岐にわたる役割があるものと認識しております。

児童会館及びミニ児童会館とも、それぞれ常駐の館長を配置することが望ましいと考えておりますが、現在、館長を担う人材が不足していることもあり、多くのミニ児童会館において、児童会館の館長が兼任しているという状況でございます。新年度における館長の配置につきましては、現在、指定管理者において調整中のところでございます。

こうした限られた人材の中ではありますが、館長が担う重要な役割を踏まえ、適切に配置できるよう、指定管理者と協力して、取り組んで

まいりたいと考えております。

●**成田祐樹委員** 多くのところで兼任が続くというようなお答えだったかとは思っております。やはり館長さんの役割を考えると、状況としてはよくないと思っております。これは、学校の先生方も非常に心配していると思うんですね。同じ学校といった施設の中にあるけど、所管が違うから、これは教員もうまく関与できないという状況にあります。ただでも難しい状況なのに、そこでミニ児だけが、放課後児童クラブだけがうまくいかないとなってきたら、これは教育委員会という所管が違って、学校全体が心配されてしまうということになってしまうと思います。保護者からしたら、これは子ども未来局、教育委員会所管だという話は分からないわけで、全部まとめてくくり、やはり学校と感じてしまうと思います。

そのような中で、ミニ児だけがちょっと運営が少しあんまりよくなってきたなんて話になると、これは学校全体の評価にも関わってきますし、そういったことで、せっかく今まで頑張ってきた部分を、なかなか無にしてほしくないなと思いますので、ぜひ、そこは注視していただきたいと思います。特に、今このような状況になって、人がいなくなると負担が重くなって、さらに人材不足を招きます。いかに早く、その兆候を食い止めるかということになると思うんですが、そのためには、今の待遇で本当によいのか、もう一回見直しをかけていかないと、今後は仕組みそのものが、うまくいかなくなるんではないかなと思っております。

ここで最後にお伺いしますが、今後、放課後児童クラブの軸となる館長などの人材確保を、どのように行っていくのか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

●**斎藤子ども育成部長** 放課後児童クラブにおける人材確保についてのご質問でございました。

館長職の確保につきましては、指定管理者において、定年を迎えたプロパー職員を新たに館長職として再雇用するなどの取組を進めており、併せて子ども未来局としても、指定管理者が市立学校の校長経験者などを専門指導員として採用できるよう教育委員会等との連携も行っているところであります。

児童会館及びミニ児童会館の業務水準を維持していけるよう、今後も札幌市としてこうした取組を積極的に進めていくとともに、指定管理者が行うプロパー職員の計画的な採用及び育成について、札幌市も協力して、様々な方策について検討してまいりたいと考えております。

●**成田祐樹委員** 最後、要望です。

ハード的な部分に関しては、どうしても子ども未来局だけで関与できない部分があると思います。また、整備も難しいと思っております。そうするとソフトの部分、やはり人材の部分はどうするかという話になってくると思います。

そのような状況になったときに、じゃあ、一体何をやったら人が集まるかといったときに、なかなか難しい状況だと思います。本当に多分待遇の部分の何とかしていかないと、これはまずいんじゃないかと。今、状況の中で、少なくともほかのいろんな皆さん要望、議員の皆さん要望がありますけど、何か拡充してくれという話ではなくて、今既存のものがだんだん悪くなっている。そういったことを食い止めなければ、非常に状況が悪くなってきますので、ぜひ、それを食い止めるような状況にさせていただくということ。

また、待遇の改善という部分はどうしてもやはり財政的な部分に関わってきますから、財政局の皆さんもしっかりその部分を受け止めて、考慮していただくことを求めまして、質問を終わります。

●**かんの太一委員長** 以上で、第2項 子ども福祉費等の質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、3月19日木曜日午後
1時から、教育委員会関係の質疑を行いますの
で、定刻までにご参集ください。

本日は、これをもちまして散会いたします。

散 会 午後7時30分